第３編　災害応急対策編

第３編　災害応急対策編

大規模な地震、大雨や台風などによる災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助等の措置について基本的な計画を定める。

なお、以下、実施担当部局に示す（　）内の名称は、河内長野市災害対策本部が組織された場合の名称である。

第３編　災害応急対策編

第１章　応急活動体制の確立
- 第１節　応急活動体制を確立する……3-1

第２章　応援の要請
- 第１節　広域応援要請及び要員確保を行う……3-15
- 第２節　自衛隊に災害派遣を要請する……3-19

第３章　情報の収集・伝達
- 第１節　地震に関する情報を収集・伝達する……3-23
- 第２節　気象予報等の情報を収集・伝達する……3-25
- 第３節　被害情報を収集・伝達する……3-45
- 第４節　災害時における通信連絡を実施する……3-51

第４章　災害情報の広報・広聴
- 第１節　災害広報を行う……3-53

第５章　消防・救助活動及び医療救護の実施
- 第１節　消防･救急救助活動を実施する……3-57
- 第２節　医療救護を実施する……3-58

第６章　緊急輸送体制及び交通規制の実施
- 第１節　緊急輸送を実施する……3-64
- 第２節　交通規制を実施する……3-67

第７章　避難行動要支援者対策
- 第１節　避難行動要支援者の被災状況の把握等を行う……3-71

第８章　避難活動の実施
- 第１節　避難対策を実施する……3-73
- 第２節　避難所を開設･運営する……3-82

第９章	被災者の生活支援	
第１節	災害救助法を適用する	3-89
第２節	飲料水を供給する	3-91
第３節	食糧を供給する	3-94
第４節	生活必需品等を供給する	3-98
第10章	自発的支援の受入れ	
第１節	ボランティアを受入れる	3-101
第２節	義援金等を受付・配分する	3-102
第３節	海外からの支援を受入れる	3-104
第11章	メンタルケア（こころのケア）対策	
第１節	こころのケア対策を行う	3-105
第12章	ライフラインの復旧	
第１節	ライフライン関係の応急対策を実施する	3-106
第13章	二次災害の防止	
第１節	二次災害を防止する	3-114
第14章	捜索活動と遺体の収容・火葬	
第１節	行方不明者を捜索する	3-117
第２節	遺体を収容･火葬する	3-117
第15章	廃棄物処理と保健衛生	
第１節	廃棄物を処理する	3-120
第２節	防疫･し尿処理を行う	3-122
第16章	文教対策の実施	
第１節	学校教育を再開する	3-126
第２節	文化財の災害応急対策を行う	3-130
第17章	社会秩序の維持	
第１節	社会秩序を維持する	3-132
第18章	その他災害応急対策	
第１節	土砂災害・洪水応急対策	3-134
第２節	林野火災応急対策	3-135
第３節	市街地災害応急対策	3-138
第４節	危険物等災害応急対策	3-140
第５節	大規模交通災害（航空機事故、鉄道事故、自動車事故）応急対策	3-145
第６節	原子力災害対策	3-148
第７節	その他災害応急対策	3-152

第１章　応急活動体制の確立

第１節　応急活動体制を確立する

実施担当部局	総務部本部班、全部局

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大防止のために応急活動体制の確立を図る。

［体　系］

第１節　応急活動体制を確立する	
	１．災害警戒本部を設置・運営する
	２．災害対策本部を設置・運営する
	３．職員を動員配備する（地震）
	４．職員を動員配備する（風水害）
	５．職員の活動環境・安全を確保する

１．災害警戒本部を設置・運営する

【総務部本部班】

市域で気象予警報等の発表があり軽微な災害が発生するおそれのある場合、又は市域で震度４程度の地震を観測したとき、その他副市長が必要と認めたときにおいて、災害予防及び災害応急対応を実施するために設置する。

(1) 災害警戒本部の設置場所

本部は市役所本館８階に置く。（被災等により市役所本館８階に設置できない場合は、本館の設置可能な場所に置く。また、本館内に設置できない場合は、市役所敷地内に置く。）

ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、本部長は他の設置可能な場所に移動し設置することがある。この場合、各関係機関に連絡する。

(2) 災害警戒本部の組織

① 災害警戒本部の組織

ア　災害警戒本部の組織は、次の通りとする。

(ｱ) 本部長には、副市長（危機管理担当）を充てる。
(ｲ) 副本部長には、副市長・教育長を充てる。
(ｳ) 副本部長は、本部長不在の時、その職務を代行する。
(ｴ) 本部員には、各部長等をもって充てる。

イ　指揮順位

本部長に事故等あるときの指揮順位は次の通りとする。

区 分	意思決定権者	代　理　者	
		第1位	第2位
本部長	副市長 （危機管理担当）	その他の副市長	教育長
副本部長	その他の副市長	教育長	―
本部員	各部長等	―	―

ウ　本部事務局は、次の通りとする。
(ｱ) 災害警戒本部には、本部事務局を設ける。
(ｲ) 本部事務局は各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。
(ｳ) 本部事務局は、総務部本部班におき、その要員等は、防災関係業務を主管する各課より指定された職員を予め定めておくものとする。

エ　本部連絡員は、次の通りとする。
災害警戒本部会議と事務局と各部班との連絡のため、本部連絡員をおく。
本部連絡員は事務局につめ、本部会議等での決定事項の伝達や各部班の活動状況等の連絡を行う。

② 本部会議

ア　本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

イ　本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
(ｱ) 災害応急対策の基本方針に関すること
(ｲ) 動員配備体制に関すること
(ｳ) 各部班間の連絡調整事項の指示に関すること
(ｴ) その他災害に関する重要な事項に関すること
(ｵ) 決定事項の通知に関すること
総務部本部班は、災害警戒本部会議の決定事項のうち必要と認める事項をその都度府に報告し、又は関係機関に通報するとともに、災害対策関係職員に周知を要するものについては、庁内放送などにより速やかに周知徹底を図る。本部連絡員は各班相互間の連絡調整を迅速に処理する。

(3) 災害警戒本部の廃止

① 災害警戒本部の廃止基準

災害警戒本部は、次の場合に廃止する。
ア　災害対策本部が設置されたとき
イ　予想された災害の危険が解消したとき
ウ　災害応急対策が完了したとき
エ　本部長が適当と認めたとき

２．災害対策本部を設置・運営する

【総務部本部班】

市長は、市域に中規模・大規模災害が発生した場合、市長が必要と認めたときは、市災害対

策本部条例に基づき、市災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

地震時	風水害など災害時
・市域で震度５弱以上を観測したとき ・市域に中規模又は大規模な災害が発生し、その対策を要すると認められるとき ・災害救助法の適用を要する災害が発生したとき ・その他の状況により市長が必要と認めたとき	・市域に大規模な災害が発生し、その対策を要すると認められるとき ・災害救助法の適用を要する災害が発生したとき ・その他の状況により市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部の設置場所

本部は市役所本館８階に置く。（被災等により市役所本館８階に設置できない場合は、本館の設置可能な場所に置く。また、本館内に設置できない場合は、市役所敷地内に置く。）

ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、本部長は他の適当な場所に移動し設置することがある。この場合、各関係機関に連絡する。

(3) 災害対策本部の組織

① 災害対策本部の組織

ア　災害対策本部の組織は、次の通りとする。

(ｱ) 本部長には、市長を充てる。
(ｲ) 副本部長には、副市長・教育長を充てる。
(ｳ) 副本部長は、本部長不在の時、その職務を代行する。
(ｴ) 本部員には、各部長等をもって充てる。

イ　指揮順位

本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は次の通りとする。

区 分	意思決定権者	代　理　者		
		第1位	第2位	第3位
本部長	市長	副市長 （危機管理担当）	その他の副市長	教育長
副本部長	副市長 （危機管理担当）	その他の副市長	教育長	―
本部員	各部長等	―	―	―

ウ　本部事務局は、次の通りとする。

(ｱ) 災害対策本部には、本部事務局を設ける。
(ｲ) 本部事務局は各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。
(ｳ) 本部事務局は、総務部本部班におき、その要員等は、防災関係業務を主管する各

課より指定された職員を予め定めておくものとする。

エ　本部連絡員は、次の通りとする。

災害対策本部会議と事務局と各部班との連絡のため、本部連絡員をおく。

本部連絡員は事務局につめ、本部会議等での決定事項の伝達や各部班の活動状況等の連絡を行う。

② 本部会議

ア　本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

イ　本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。

(ｱ) 災害応急対策の基本方針に関すること
(ｲ) 動員配備体制に関すること
(ｳ) 各部班間の連絡調整事項の指示に関すること
(ｴ) 自衛隊災害派遣要請に関すること
(ｵ) 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること
(ｶ) 災害救助法の適用要請に関すること
(ｷ) 他市町村への応援要請に関すること
(ｸ) その他災害に関する重要な事項に関すること
(ｹ) 決定事項の通知に関すること

総務部本部班は、災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項をその都度府に報告し、又は関係機関に通報するとともに、災害対策関係職員に周知を要するものについては、庁内放送などにより速やかに周知徹底を図る。本部連絡員は各班相互間の連絡調整を迅速に処理する。

③ 防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施するうえで必要がある場合は、市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

④ 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要

⑤ 災害対策本部の部及び班の役割分担

(4) 府現地災害対策本部との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合には、この組織と連携を図って活動する。

(5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

① 設置基準

ア　災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要がある場合

イ　その他災害対策本部長が必要と認めた場合

② 廃止基準

ア　災害対策本部で対応することが適当と認められた場合

イ　市長が、市域において災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

ウ　調査の結果、市に大きな被害がないと市長が認めた場合

(6) 災害対策本部の廃止基準

① 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア　予想された災害の危険が解消したとき
イ　災害応急対策がおおむね完了したとき
ウ　本部長が適当と認めたとき

(7) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

総務部本部班は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を総務部及び会計課（総務部情報班及び広報部）を通じて関係機関に通知、公表するとともに、本部の標識を市役所本館正面玄関に掲示する。

なお、廃止した場合についてもこれに準じて行う。

３．職員を動員配備する（地震）

【全部局】

(1) 配備体制の確立

市域に地震が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で、その地震に関する状況が「災害時の配備体制」に定める事由に該当するときは、自動的に当該配備事由に相当する配備体制に移行するものとする。

災害時の配備体制（地震）

<table>
<tr><th>種別</th><th>配備該当事由</th><th>配備体制（勤務時間外）</th><th>配備体制（勤務時間内）</th></tr>
<tr><td>情報収集体制</td><td>1　市域で震度３を観測したとき。</td><td colspan="2">1　危機管理監および総務部本部班職員は、情報収集活動が円滑に実施できる体制とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒配備体制</td><td rowspan="2">1　市域で震度４を観測したとき。
2　小規模な災害の発生、その他の状況により危機管理監が必要と認めたとき。</td><td>1　課長級以上の職員は、直ちに自主登庁する。
その他の職員は自宅で待機する。</td><td>1　課長級以上の職員は、通常業務から災害対策活動へ移行する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　災害応急活動及び情報収集伝達活動等が円滑に実施できる体制とする。
3　事態の推移に伴い、速やかに非常配備体制に移行できる体制とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非常配備体制</td><td rowspan="2">1　市域で震度５弱以上を観測したとき。
2　南海トラフ地震に係る警戒宣言が発せられたとき。
3　市域に中規模な災害が発生したとき、あるいは予想されるとき。
4　その他の状況により市長が必要と認めたとき。</td><td>1　主査級以上の職員は、直ちに自主登庁する。その他の職員は自宅で待機する。
地域サポーター（防災）は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。また、避難所開設の準備をする。
消防吏員は全員、各所属に自主参集する。</td><td>1　主査級以上の職員は、通常業務から災害対策活動へ移行する。
地域サポーター（防災）は、避難所の開設が可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。また、避難所開設の準備をする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　各部課がそれぞれ担当する業務分野に応じて災害等に対し応急措置をとり、必要に応じて救助・救護活動を行い、また災害が拡大するのを防止するための復旧対策活動に対処できる体制とする。
3　速やかに災害対策本部を設置する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急配備体制</td><td rowspan="2">1　市域で震度６弱以上を観測したとき。
2　市域に大規模な災害が発生したとき、若しくは災害が拡大するおそれがあり非常配備体制では対処できないとき。
3　災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
4　その他の状況により市長が必要と認めたとき。</td><td>1　全職員は、直ちに自主登庁し災害対策活動に移行する。
地域サポーター（防災）は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。
また、避難所開設要員は所定の避難所に参集し避難所開設にあたる。</td><td>1　全職員は、直ちに災害対策活動に移行する。
地域サポーター（防災）は、避難所の開設が可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　各部課が有する組織機能の全てをもって対処する体制とする。
3　緊急配備体制の後、速やかに災害対策本部を設置する。
・参集時の注意事項
(1) 原則として徒歩・自転車・オートバイで登庁する。
(2) 被害状況を観察しながら登庁し、被害状況をメモで必ず報告する。
(3) 本庁指定場所（８０２会議室）に参集するものとするが、壊れていた場合は正面玄関前に参集する。</td></tr>
</table>

※　配備該当事由は、いずれか1つに該当する場合に適用される。

※　各職員は、体感その他により市域において震度4以上を観測したと推定した場合は、気象庁の発表した震度が下回る場合や発表そのものがない場合においても、震度相当の配備体制による参集を行う。

※　地域サポーター（防災）とは、各避難所の近傍に居住し、閉庁時等に災害が発生した際に各避難所を開錠し、避難・福祉部担当職員が配置されるまでの間、避難所開設等を行う職員をいう。

災害時の配備体制図（地震）

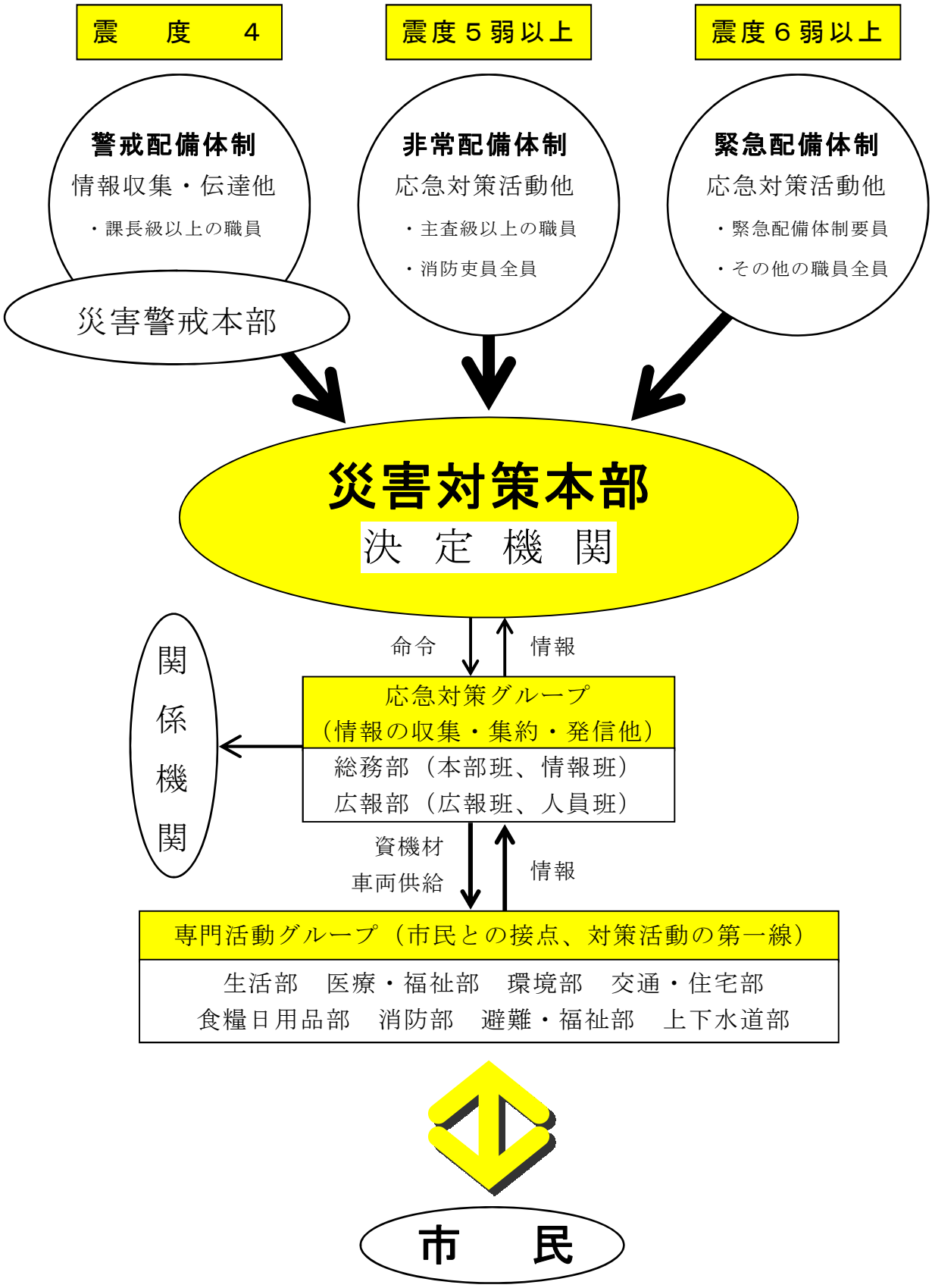

(2) 動員方法

地震時の災害対策活動要員の動員方法は、「災害時の配備体制」に定める自主参集方式であるが、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、各災害対策本部会議の議を経て、本部長が指令する。

① 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出された時は、危機管理監より、総務部本部班長に伝達し、危機管理課（本部班）から各部長、各課長を経て各職員、関係出先機関に伝達するとともに、庁内放送を行い、速やかにその旨を周知する。

【勤務時間内の配備の伝達ルート】

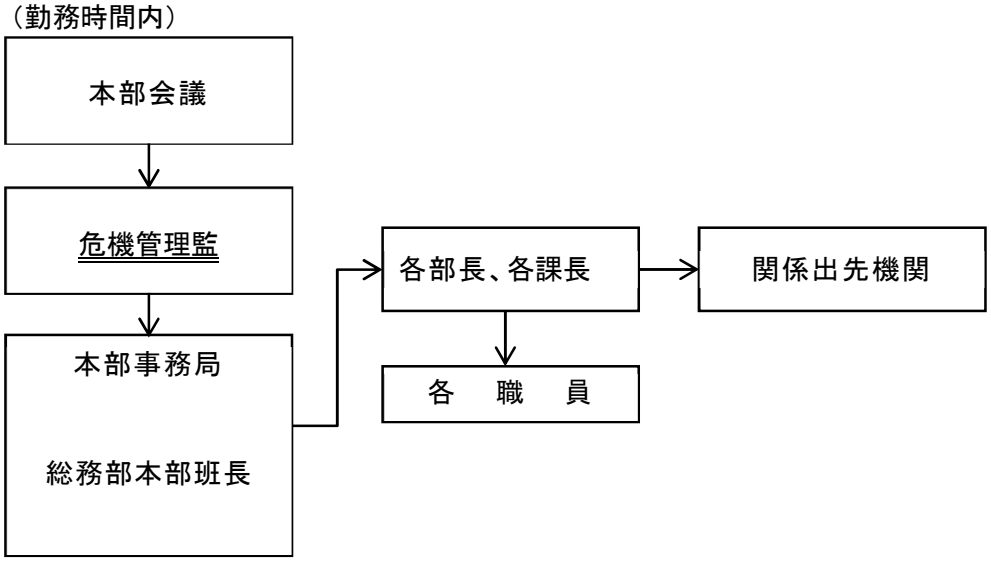

② 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常招集

ア　当直者は、災害の前兆現象等について関係機関や市民等からの通報があった時は、直ちに危機管理課担当者等に連絡する。

当直者は、職員が参集するまでの間、情報の連絡等の任務を行う。

イ　総務部本部班長は、上記の情報について確認して危機管理監へ連絡し、市長、副市長等と協議のうえ、市長から配備指令が出された時は、直ちに危機管理監及び各部長、各課長を経て各職員、関係出先機関に伝達するとともに、速やかにその旨を周知する。

ウ　自主参集が原則であるが、各課長は、所属の各職員への連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

連絡又は招集の方法は原則として次の手段による。

(ｱ) 電話
(ｲ) メール等

エ　非常招集を受けた職員は、直ちに勤務する職場に出勤し、指示された任務に服さなければならない。

オ　危機管理監及び各部長は、職員の非常招集を円滑に実施するため、配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網を常に整備しておく。

【勤務時間外の配備の伝達ルート】

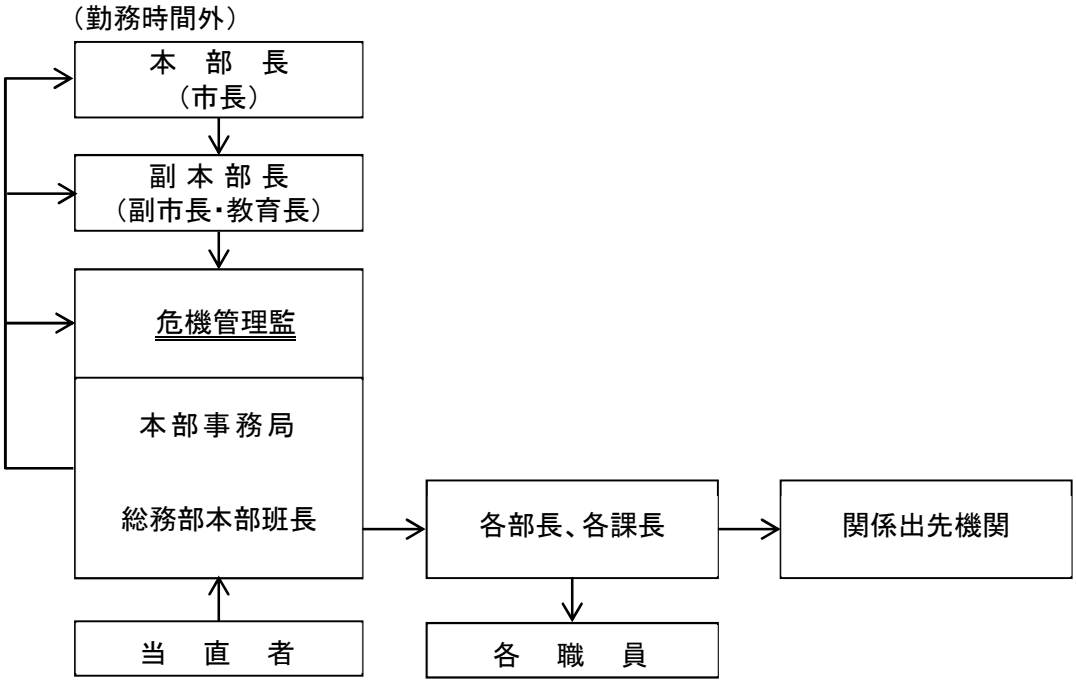

カ　職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生、又は発生するおそれがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、又は、自らの判断で速やかに勤務場所に参集しなければならない。

キ　勤務時間外の参集は勤務場所に集合する。

ク　勤務時間外に災害が発生したときは、職員は緊急配備体制要員として、各種情報の収集伝達等、初動活動にあたるものとする。

ケ　非常招集及び自主参集を要しない者
(ｱ) 心身の障害により許可を受けて休暇中の職員
(ｲ) その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務出来ないと認めた者

コ　各部長は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに動員報告書により危機管理監に報告する。

サ　危機管理監は常に職員の動員状況を把握し、その状況を速やかに府に報告し、又は関係機関に連絡する。また、動員した人数が不足する場合は、各部の職員の再配置を行う。

③ 初動時の留意事項

職員は、配備体制移行時の状況に応じて、以下の事項を遵守する。

ア　勤務時間内の初動体制
(ｱ) 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
(ｲ) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
(ｳ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
(ｴ) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁せず待機する。
(ｵ) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

イ　勤務時間外（夜間及び休日）の初動体制

(ｱ) 災害が発生し、その災害が「災害時の配備体制」に定める事項に該当することを知ったとき、又は体感その他により該当すると推定されたときは、指令を待つことなく、所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

(ｲ) 災害のため、緊急に登庁する際は、特に指示があった場合を除き、できるだけ安全かつ作業が可能な服装等を着用し、参集する。

(ｳ) 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属の責任者に報告する。

ウ　持ち場に参集できない場合

(ｱ) 病気その他やむを得ずいずれの施設にも参集が不可能な場合は、その旨を可能な限りの手段を使って所属長へ連絡する。

(3) 初期活動

災害発生直後の初期活動及び３、24、72時間以内に行うべき災害対策本部体制における活動については、緊急配備体制における初期活動（地震）に基づき実施する。

また、初動期においては、職員の確保が困難な場合が想定される。この際、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

４．職員を動員配備する（風水害）

【全部局】

(1) 配備体制の確立

市域に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で、その状況が「災害時の配備体制」に定める事由に該当するときは、風水害対策実務マニュアルに基づき、自動的に当該配備事由に相当する配備体制に移行する。

災害時の配備体制（風水害）

種別	配備該当事由	配備体制（勤務時間外）
事前配備体制	1 ① 台風が本土に接近し、市域に影響するおそれがあるとき。 ② 市域に災害発生のおそれがある気象警報等が発表されたとき。 (ｱ) 大雨警報 (ｲ) 暴風警報 (ｳ) 暴風雪警報 (ｴ) 洪水警報 (ｵ) 大雪警報 ③ 石川洪水注意報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。 ④ 住民の自主避難要請があるとき。	1　各部課で予め定める体制に従い、登庁あるいは自宅待機する。 通信・情報収集活動を行う。 軽微な災害には、職員の増員により対応する。 2　事態の推移に従い、速やかに警戒配備体制に移行できる体制とする。
警戒配備体制	1　市域に災害発生のおそれがある気象警報等が発表され、かつ、市域に小規模な災害が発生し始めたとき又は発生するおそれがあるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 暴風雪警報 (4) 洪水警報 (5) 大雪警報 (6) 石川洪水警報 2　警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）を発令するとき。 3　その他、副市長が必要と認めたとき。	1　① 予め定める体制に従い、登庁あるいは自宅待機する。局地的な災害応急活動を速やかに実施できる体制とする。 ② ①に該当しない部局においては、職員は自宅で待機とする。 2　災害応急活動要員の招集及び情報収集伝達活動等が円滑に実施できる体制とする。 3　事態の推移に伴い、速やかに非常配備体制に移行できる体制とする。
非常配備体制	1　市域に、中規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、警戒配備体制では対処できないとき。 2　警戒レベル４（避難勧告）を発令するとき。 3　その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1 ①災害対策本部組織の各部においては、状況に応じて必要な人員を連絡網により招集し、あるいは自主登庁する。 ② ①に該当しない部局においては、課長級以上の職員は連絡網により招集、あるいは自主登庁する。その他の職員は自宅で待機する。 2　避難者が予想されるときは、避難所のマスターキーの保管者は、直ちに避難所に駆けつけ、開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。
緊急配備体制	1　市域に、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、非常配備体制では対処できないとき。 2　避難指示（緊急）及び警戒レベル５（災害発生情報）を発令するとき。 3　災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 4　その他の状況により市長が必要と認めたとき。	1　市の全力を挙げて防災活動を実施する体制 2　避難者が予想されるときは、避難所のマスターキーの保管者は、直ちに避難所に駆けつけ。開設可能かどうか被害状況を（避難・福祉部本部班）に連絡する。

(2) 動員方法

災害対策活動要員の動員方法は、「災害時の配備体制」に定める方式であるが、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部会議の議を経て、本部長が指令する。

① 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出された時は、危機管理監より、総務部本部班長に伝達し、総務部本部班から各部長、各課長を経て各職員・関係出先機関に伝達するとともに、庁内放送を行い、速やかにその旨を周知する。

【勤務時間内の配備の伝達ルート】

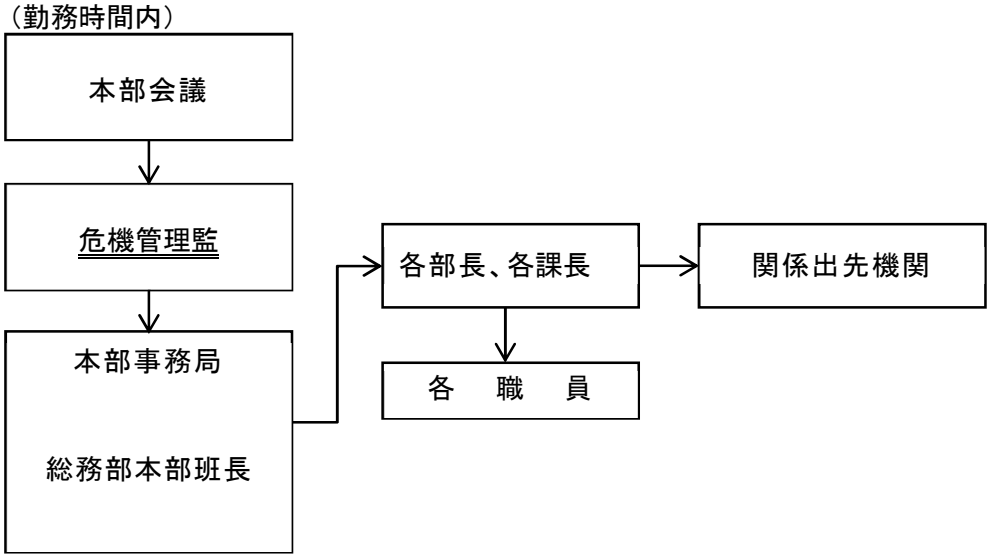

② 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常招集

ア　当直者は、気象予警報等、降雨量、災害の前兆現象等について、関係機関や市民等からの通報があった時は、直ちに危機管理課担当者等に連絡する。
　当直者は、職員が参集するまでの間、情報の連絡等の任務を行う。

イ　危機管理課長は、上記の情報について確認して危機管理監へ連絡し、市長、副市長等と協議のうえ、市長から配備指令が出された時は、直ちに危機管理監及び各部長、各課長を経て各職員、関係出先機関に伝達するとともに、速やかにその旨を周知する。

ウ　各課長は、所属の各職員への連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。
　連絡又は招集の方法は原則として次の手段による。
(ｱ) 電話
(ｲ) メール等

エ　非常招集を受けた職員は、直ちに勤務する職場に出勤し、指示された任務に服さなければならない。

オ　危機管理監及び各部長は、職員の非常招集を円滑に実施するため、配備指令の伝達先名簿及び各所属職員の連絡網を常に整備しておく。

勤務時間外の配備の伝達ルート

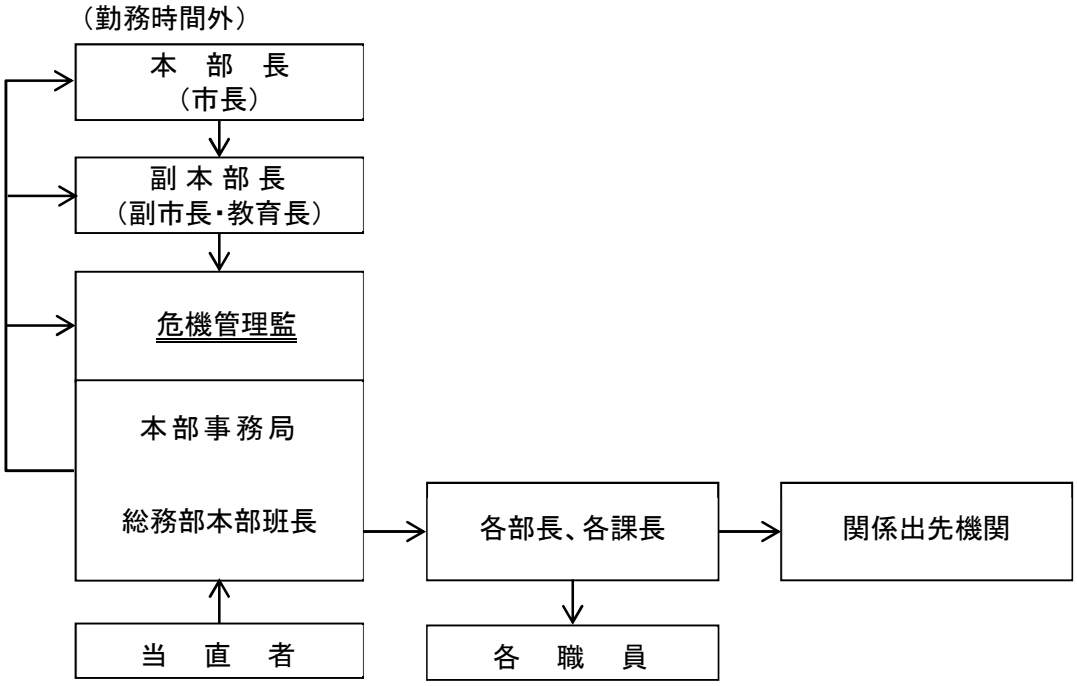

カ　職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生、又は発生するおそれがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、又は、自らの判断で速やかに勤務場所に参集しなければならない。

キ　勤務時間外の参集は勤務場所に集合する。

ク　非常招集及び自主参集を要しない者
(ｱ) 心身の障害により許可を受けて休暇中の職員
(ｲ) その他、所属長がやむを得ない理由のため勤務出来ないと認めた者

ケ　各部長は、配備指令に基づいて所属部の職員を非常招集したとき、又は職員が自主参集したときは、その状況を取りまとめ速やかに動員報告書により危機管理監に報告する。

コ　危機管理監は常に職員の動員状況を把握し、その状況を速やかに府に報告し、又は関係機関に連絡する。また、動員した人数が不足する場合は、各部の職員の再配置を行う。

③ 初動時の留意事項

職員は、配備体制移行時の状況に応じて、以下の事項を遵守する。

ア　勤務時間内の初動体制
(ｱ) 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
(ｲ) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
(ｳ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
(ｴ) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまでは退庁せず待機する。
(ｵ) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を払う。

イ　勤務時間外（夜間及び休日）の初動体制
(ｱ) 災害が発生し、その災害が「災害時の配備体制」に定める事項に該当することを

知ったとき、又は体感その他により該当すると推定されたときは、指令を待つことなく、所属の勤務場所もしくはあらかじめ指定された場所に参集する。

(ｲ) 災害のため、緊急に登庁する際は、特に指示があった場合を除き、できるだけ安全かつ作業が可能な服装等を着用し、参集する。

(ｳ) 参集途上においては、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属の責任者に報告する。

ウ　持ち場に参集できない場合

(ｱ) 病気その他やむを得ずいずれの施設にも参集が不可能な場合は、その旨を可能な限りの手段を使って所属長へ連絡する。

(3) 初期活動

災害発生直後の初期活動を示す。また、災害対策本部体制における活動については、「災害初期活動（風水害）」に基づき実施する。

また、初動期においては、職員の確保が困難な場合が想定される。この際、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

５．職員の活動環境・安全を確保する

【全部局】

(1) 職員の活動環境

職員は、勤務時間内に地震等の災害が発生した場合、家族の安否確認等を行う方法をあらかじめ確保する。

(2) 職員の安全確保

本部長は、職員の安全確保に最善を期する。

災害対策に従事する職員の体力・判断力持続のため、健康管理・勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処する。

(3) 食料等の調達

市職員への食料等を、備蓄物資及び協定業者等から調達する。また、職員用の簡易トイレ、仮眠室、毛布等の確保も早期に行う。

(4) 勤務管理等

本部員（又は課長級）は、本部職員の出退庁時間等の確認を徹底する。

＊条例2　河内長野市災害対策本部条例）
＊資料1-1　災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法
＊資料1-2-2　災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（地震・風水害）
＊資料1-3　災害対策本部の部及び班の役割分担（地震・風水害）
＊資料1-4　動員報告書
＊資料1-5　緊急配備体制における初期活動（地震）
＊資料1-6　災害初期活動（風水害）

第２章　応援の要請

第１節　広域応援要請及び要員確保を行う

実施担当部局	総務部本部班、広報部、全部局

災害に際し、市職員のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策、復旧対策に万全を期す。

［体　系］

第１節　広域応援要請及び要員確保を行う
１．応援を要請する
２．職員の派遣を要請する
３．応援を受入れる
４．労働力を確保する
５．要員の災害対策を確立する

１．応援を要請する

【総務部本部班、広報部】

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の異動を伴わずに要請する。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費）等については市が負担し、総務部本部班及び広報部は市受援計画に基づいて、応援要員を配備する。

(1) 応援の要請できる要件

市の地域に災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

ア　応急措置を実施するために必要があると認められる場合

イ　緊急を要する時、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

(2) 応援にあたっての要請事項

ア　災害の状況及び応援を要請する理由

イ　応援を必要とする機関

ウ　応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量

エ　応援を必要とする場所

オ　応援を必要とする活動内容

カ　その他必要事項

(3) 府に対する応援の要求等

災害対策基本法第68条に基づき、府に対して応援の要求等を行う。この場合には、府危

機管理室を通じて行う。

(4) 他の市町村に対する応援の要求

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援の要求を行う。また、災害時応援協定を締結した市町村に対して応援の要請を行う。

但し、大規模災害の場合、府内及び近隣市町村も同様に大きな被害を受けていると予想されるため、これらの応援要請は状況により判断する。

２．職員の派遣を要請する

【総務部本部班、広報部】

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、市職員のみでは対応ができない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

(1) 府、他の市町村、指定地方行政機関、特定公共機関に対する派遣の要請

地方自治法第252条の17又は災害対策基本法第29条第２項の規定により職員の派遣を要請する。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

ア　派遣を要請する理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条第１項に基づき、応急対策又は復旧対策のために必要があるときは、府に対し、指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣のあっせんについて要請する。また、災害対策基本法第30条第２項に基づき、府に対し、他の地方公共団体又は特定地方公共機関の職員の派遣のあっせんについて要請する。

なお、総務部本部班は、その場合の手続きを次の事項を記載した文書で行う。

ア　派遣のあっせんを求める理由
イ　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件
オ　その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

３．応援を受入れる

【総務部本部班、広報部】

府や他市町村、指定地方行政機関、特定公共機関、特定地方公共機関、協定市等に応援を要請した場合、その応援部隊の内容（職員の数及び技能、応援資機材、車両等の状況）、到着予定日時・場所、活動日程等を市災害対策本部が確認し、応援を要する部署へ速やかに連絡する。

応援を要する部署は、応援部隊の受入れについて次の措置を講ずる。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、後方支援活動拠点、地域防災拠点、被災地等へ

誘導する。また、必要に応じて案内者を確保する。

(2) 連絡窓口の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じて連絡窓口を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材等を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの準備

ヘリコプターを使用する応援活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポートを消防本部（消防部）と協力して、直ちに離発着できるように準備する。

４．労働力を確保する

【全部局】

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

市長は、市域に災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき、市民又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この場合、業務に従事したものがそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、災害対策基本法第84条の規定により補償を行う。

①従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法令	執行者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		〃　第65条第2項	警察官
		〃　第65条第3項	派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第24条	府
	協力命令	〃　第25条	
災害応急対策事業（災害救助を除く応急処置）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第1項	府
		〃　第71条第2項	委任を受けた市長
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 消防機関の長

②従事命令の対象者

命令区分（作業対象）	対　　象　　者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、自衛官の従事命令（災害応急対策全般）	当該市の区域の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その関係者
従事命令（消防作業） 従事命令（水防作業）	火災の現場附近にある者 水防の現場にある者、又は区域内に居住する者

③ 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは原則として公用令書を交付するものとする。

災害対策基本法に定める公用令書の様式は、資料編に掲載した。

④ 費用

府又は府の委任を受けた市長が、災害対策基本法第71条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した者に対しては災害対策基本法第82条により府が実費を弁償する。

⑤ 損害補償

従事命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかった場合には、災害対策基本法第84条の規定によりその損害を補償する。

５．要員の災害対策を確立する

【総務部本部班】

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇用した一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は、各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

民間協力団体の活動内容は主として次の通りであるが、活動内容の選定にあたっては、団体等の意見を尊重して行う。

ア　炊出し、その他災害救助活動の協力
イ　清掃及び防疫
ウ　災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
エ　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
オ　軽易な作業の補助
カ　その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

ア　り災者の安全な場所への避難
イ　医療及び助産における各種移送業務
ウ　り災者の救出
エ　飲料水の供給

オ　救済用物資の輸送
カ　その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者
従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員
派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

＊資料12-1　災害時相互応援協定
＊様式15　公用令書
＊河内長野市受援計画

第２節　自衛隊に災害派遣を要請する

実施担当部局	総務部本部班

災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合で、市、府及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難く、市民の生命又は財産の保護のため市長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、府に自衛隊の災害派遣要請を要求する。
市長は、通信の途絶等により、府に対して要請の要求ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに府に通知する。

［体　系］

第２節　自衛隊に災害派遣を要請する	
	１．自衛隊に災害派遣を要請する
	２．府・自衛隊の判断による災害派遣を受ける
	３．派遣部隊を受入れる
	４．派遣部隊等の撤収を要請する

１．自衛隊に災害派遣を要請する

【総務部本部班】

市長が府に対して派遣要請を要求する場合は、様式13「災害派遣要請書」を府あてに提出する。ただし、緊急を要する場合は、電話その他敏速な方法により連絡するものとし、事後速やかに「災害派遣要請書」を提出する。同時に自衛隊に対してもその内容を直接連絡する。
府への連絡及び関係書類の提出は、府危機管理室を窓口とする。

(1) 「災害派遣要請書」記載事項
ア　災害の情況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊の連絡先

陸上自衛隊	第３師団司令部	伊丹市広畑１－１	072-781-0021
	信太山駐屯地	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090

要請経路

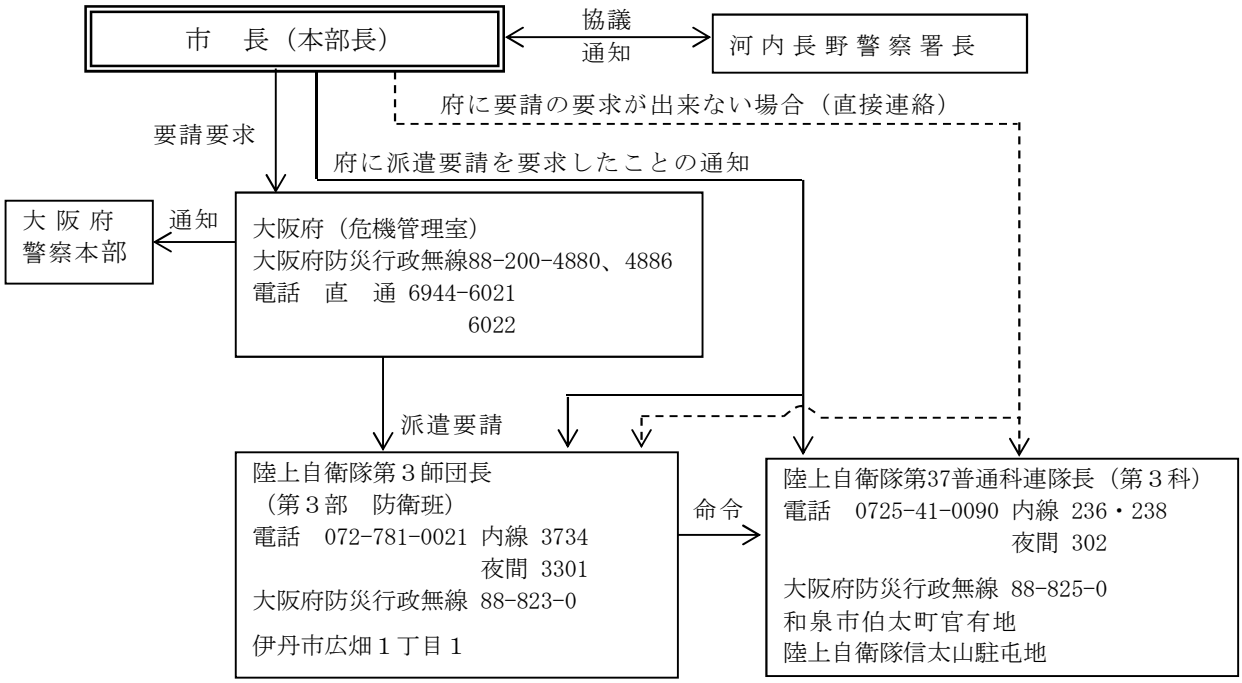

２．府・自衛隊の判断による災害派遣を受ける

【総務部本部班】

その他の自衛隊の災害派遣は、上記の市長の要求による府からの要請に基づく部隊等の派遣以外にも、次の場合に行う。

(1) まさに災害が発生しようとしている場合や市町村の通信途絶の状況から判断し、派遣の必要を認めた場合における府の単独要請に基づく災害派遣

(2) 自衛隊の自主派遣基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、府の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に府に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

ア　災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

イ　災害に際し、府が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ　災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合

エ　その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、府からの要請を待ついとまがないと認められる場合

３．派遣部隊を受入れる

【総務部本部班】

派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように、次の事項を行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により河内長野警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入れ体制

ア　総務部本部班は、派遣部隊の指揮官との連絡調整にあたる。

イ　受入れ体制の確立

応援の決定により要員の派遣が行われる場合には、宿舎等のため河内長野市下里892-3（下里総合運動場・下里運動公園）に、指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点を設け、受入れ体制を整える。

(3) 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑かつ迅速に実施できるよう、作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。使用資機材が準備できない場合は、派遣部隊との協議により、必要な資材、機材等の購入を依頼し、購入費等の負担を市が行うものとする。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時ヘリポートについても設営の準備をする。

(5) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

ア　被害状況の把握
イ　避難の援助
ウ　避難者等の捜索救助
エ　水防活動
オ　消防活動
カ　道路又は水路の啓開
キ　応急医療、救護及び防疫
ク　人員及び物資の緊急輸送
ケ　炊飯及び給水
コ　物資の無償貸付又は譲与
サ　危険物の保安及び除去
シ　その他

(6) 府への報告

自衛隊到着後及び必要に応じて、次の事項を府に報告する。

ア　派遣部隊の長の官職氏名
イ　隊員数
ウ　到着日時

エ　従事している作業の内容及び進捗状況
オ　その他参考となるべき事項

４．派遣部隊等の撤収を要請する

【総務部本部班】

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により府に対し撤収を要請する。なお、事後速やかに様式13「撤収要請書」を提出する。

●「撤収要請書」記載事項

ア　撤収要請日時
イ　派遣された部隊
ウ　派遣人員及び従事作業の内容
エ　その他参考となるべき事項

第３章　情報の収集・伝達

第１節　地震に関する情報を収集・伝達する

実施担当部局	総務部本部班

府内に地震が発生した場合、地震に関する必要な情報の収集及び伝達を実施する。

［体　系］

第１節　地震に関する情報を収集・伝達する
　１．地震に関する情報等を収集・伝達する

１．地震に関する情報等を収集・伝達する

【総務部本部班】

(1) 地震情報の種類、内容

大阪管区気象台が発表する地震に関する情報は下表の通りである。

① 緊急地震速報

緊急地震速報には、強い揺れの到着前に伝える「警報」と「予報」がある。また、「警報」の中でも予想震度が大きいものを「特別警報」に位置付けている。

種　類		内　容
緊急地震速報（警報）	特別警報	緊急地震速報(警報)のうち、震度６弱以上を予測した場合に発表される
	警報	緊急地震速報として、一般向けにテレビ、ラジオを通じて提供されるもので、最大震度５弱以上を予測した場合に、震度４以上を予測した地域に対して発表される(全国を約200地域に分割)
緊急地震速報（予報）	予報	地震の規模がマグニチュード3.5以上、又は震度３以上を予測した場合に発表される

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これからの強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に合わない場合がある。

② 地震情報の種類、内容

大阪管区気象台が発表する地震に関する情報は下表の通りである。

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約1分半後、震度３以上の全国約188に区分した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。（河内長野市の地域名は「大阪府南部」）
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表
震源・震度に関する情報（注１）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報（注１）	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震の回数情報等を発表

（注１）気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の地震に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

(2) 大阪府震度情報ネットワークシステム

市役所に設置されている計測震度計の結果は、地震発生後直ちに危機管理課及び消防本部に情報が表示される。観測結果は府危機管理室に伝達され、観測内容は防災情報システムにより、端末パソコンに自動的に配信される。

第２節　気象予報等の情報を収集・伝達する

実施担当部局	総務部本部班、交通･住宅部 食糧日用品部、上下水道部、広報部、消防部

災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、気象予警報等その他災害に関する情報等を各関係機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に収集伝達して、その周知徹底を図り、的確な応急対策の実施に資するものである。

［体　系］

第２節　気象予報等の情報を収集・伝達する
１．気象予警報等について
２．気象予警報等を収集・伝達する
３．水防警報を発する
４．雨量・水位等に関する情報を収集する
５．水害・土砂災害の警戒体制をとる
６．ライフライン・交通等の警戒体制をとる
７．火災警報を発令する
８．その他の異常現象を措置する

１．気象予警報等について

【総務部本部班】

(1) 気象予警報等の種類と発表基準等

大阪管区気象台から府域に発表される気象予警報等のうち市に関連のある特別警報・警報・注意報等の種類及びその発表基準等は次の通りである。

① 特別警報

気象現象等により河内長野市に重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想される場合、市民及び関係機関の直ちに警戒を促すために発表する。

種類		発表基準
気象 特別警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

② 警報

気象現象等により河内長野市に重大な災害が予想される場合、市民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

種類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合
気象警報	大雨警報 （注）(5)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①表面雨量指数基準＝15 ②土壌雨量指数基準＝120
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地：12時間降雪の深さ 10cm 山地：12時間降雪の深さ 20cm
地面現象警報☆	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①流域雨量指数基準 西除川流域＝6.4　天見川流域＝16.5 ②複合基準（表面雨量指数，流域雨量指数） 石川流域＝（13，15.5） ③指定河川洪水予報による基準 大和川水系石川（金剛大橋・玉手橋）

③ 注意報

気象現象等により河内長野市に災害が予想される場合、市民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

種類		発表基準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①表面雨量指数基準＝9 ②土壌雨量指数基準＝82
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ①降雪の深さ 平地：12時間降雪の深さ 5cm 山地：12時間降雪の深さ 10cm
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
	雷注意報 (注)(7)	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60％以下、最小湿度が40％以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm以上あり、降雪の深さが30cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm以上あり、気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上、気温が＋２℃～－２℃になると予想される場合

種類		発表基準
	霜注意報	４月15日以降の晩霜によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が４℃以下になると予想される場合
気象注意報	低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が－５℃以下になると予想される場合
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。具体的には次のいずれか以上と予想される場合。 ①流域雨量指数基準 西除川流域＝5.1　天見川流域＝13.2 ②複合基準(表面雨量指数，流域雨量指数) 天見川流域＝(5，13)　石川流域＝(5，14) ③指定河川洪水予報による基準 大和川水系石川(金剛大橋･玉手橋)

（注）(1)　特別警報の発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2)　注意報・警報の発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

(3)　注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される（気象庁予報警報規程第３条）

(4)　☆印は、気象注意報、警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

(5)　大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。

(6)　大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」や「大阪府」を用いる場合がある。

(7)　雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

(8)　雨量基準欄において「平坦地」、「平坦地以外」の地域名で基準値を記述する場合

がある。「平坦地」、「平坦地以外」の区分は、別図１参照。

(9)　土壌雨量指数基準は土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく５km四方の領域ごとに算出する。１km四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。

（別図１）「平坦地」「平坦地以外」の格子の区分

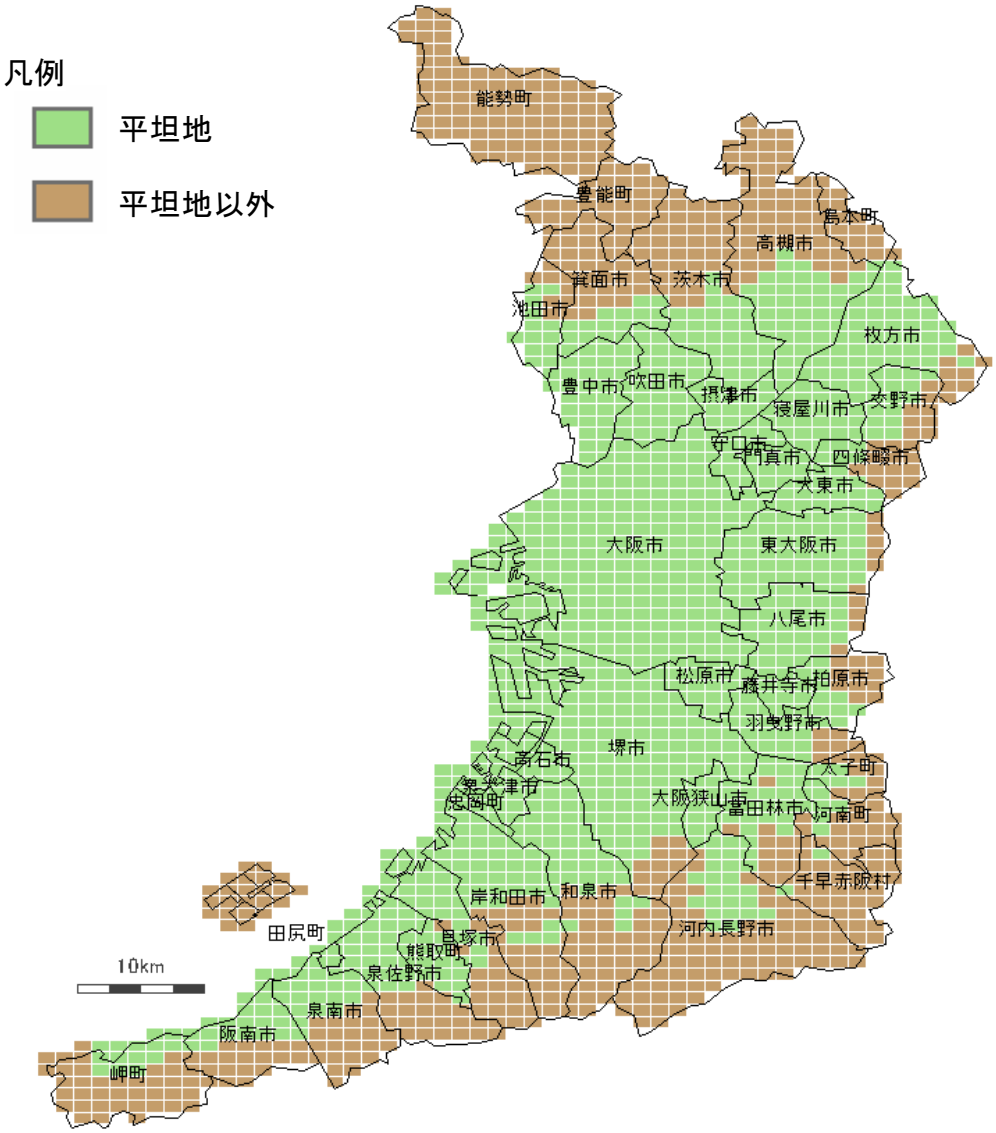

平　坦　地：おおむね傾斜が30％以下で都市化率が25％以上の地域
平坦地以外：平坦地以外の地域（おおむね傾斜が30％以上又は都市化率が25％以下の地域）
【備考】
・関西国際空港は市街地とは海を隔てて離れているため、「平坦地以外」として扱う。

２．気象予警報等を収集・伝達する

【総務部本部班、広報部】

(1) 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を、市民及び関係機関に対して発表する。

(2) 石川洪水予報

石川の洪水に関する予報は、「一級河川大和川水系石川の洪水予報実施要領」に基づき、大阪管区気象台及び府が共同で行う（気象業務法第14条の２第３項、水防法第11条第１項）。

その発表基準は、次の通りである。

種類	発表の基準
石川氾濫注意情報 （洪水注意報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
石川氾濫警戒情報 （洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
石川氾濫危険情報 （洪水警報）	いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
石川氾濫発生情報 （洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。

(3) 土砂災害警戒情報

府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講ずる。（災害対策基本法第51条及び第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条及び第15条の２）

※土壌雨量指数:第2節 1. 参照

① 伝達体制

「(4) 気象予警報等の伝達系統 、④土砂災害警戒情報の伝達経路」による

② 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

(4) 気象予警報等の伝達系統

① 気象予警報等の伝達総括図

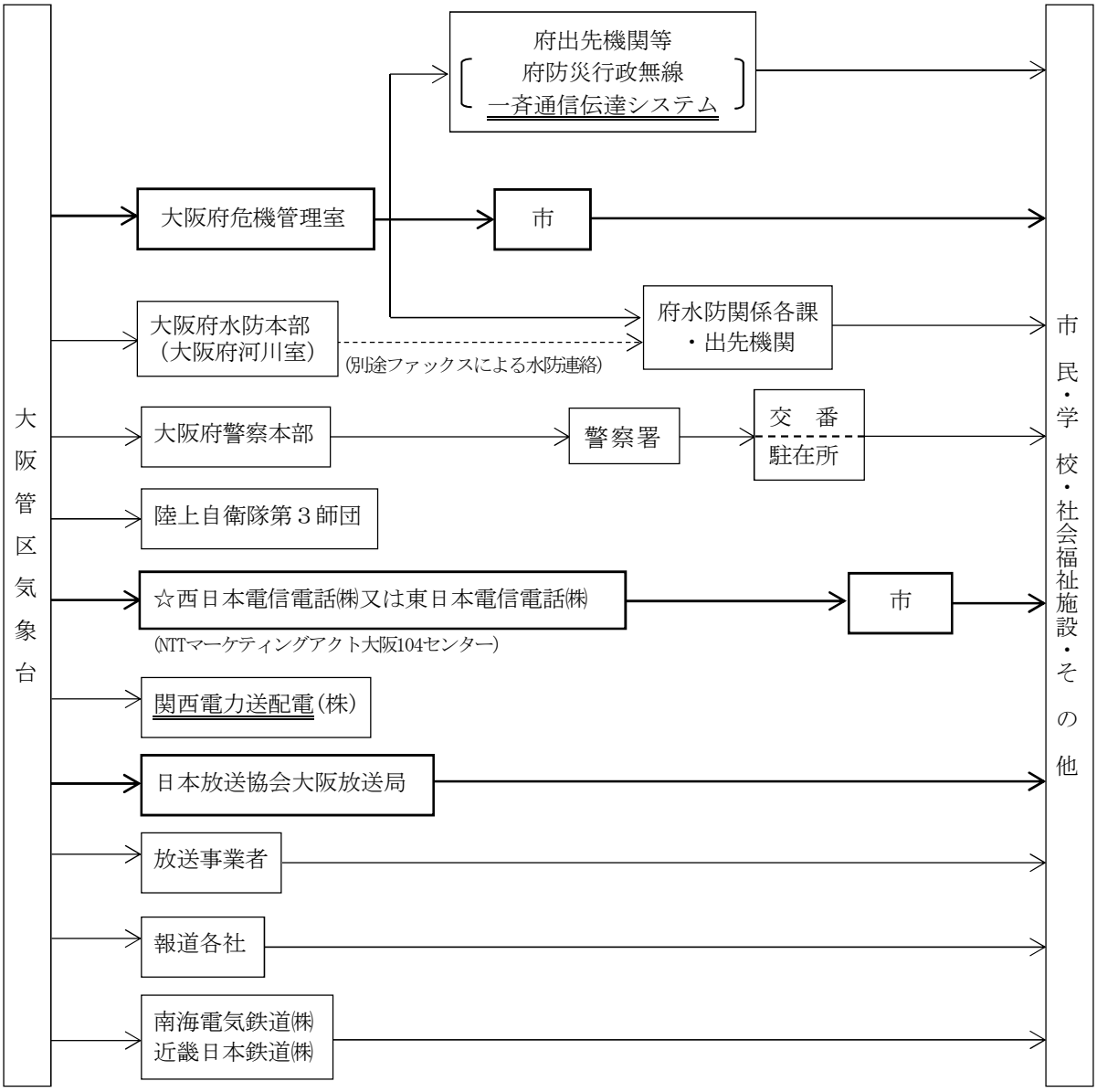

（注）１　太線は気象業務法に規定される伝達経路を示す。
２　☆印は、警報の場合のみ
３　放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802（FMCO.CO.LO）の９社である。
４　報道各社とは朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の６社である。
５　緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

② 気象予警報等の具体的な伝達系統

ア　特別警報

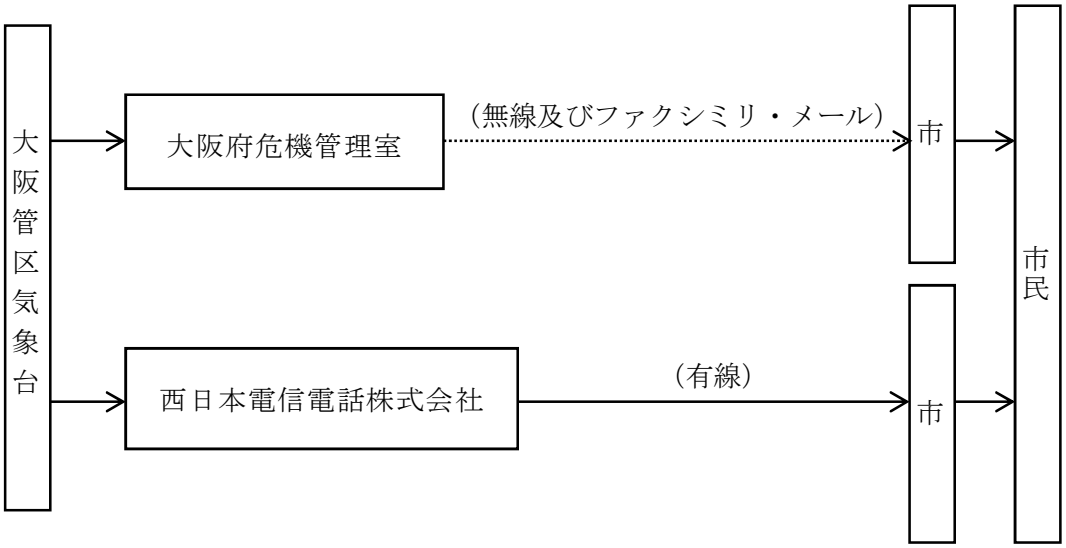

イ　警報

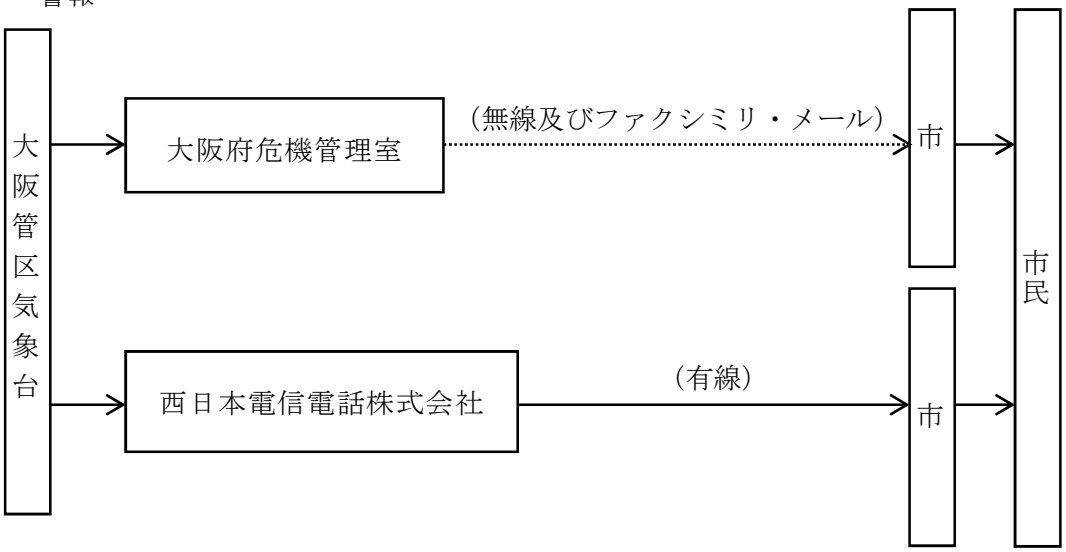

ウ　注意報

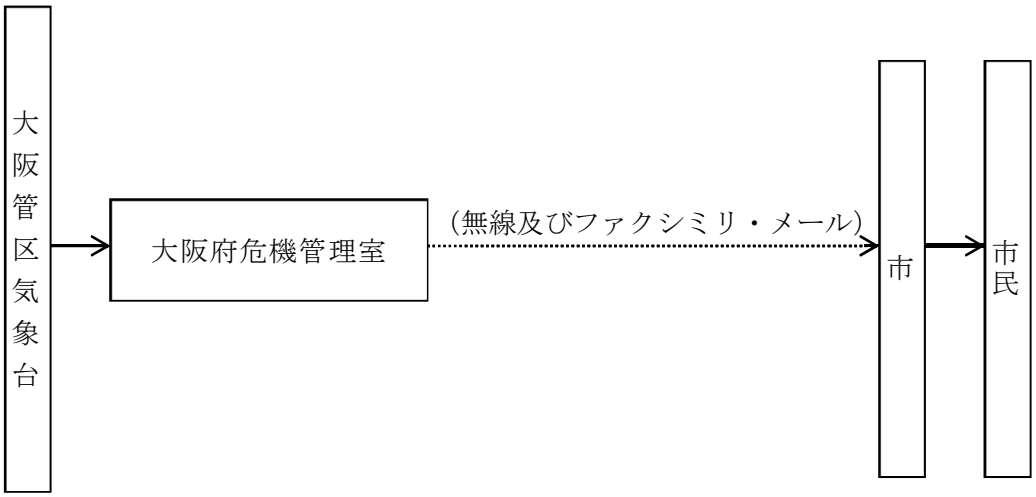

③ 石川洪水予報伝達系統

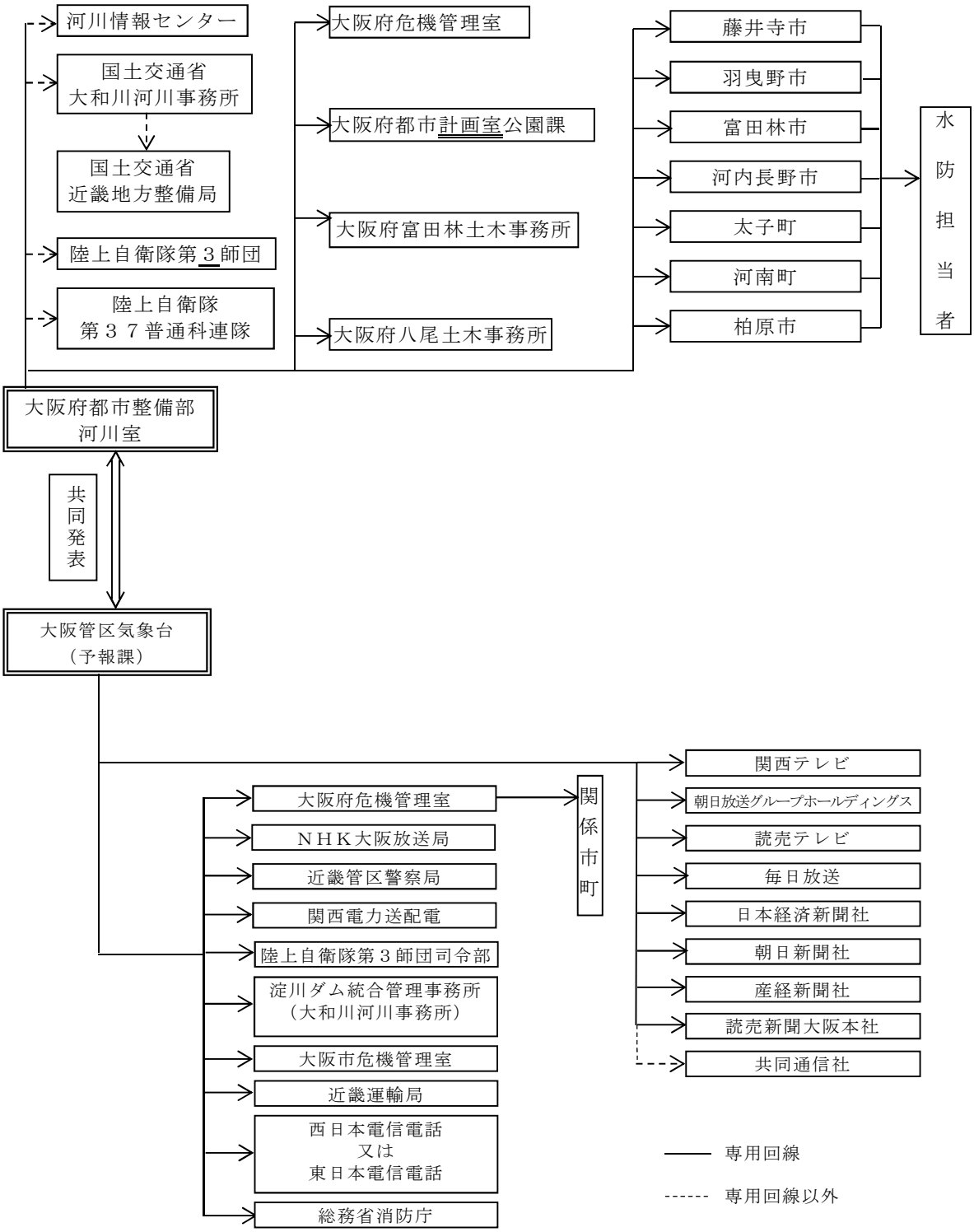

④ 土砂災害警戒情報の伝達経路

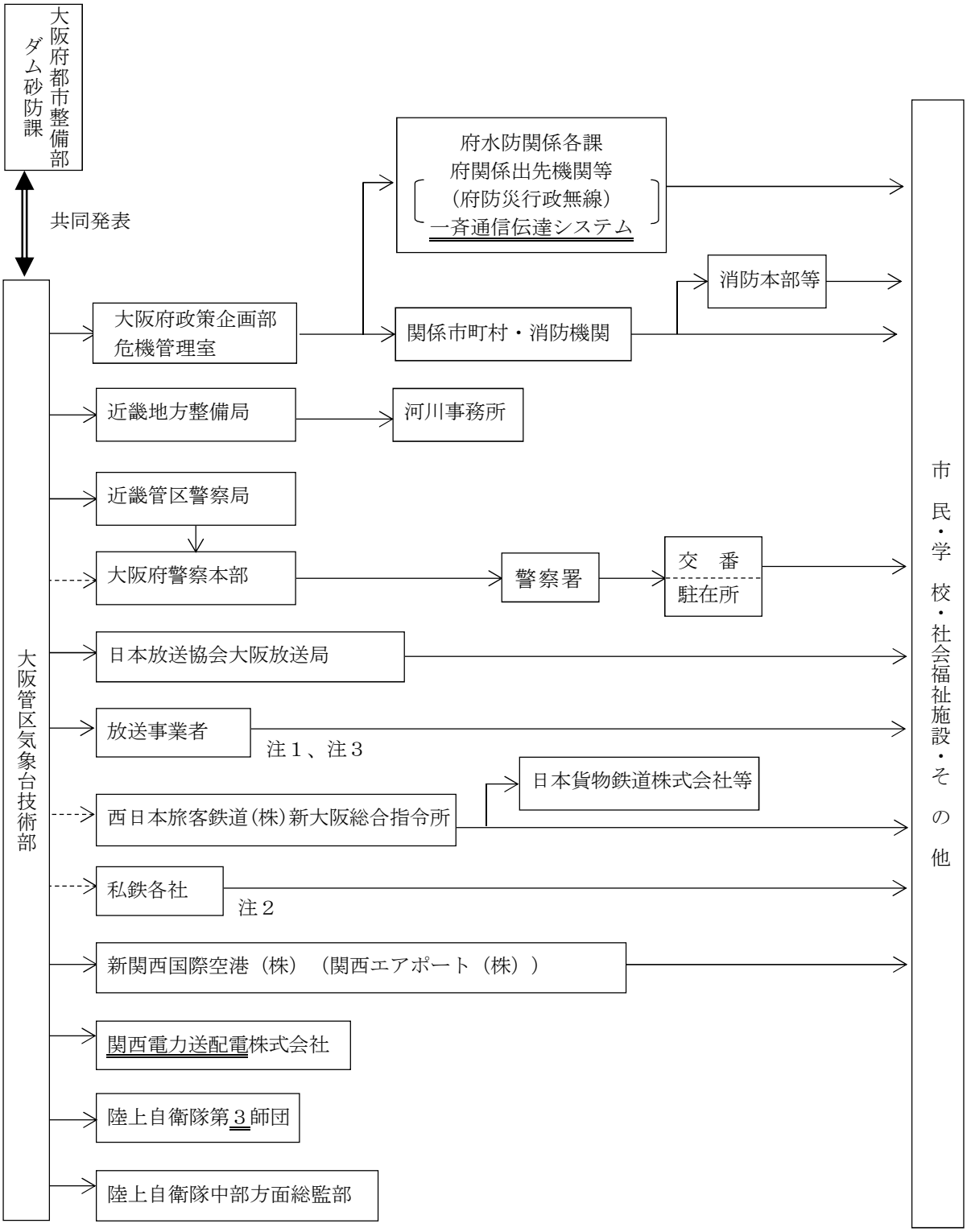

（注）１　放送事業者とは、朝日放送グループホールディングス、株式会社毎日放送、読売テレビ株式会社、関西テレビ株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802（FMCO.CO.LO）の９社である。

２　私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社

（泉北高速鉄道）の７社である。
３　大阪管区気象台からの伝達経路で ----------> 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

⑤ 庁内における気象予警報等の収集伝達

ア　気象台が行う気象予警報等の収集については、危機管理課が行う。

イ　危機管理課は、この予警報等を受信したときは、直ちに市長、副市長に報告するとともに、関係各課に連絡する。

ウ　伝達を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（防災パトロールも含む）を講じるとともに、関係機関等に伝達する。

エ　危機管理課は、予警報等のうち特に必要とする情報については、庁内放送するなど全職員に周知するとともに、災害危険箇所等に係る住民に対して、市防災行政無線等で速やかに周知を図る。

オ　夜間休日における情報収集は当直者が行い、大雨、洪水注意報や警報、特別警報については、直ちに危機管理課担当者等に報告し、その内容に応じた措置をとる。

３．水防警報を発する

【総務部本部班】

(1) 府の発表する水防警報

府が指定する河川等に洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨の水防警報を発する。

ただし、市域の河川に指定されたものはない。石川も市域については指定外である。

４．雨量・水位等に関する情報を収集する

【交通・住宅部、食糧日用品部、総務部本部班】

雨量等の気象情報は、降りはじめ又は大雨等の気象予警報が発表された時点から、市・府・国土交通省・気象庁ホームページ、テレビ・ラジオの他、観測機器により適宜（毎時等）情報を収集する。

(1) 府、近畿地方整備局、気象台の雨量・水位等の観測地点は、次の通りである。

(2) 府の雨量・水位の情報は、府防災情報システム及び大阪府河川防災情報で確認する。

大阪府河川防災情報 http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/

雨量に関する情報については、降りはじめ又は大雨等の気象予警報が発表された時点から、適宜（毎時等）情報を収集する。

(3) 雨量・水位等の情報の分析は、総務部本部班で行い、本部に報告する。

① 雨量

総務部本部班は、市域の雨量情報等の正確な把握に努め、本部長に報告する。本部長は、必要に応じて、大阪管区気象台、大阪府危機管理室等へ連絡する。

② 河川・ため池水位

ア　水防管理者は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報を受けたときは、観測した水位を調査し、本部、現地指導班長（富田林土木事務所長）及び他の水防管理者へ通報する。

イ　ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、現地指導班長（南河内農と緑の総合事務所長）及び水防管理者へ水位状況を通報する。

③ 情報交換の徹底

水防管理者及び現地指導班長（富田林土木事務所長、南河内農と緑の総合事務所長）は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

(4) 災害危険箇所に関する情報の収集

災害危険箇所に関する情報の収集については、「５．水害・土砂災害の警戒体制をとる」を参照すること。

(5) 市民への周知

市は、必要に応じ、防災行政無線、広報車、メール、サイレン等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。なお、周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

周知内容、方法等については、「第４章　災害情報の広報・広聴　１．災害広報を行う」を参照すること。

５．水害・土砂災害の警戒体制をとる

【総務部本部班、消防本部、消防団、交通・住宅部、食糧日用品部】

(1) 伝達情報の内容

ア　気象予警報等の情報
イ　土石流テレメーター観測局の情報
ウ　府内の降雨量の状況
エ　河川、ため池の水位
オ　前兆現象の監視、観測状況の報告
カ　避難の勧告・指示等
キ　その他応急対策に必要な情報

(2) 災害危険箇所に関する情報の収集・伝達総括図

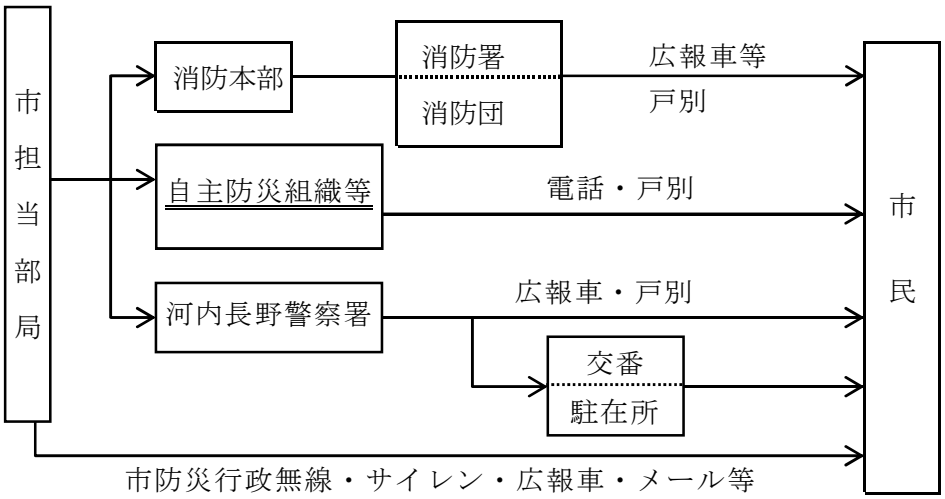

(3) 前兆現象等の把握

危機管理課は、大雨注意報・警報等が発令された場合又は水害・土砂災害の発生が予想される場合には、関係機関の協力を得て、市域内の危険箇所のパトロールを実施して、前兆現象の把握をする。

［前兆現象の種類］

河川、ため池	ア　裏法の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ イ　表法で水当りが強い場所の亀裂又は欠け崩れ ウ　天端の亀裂又は沈下 エ　堤防の溢水状況 オ　樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り工合 カ　橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常 　　ため池については、上記のほか、さらに次の点に注意する。 キ　取入口の閉鎖状況 ク　流域山崩れの状態 ケ　流入水ならびにその浮遊物の状態 コ　余水吐及び放水路付近の状態 サ　重ね池の場合のその上部ため池の状態 シ　樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ
土石流	ア　山鳴り イ　降雨時の川の水位の低下 ウ　川の流れの濁り及び流木の混在など
地すべり	ア　地面のひび割れ イ　沢や井戸水の濁り ウ　斜面からの水の吹き出しなど
がけ崩れ	ア　わき水の濁り イ　がけの亀裂 ウ　小石の落下など
山地災害	ア　わき水の濁り イ　山の斜面を水が走るなど

(4) 雨量の観測

雨量の情報は、危機管理課が府防災情報システム及び大阪府河川防災情報により入手する。雨量測定開始時期は、気象台の大雨注意報が発表された時期の他、市長が指示した時期とし、警戒体制に入ってからの測定間隔はおおむね10分とする。

(5) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

<table>
<tr><th>種　　類</th><th>概　　要</th></tr>
<tr><td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td><td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを確認することができる。
<table>
<tr><th>色</th><th>色が持つ意味</th><th>住民等の行動の例</th><th>相当する警戒レベル</th></tr>
<tr><td>濃い紫</td><td>極めて危険</td><td>避難を完了しておく必要がある</td><td rowspan="2">警戒レベル４相当</td></tr>
<tr><td>うす紫</td><td>非常に危険</td><td>危険な場所から全員避難を開始する必要がある</td></tr>
<tr><td>赤</td><td>警戒</td><td>高齢者等の避難が必要とされる</td><td>警戒レベル３相当</td></tr>
<tr><td>黄</td><td>注意</td><td>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる</td><td>警戒レベル２相当</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td><td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td></tr>
<tr><td>洪水警報の危険度分布</td><td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを確認することができる。
<table>
<tr><th>色</th><th>色が持つ意味</th><th>住民等の行動の例</th><th>相当する警戒レベル</th></tr>
<tr><td>濃い紫</td><td>極めて危険</td><td>命を守る最善の行動をとる</td><td>警戒レベル５相当</td></tr>
<tr><td>うす紫</td><td>非常に危険</td><td>危険な場所から全員避難を開始する必要がある</td><td>警戒レベル４相当</td></tr>
<tr><td>赤</td><td>警戒</td><td>高齢者等の避難が必要とされる</td><td>警戒レベル３相当</td></tr>
<tr><td>黄</td><td>注意</td><td>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる</td><td>警戒レベル２相当</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>流域雨量指数の予測値</td><td>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td></tr>
</table>

(6) 土砂災害警戒活動

① 警戒活動の基準

ア　急傾斜地崩壊危険箇所の警戒基準雨量

警戒体制をとる基準雨量は、降雨量、降雨時間、崖の状況、植生状況、土質等により判断するべきであるが、おおむね下記の雨量状況を基準とする。

(ｱ) 第１次警戒活動

前日まで連続雨量が100ﾐﾘ以上あった場合で	前日まで連続雨量が40～100ﾐﾘ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50ﾐﾘを超えた時	当日の日雨量が80ﾐﾘを超えた時	当日の日雨量が100ﾐﾘを超えた時

(ｲ) 第２次警戒活動

前日まで連続雨量が100ﾐﾘ以上あった場合で	前日まで連続雨量が40～100ﾐﾘ以上あった場合で	前日までの降雨がない場合で
当日の日雨量が50ﾐﾘをこえ、時間雨量30ﾐﾘ程度の強い雨が降りはじめた時	当日の日雨量が80ﾐﾘをこえ、時間雨量30ﾐﾘ程度の強い雨が降りはじめた時	当日の日雨量が100ﾐﾘをこえ、時間雨量30ﾐﾘ程度の強い雨が降りはじめた時

② 警戒活動の内容

ア　第１次警戒活動

(ｱ) 防災パトロールにより各危険箇所の前兆現象の把握に努め、市民に対する広報を実施する。

(ｲ) 必要に応じて、自治会等の防災活動を要請する。

(ｳ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(ｴ) 市民等に避難準備・高齢者等避難開始、一時避難を行うよう広報を行う。

イ　第２次警戒活動

(ｱ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

ウ　土石流危険渓流の警戒基準雨量

(ｱ) 第１次警戒活動

警戒雨量　実効雨量　77ﾐﾘを超え、警戒を要すると認められる場合

(ｲ) 第２次警戒活動

避難雨量　実効雨量　112ﾐﾘを超え、避難を要すると認められる場合

※　これらの基準雨量については、大阪府都市整備部において行った「土石流警戒避難基準雨量設定業務（抄）」等の結果を参考に府内全域で考慮したものである。土石流の発生は、それぞれの渓流の地形・地質条件及び降雨特性により著しく異なるので、注意が必要である。

エ　地すべり危険箇所、山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域

前記ア、イの警戒基準雨量を参考に警戒活動を開始する。

③ 避難勧告等の基準

土砂災害警戒準備情報等の発表を受けて避難の準備を実施し、勧告・判断マニュアルに準じて避難勧告等の発令を行う。

「第８章第１節　１．避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の体制を確立する」に定める通り。

④ 斜面判定制度の活用

市及び府は、必要に応じて、ＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

⑤ 情報交換の徹底

市・府をはじめ関係団体は、気象観測情報等の交換に努める。

(7) 水防活動

① 警戒体制

ア　常時監視

水防法第９条に基づき、河川堤防、ため池等の巡視員を設け、随時区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所がある時は、その旨を水防管理者に報告する。府管理河川については水防管理者は富田林土木事務所に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

イ　非常警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の３班にわかれて巡回し、異常を発見した場合は直ちに富田林土木事務所又は南河内農と緑の総合事務所に報告するとともに、水防作業を開始する。

ウ　避難のための立ち退き

「第８章第１節　１．避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）の体制を確立する」に定める通り。

エ　警戒区域の設定

(ｱ) 水防法第21条（警戒区域への関係者以外の立入禁止）及び第24条（居住者等の水防義務）により、水防活動上必要があるときは、警戒区域を設定し関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

(ｲ) 水防法第22条に基づき、水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、河内長野警察署長に対して事案の概要を通報して、警察官の出動を求めることができる。

(8) 地下空間浸水災害対策活動

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間における浸水災害に対処するための浸水災害活動は、次の通りとする。

① 気象予警報等の伝達

地下空間の管理者等は、気象予警報等の情報収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐次、それらの情報を伝達する。

② 警戒活動

地下空間の管理者等は、浸水により被害が発生するおそれがあると認められるときは、防水扉、防水板、土のう等により浸水防止活動を行うとともに、消防本部へ通報する。

６．ライフライン・交通等の警戒体制をとる

【総務部本部班、上下水道部、交通・住宅部、食糧日用品部】

(1) ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

① 上水道及び下水道

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
イ　応急対策用資機材の確保

② 電力（関西電力送配電株式会社）

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
イ　応急対策資機材の確保

③　ガス（大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社）

ア　応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
イ　応急対策資機材の点検、整備、確保
ウ　ガス製造設備、主要供給路線、橋梁添架管等の巡回点検

④ 電気通信（西日本電信電話株式会社、ＫＤＤＩ株式会社関西支社）

ア　情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
イ　異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
ウ　重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
エ　災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
オ　防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
カ　電気通信設備等に対する必要な防護措置
キ　その他安全上必要な措置

(2) 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

① 電源設備の整備、点検

② 中継・連絡回線の確保

③ 放送設備・空中線の点検

④ 緊急放送の準備

(3) 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

① 鉄軌道施設（南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）

ア　定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
イ　適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

②　道路施設

ア　状況に応じ、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ　交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

③ 乗合旅客自動車運送事業者（南海バス株式会社）

ア　あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ　バス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

７．火災警報を発令する

【消防本部】

(1) 火災に関する警報

火災に関する警報（以下「火災警報」という。）は、消防法第22条第３項に基づき気象の条件が次に該当し、火災の予防上危険であると認めるとき、市長（消防長に委任）が発令する。

ア　乾燥注意報及び強風注意報の発表基準と同一。（ただし、降雨、降雪が予想されている場合は、通報されないことがある。）

（注）消防法に基づいて大阪管区気象台長が、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報をもってその状況を府に通報する。府からこの通報を受けたときは、必要により火災警報を発令する。

(2) 火災警報発令、解除の市民への周知については、次の要領で行う。

ア　火災警報発令サイレン信号、同解除サイレン信号

イ　火災警報発令時には、「火災警報発令中」の掲示板を消防本部、消防署、出張所に掲示し、解除時にはこれを撤去する。

ウ　市防災行政無線固定系で適宜放送する。

エ　消防本部の広報車等で、巡回し周知する。

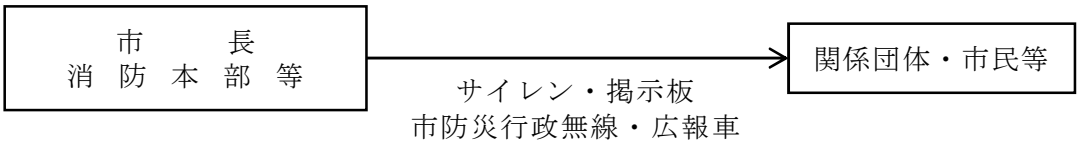

(3) 消防本部における措置

市消防計画（火災警報伝達計画）に基づき、必要な措置を講ずる。

８．その他の異常現象を措置する

【総務部本部班、消防本部】

災害が発生するおそれのある異常現象（第３章第２節５「(3)前兆現象等の把握」の項参照）を発見した者は、次の方法により措置する。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、遅滞なく施設管理者、消防本部・危機管理課、警察官等に通報する。

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに消防本部又は危機管理課に

通報する。

(3) 総務部本部班の通報

通報を受けた危機管理課は、必要に応じ大阪管区気象台、府（本庁関係課又は出先機関）に通報するとともに、地域住民に危険が及ぶおそれのある現象については、市民に周知する。

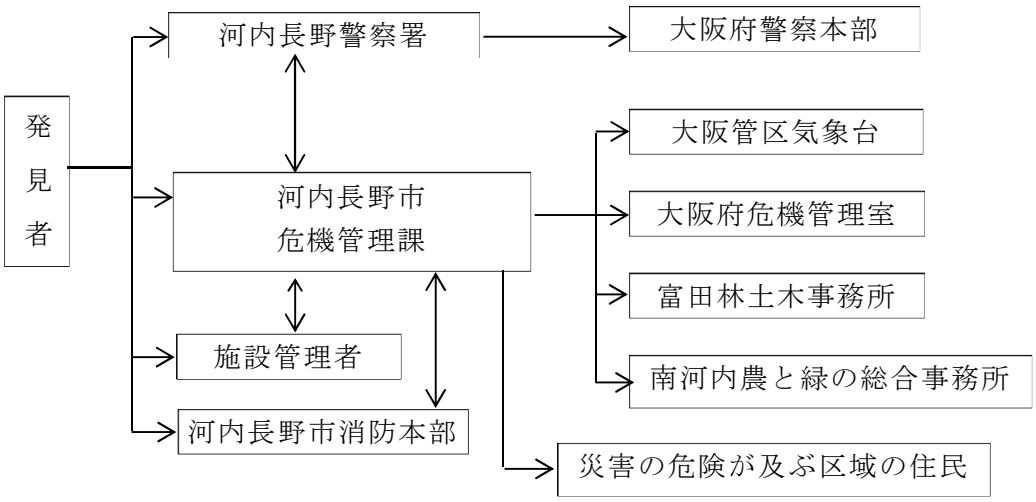

＊資料2-5　市役所内の気象情報機器
＊資料2-6　関係機関雨量観測所一覧
＊資料2-7　水位観測所一覧
＊資料2-8　雨量計･水位計位置図

第３節　被害情報を収集・伝達する

実施担当部局	総務部本部班、全部局

災害発生後、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府防災情報システムにより、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

なお、震災時における被害情報等の収集伝達は、府域で「原則として震度４以上」を観測した場合に行う。

［体　系］

第３節　被害情報を収集・伝達する
１．初動情報を把握する
２．被害状況等を把握する
３．被害状況を関係機関に報告する
４．被害状況を大阪府等に報告する

	５．異常現象を通報する
	６．通信手段を確保する

１．初動情報を把握する

【全部局】

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。

(1) 庁舎周辺の被害状況
(2) 消防機関への通報状況
(3) 河内長野警察署からの情報（通報状況等）
(4) 防災関係機関からの情報
(5) 自主防災組織、市民等からの情報
(6) 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
(7) 勤務時間外にあっては、職員の参集途上で目視した情報
(8) その他

２．被害状況等を把握する

【全部局】

(1) 災害情報の一元化を図るため、情報通信総括責任者として副市長を選任し、災害情報の収集・総括・報告にあたる。

(2) 災害対策本部が設置された場合、各部長は、被害の程度・規模等の状況を災害の推移に応じて迅速かつ的確にまとめ、本部長に報告し、とるべき措置について指示をあおがなければならない。

① 被害状況の種類

災害情報	ア　災害の原因 イ　災害が発生した日時 ウ　災害が発生した区域・場所
被害状況	エ　被害状況(人的被害、建物被害、施設被害等)
災害応急対策活動に関する情報	オ　市民等の避難状況 カ　災害に対して既にとった措置 キ　災害に対して今後とろうとする措置 ク　関係機関の防災体制 ケ　災害対策に要した費用の概算額 コ　その他必要な事項

② 被害調査の担当は、災害対策本部の事務分掌による。

(3) 被害調査報告
被害調査はそれぞれ各課（各班）が実施し、総務部（総務部情報班）に報告する。
なお、緊急を要する被害の報告は、無線で本部に連絡する。

(4) 市民からの通報受付

災害対策本部の応急対策活動の円滑化を図るために、市民等からの被害通報や応急対策依頼内容については、生活部本部班が集中して受付けるものとする。ただし、風水害の事前配備体制及び警戒配備体制については、別途作成する内容による。

(5) 調査報告の留意事項

ア　被害状況を迅速かつ的確に把握するため、関係機関と常に連絡を図る。
イ　災害対策本部への報告は、様式８により実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。
ウ　被害の様子については、できるだけ写真を添付する。
エ　被害の調査にあたっては、河内長野警察署と連絡を密にする。

(6) 広域情報の把握

大阪府防災情報システムの端末機で把握する。

３．被害状況を関係機関に報告する

【総務部本部班、広報部】

収集した被害情報等のうち、必要なものを整理して、次に示す関係機関に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

(1) 報告を要する関係機関
(2) 応急対策を実施する庁内の関係各班
(3) 報道機関
(4) 市民

４．被害状況を大阪府等に報告する

【総務部本部班】

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第１項に基づく報告並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に府に対して行う。ただし、即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を観測した場合、第一報を府に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、観測後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

災害を対象とした直接即報基準は、市の区域内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）であり、風水害についての直接即報基準は定められていない。

消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。

府への報告が、通信の途絶によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行ってることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

応急措置が完了した後、速やかに府に災害確定報告を行う。

(1) 報告の基準

① 一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの。
イ　市が災害対策本部等を設置したもの。

② 個別基準

地 震	風水害
・地震が発生し、市の区域内で震度４以上を観測したもの	・崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ・河川の溢水、破堤等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

③ 社会的影響基準

①一般基準、②個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

④ その他、特に報告の指示があった場合

(2) 報告要領

危機管理担当部局に設置されている大阪府防災情報システムの端末機により報告を行う。

なお、防災情報システムの機器の故障及び防災情報システム端末機が使えない場合は、大阪府防災行政無線、電話、ＦＡＸ等で行う。

①「直後」報告（災害概即報）

被害の状況を総括的なランク（重度、軽度、なし）で調査対象別（人的、住家、非住家、土木被害）に報告する。

②「即報」報告（被害状況即報）

調査対象別に、被害数値（被害者数、被害個所数、被害金額等）を町丁目及び小学校区別に入力し、適宜報告する。

③「確定」報告（災害確定報告）

最終の確定被害数値を報告する。

(3) 土砂災害の報告

市は土砂災害が発生した場合には、地すべり、急傾斜地災害報告様式（府用）及び土石流災害報告様式（府用）により、富田林土木事務所まで、被害状況の報告を行う。

５．異常現象を通報する

【総務部本部班、広報部】

堤防からの漏水や、地割れ、湧水の出現、井戸水位の急激な変動等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は遅滞なく、その旨を施設管理者、市長、警察官又は消防本部等に通報する。通報を受けた者は、その旨を速やかに市長に、また市長は府及び関係機関に通報するとともに、市民に対して周知徹底を図る。

６．通信手段を確保する

【総務部本部班】

(1) 市及び防災関係機関は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

(2)　電気通信事業は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(3)　西日本電信電話株式会社（大阪支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

＊様式4　災害概況速報（地震・火災用）
＊様式9　被害状況等報告様式
＊様式1　発信用紙
＊様式2　受信用紙
＊資料3-1　被害状況等報告基準
＊様式10　地すべり・がけ崩れ災害報告様式（緊急・詳細報告用）
＊様式11　土石流等災害報告様式（緊急報告用）（詳細報告用）

情報収集伝達経路

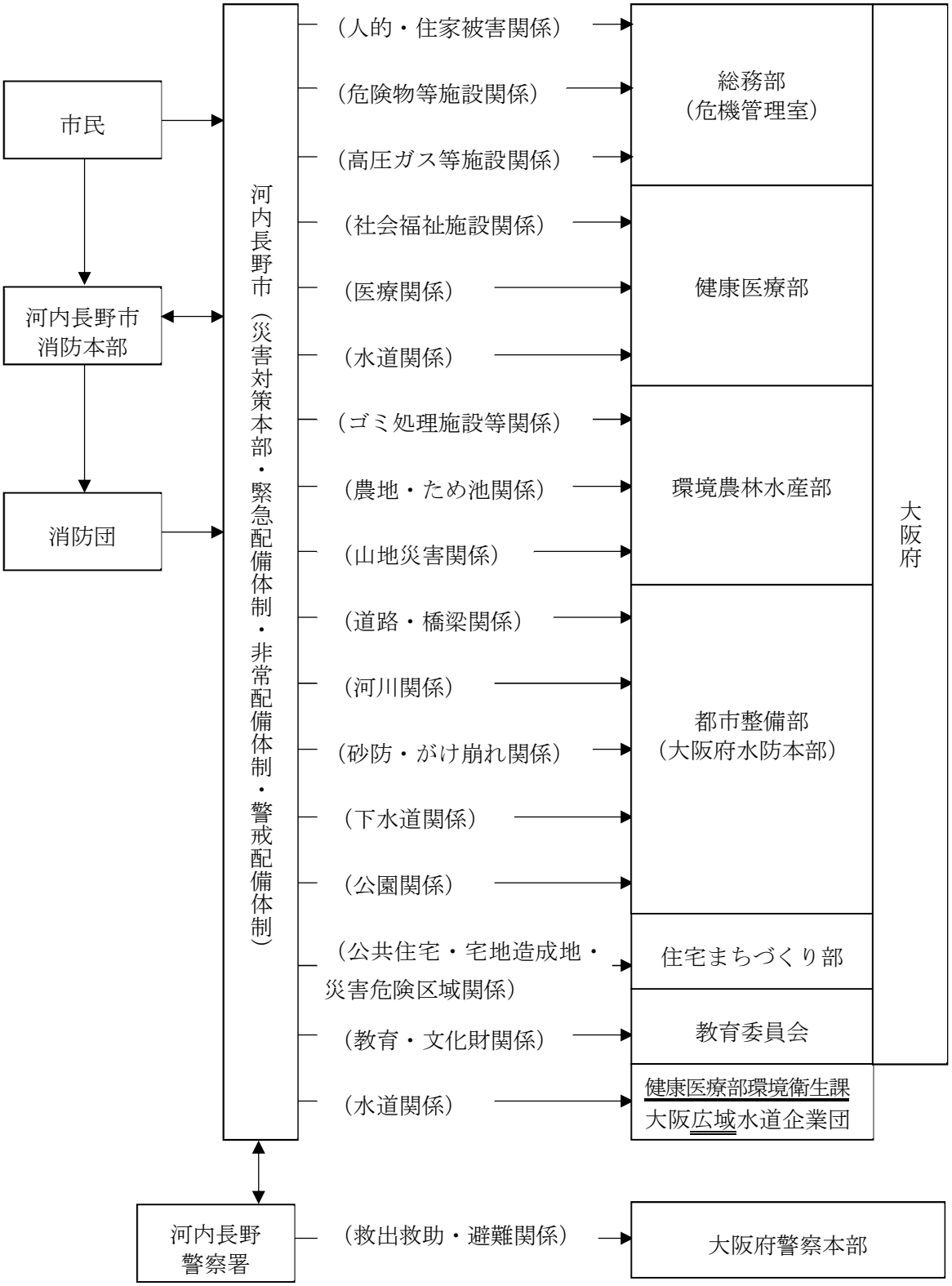
市民
河内長野市
消防本部
消防団
河内長野市（災害対策本部・緊急配備体制・非常配備体制・警戒配備体制）
（人的・住家被害関係）
（危険物等施設関係）
（高圧ガス等施設関係）
（社会福祉施設関係）
（医療関係）
（水道関係）
（ゴミ処理施設等関係）
（農地・ため池関係）
（山地災害関係）
（道路・橋梁関係）
（河川関係）
（砂防・がけ崩れ関係）
（下水道関係）
（公園関係）
（公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係）
（教育・文化財関係）
（水道関係）
総務部
（危機管理室）
健康医療部
環境農林水産部
都市整備部
（大阪府水防本部）
住宅まちづくり部
教育委員会
健康医療部環境衛生課
大阪広域水道企業団
大阪府
河内長野
警察署
（救出救助・避難関係）
大阪府警察本部

第４節　災害時における通信連絡を実施する

実施担当部局	総務部本部班

災害時における関係機関、市民団体等相互間の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、関係機関は、それぞれの通信連絡窓口を定め、迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

災害時の通信連絡手段としては、電話が電話線の切断や電話の輻そう等による混乱で使用できない場合には、市保有の各種無線や府防災行政無線、又は関係機関の各種通信施設等多様な情報伝達・収集手段を有効に利用して、情報の疎通に支障のないようにする。

また、電源喪失に至った場合は、非常電源設備による通信・情報施設の機能確保を図る。

［体　系］

第４節　災害時における通信連絡を実施する
１．通信連絡窓口を設置する
２．通信連絡手段を確立する

１．通信連絡窓口を設置する

【総務部本部班】

(1) 通信連絡窓口

国、府、隣接市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、警察等との通信連絡窓口を設置する。

２．通信連絡手段を確立する

【総務部本部班】

(1) 河内長野市防災行政無線

市防災行政無線は、防災上重要な避難所等の拠点に対し、一斉に同一内容を放送できる「固定系」と、陸上移動局の単信通信方式による「移動系」があり、これらの無線施設を有機的に運用し、災害時に特に必要な関係機関や避難所との連絡や、市災害対策本部からの連絡を円滑に実施できるようにしたものである。

市防災行政無線システムの概要は、次の通りである。

① 固定系

この無線システムは、各種災害情報や災害対策本部からの指令等を伝達し、連絡内容に応じて市民等への周知を行う。

固定系の設置場所は次の通りである。

② 移動系

災害時に、被災現場における被害状況や、避難所等における応急対策活動の連絡に用いる。災害対策本部の設置後は、全ての移動局は開局して各種災害情報の収集・伝達等に利用する。

なお、本部設置後の通信内容は緊急なものから優先し、簡潔明瞭に通信し、また不要不急の通信は禁止する。

③ その他の通信施設

その他の市保有の無線施設としては、消防無線・水道無線等がある。
これは、設置している部局を中心として、災害活動状況や被災現場の状況等を連絡する。
特に、本部設置以後は、主管業務以外の災害情報の収集伝達にも使用する。市消防無線システムの概要は、次の通りである。

河内長野市消防無線系統

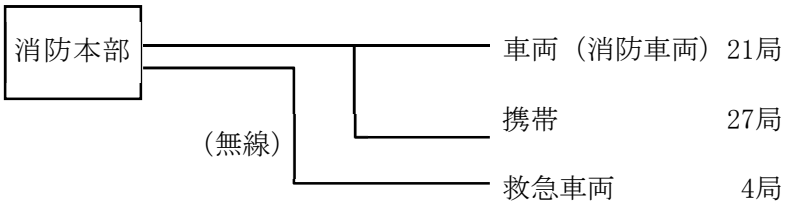

(2) 大阪府防災行政無線

府とその出先機関及び府内市町村並びに関係機関を結ぶ無線網であり、一般公衆回線の輻そう・途絶時に連絡が可能である。
専用電話機は、危機管理課と当直員室（夜間切換用）に設置されている。

① 一斉通信

府からの一斉伝達に利用される。通信（気象情報等）は防災用ファクシミリで受信されるので、関係者に通報する。

② 無線電話機

無線ネットワーク内で、加入電話が輻そうして利用できない場合は、この無線で連絡する。

(3) 非常通信

① 非常通信

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた業務の他に使用しないが、災害時の非常事態が発生したとき、又は発生するおそれがある場合で、ＮＴＴ西日本その他の有線通信施設が事実上使用できないときは、電波法第52条の規定により各種予警報の伝達、被害情報の報告、人命の救助、災害の救援、交通・通信・電力の確保、秩序の維持等に関する通信は、許可を受けた業務以外の通信（他人の通信を含む）でも取り扱える。これを非常通信という。

② 非常通信経路

市から府への連絡は、あらかじめ通信経路等の計画を定めており、加入電話や府防災行政無線等各種の通信が利用できないとき、本計画に基づき最寄りの警察署、消防本部等まで電文を使送して、伝達してもらう。
市における非常通信の利用先としては、次の通りである。

＊資料4-1　通信連絡窓口
＊資料4-2　市防災行政無線系統及び設置場所
＊資料4-3　大阪府防災行政無線局番号一覧
＊資料4-4　非常通信経路

第４章　災害情報の広報・広聴

第１節　災害広報を行う

実施担当部局	広報部、総務部本部班

災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、市民、出勤および帰宅困難者、訪日外国人観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。

［体　系］

第１節　災害広報を行う	
	１．災害広報を行う
	２．報道機関と連携する
	３．広報資料を収集する
	４．広聴活動を行う

１．災害広報を行う

【広報部、総務部本部班】

災害時における広報については、広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように実施する。

このため、各部は、広報を必要とする事項は、総務部（総務部情報班）を通じて広報部に連絡する。

広報責任者は広報部とし、情報通信総括責任者（副市長）と各部署と災害対策本部各班との密接な協力のもとに円滑な広報の実施を行うとともに、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、避難行動要支援者も含め、情報を提供する際に活用する媒体に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

また、緊急を要する場合は、報道機関を通じて緊急メッセージを発する。

(1) 広報の内容

① 台風接近時の広報

ア　台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
イ　不要・不急の外出抑制の呼びかけ
ウ　鉄道等の交通機関の運行情報　等

② 地震発生直後の広報

ア　地震の規模・余震・気象の状況
イ　出火防止、初期消火の呼びかけ
ウ　避難の勧告、指示の呼びかけ
エ　避難所開設の情報
オ　避難行動要支援者への支援の呼びかけ

カ　土砂災害（二次災害）の危険性など

③ その後の広報

災害の広報は、避難段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて、市民の人心の安定に必要とする情報の提供を行う。

ア　市長からのメッセージ
イ　災害時における市民の心構え
ウ　災害に係る情報及び災害危険箇所等に関する情報（二次災害の危険性）
エ　被害状況（一般的な被害状況以外に安否情報も含む）
オ　災害応急対策の実施状況（被災者のために講じている施策）
カ　現場を担当する部署の所管及び避難先の指示等
キ　電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
ク　災害復旧の見通し
ケ　交通規制及び交通機関の運行状況
コ　医療機関の情報
サ　義援物資等の取り扱い
シ　災害の補償や融資に関すること
ス　教育、福祉関連情報
セ　犯罪情勢及び予防対策の広報
ソ　その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ゴミの収集、運搬等生活関連情報）必要な事項

(2) 広報の方法

市民に対する具体の広報については、原則として次の方法により実施する。

ア　防災行政無線（固定系、屋外子局のトランペットスピーカー）による方法
イ　防災行政無線の届かない地区については、広報車による方法
ウ　災害危険箇所については、防災行政無線によるほか、自治会の長に対して電話で行う方法
エ　避難所については、防災行政無線（戸別受信機）による方法
オ　避難の指示については、避難誘導員の戸別訪問による方法
カ　携帯メールや緊急速報メール
キ　インターネット（市ホームページ、フェイスブックやツイッターなどのＳＮＳ等）による方法
ク　チラシ・ポスター、広報紙等印刷物による方法
ケ　市内全域について被害を受けたときは、航空機等による方法で行う
コ　緊急なものや広範囲にわたるものは、報道機関を通じて行う方法
サ　ケーブルテレビ等への情報提供
シ　点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな広報
ス　災害時臨時ＦＭ局の開設

(3) 府の「災害モード宣言」

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

① 発信の目安

ア 台風

気象台予測で、強い台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上で見込まれる場合

イ 地震

府域に震度６弱以上を観測した場合
ウ その他自然災害等
その他自然災害により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

② 広報の内容
ア 台風
・自分の身の安全確保
・出勤・通学の抑制
・市町村長の発令する避難情報への注意
イ 地震
・自分の身の安全確保
・近所での助け合い
・むやみな移動の抑制
・出勤・通学の抑制

２．報道機関と連携する

【広報部】

(1) 報道機関への情報提供

広報部（広報班長）は、災害の状況や応急活動の実施状況等を必要に応じ報道機関に発表する。

報道機関に対する情報の提供は、情報内容の一元化を図るため広報部において全て行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、出来るだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

(2) 緊急放送の実施

避難の指示等で緊急を要する場合には、災害対策基本法第57条に基づき、放送局を利用する必要があるとき、やむを得ない場合を除き原則として府に次の事項を明らかにしたうえ放送を依頼する。

ア　放送要請の理由
イ　放送事項
ウ　希望する放送日時及び送信系統
エ　その他必要な事項

(3) 避難行動要支援者等に配慮した広報

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用など、避難行動要支援者に配慮した広報に努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

３．広報資料を収集する

【広報部】

(1) 各機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害の現場における現地取材も行う。

(2) 災害写真の撮影

ア　現場に写真撮影班（広報班）を派遣して、被害写真を直ちに撮影する。

イ　他の機関が撮影した写真の収集にも努めるものとする。

ウ　災害写真は速やかに引伸し掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼があった場合は提供する。

４．広聴活動を行う

【広報部、総務部本部班】

市、府をはじめ防災関係機関は、被災地市民の要望事項等を把握するとともに、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

＊資料3-3　災害時の広報文例

第５章　消防・救助活動及び医療救護の実施

第１節　消防･救急救助活動を実施する

実施担当部局	消防部

災害から市民の生命、財産を保護し、被害の軽減に努める。また、家屋倒壊等により生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にある者を救出するとともに、負傷者に対して応急手当を実施し、医療機関へ搬送する。

［体　系］

第１節　消防･救急救助活動を実施する
　１．消防・救急救助活動を実施する

１．消防・救急救助活動を実施する

【消防本部】

(1) 実施機関

消防部が、自主防災組織（自治会等で構成）、河内長野警察署と協力して実施するが、消防本部等のみでは対応できない場合は、市消防計画（応援協力計画）に基づき、隣接する市町村、消防本部、府、緊急消防援助隊及び自衛隊等に応援を要請する。

(2) 対象

① 消火の対象

地震等に伴い発生した火災（原則として、人命の安全確保及び延焼拡大のおそれのある火災を優先するもの）

② 救助の対象

ア　災害・事故等に起因し生命・身体に緊迫した危険、障害から自力により脱出できない要救助者が発生した場合

イ　行方不明の者で、生存していると推定される場合

③ 救急の対象

医療機関に緊急に搬送を要する傷病者が発生した場合

(3) 消防活動

① 活動の原則

ア　消火活動

・人命の安全確保を図るための消火活動の優先
・延焼火災の消火活動の優先

イ　救急・救助活動

・救急・救助活動現場における人命救助活動の優先
・多数要救助事案優先
・救命効果の高い事案の優先

② 消防計画による消防活動

消防本部は、災害時における人命の安全確保を図るため予め市消防計画において、災害防ぎょのための各隊の活動を円滑に実施するため、消防計画に基づき迅速、的確な消防活動を行う。

③ 活動方針の決定

消防活動の原則を踏まえ、災害の状況等を勘案し、部隊配備、活動方針等を決定する。

④ 自主防災組織等との連携

同時多発災害に対応するため、自主防災組織、ボランティア等に貸与できる資機材等を備蓄し、地域住民、関係機関と連携を図り、初動時における消火・救助活動の円滑化を図る。

⑤ 消防相互応援及び消防援助隊の要請

市単独では、十分に消防・救急救助活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、消防組織法第39条による近隣市町村と締結している消防相互応援協定や大阪府内広域消防相互応援協定による要請、さらに甚大な被害があり要請が必要な場合、消防組織法第45条の緊急消防援助隊の要請を図る。緊急消防援助隊の集結場所は、河内長野市下里総合運動場・下里運動公園とする。

⑥ 各機関による連絡会議の設置

市（**消防部**）、府、河内長野警察署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、市災害対策本部内に設置する連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

(4) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第２節　医療救護を実施する

実施担当部局	医療･福祉部、消防部、総務部本部班

災害のため医療・助産機関が無くなった場合、あるいは機能が停止し、著しく不足又は混乱したため、被災地の市民が医療・助産の途をなくした場合に、応急的な医療・助産を行う。

［体　系］

第２節　医療救護を実施する
１．医療救護を行う
２．医療情報の収集活動を行う
３．現地医療対策を確立する
４．後方医療対策を確立する
５．災害医療機関の役割を確立する
６．医療器具、医薬品等を調達する
７．助産救護活動を行う
８．長期医療を行う
９．救護所・救護医療機関の応急復旧を行う
10．個別疾病対策を講ずる
11．医療応援協力体制の確立

１．医療救護を行う

【医療・福祉部】

(1) 実施責任者

市長が主体となり、市医師会及び富田林保健所の協力を得て、応急的な医療・助産活動を支援する。

(2) 対象者

① 災害時に、応急的に医療・助産を必要とする者

② 被災者に限定されるものではなく、医療・助産の途を無くした者

２．医療情報の収集活動を行う

【医療・福祉部】

市は、市医師会等の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。情報収集・伝達手段については、電源喪失なども想定し、災害時優先電話、衛星電話、実地調査など多様な手段により対応する。

３．現地医療対策を確立する

【医療・福祉部】

(1) 医療救護班の編成

ア　市内の全病院・医院の医師、看護師及び助産師等により編成する。なお、市内在住の医師免許取得者の協力も得る。

イ　医療救護班の構成及び編成は適宜行うものとする。

ウ　医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当面必要な資器材等を携行する。

エ　救護所となった市内の病院・医院に、別に定める計画により、医療・福祉部を出動させる。

(2) 医療救護班の搬送

① 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

② 市

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 救護所の設置

適当な医療機関がないときは、安全性を考慮して、災害現場に応急救護所を、避難所、小・中学校等公共施設等に医療救護所(応急救護所と医療救護所をあわせて「救護所」という。以下同じ。)を設置する。また、医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

① 設置基準

ア　市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合

イ　傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合

ウ　被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間が係るため、被災地域での対応が必要な場合

② 設置場所

救護所の設置場所は、現場救急活動が必要な災害現場及びあらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

ア　応急救護所は、必要に応じて、災害現場付近に設置する。

イ　医療救護所を設置する場合の予定場所は次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

(ｱ) 集中して負傷者が出る地域
(ｲ) 医療機関
(ｳ) 学校の保健室
(ｴ) 避難所
(ｵ) その他救護所の設置が必要な場所

(4) 医療救護班の受入窓口

ア　市は、医療救護班の派遣などがスムースに達成できるように、受入窓口を保健センターに設置する。

イ　配置調整の指揮は、市医師会長及び医療・福祉部本部班長とする。

(5) 応援の要請

医療・福祉部の体制をもってしても、なお医療救護が確保できないときは、府及び府を通して日本赤十字社大阪府支部等に応援を要請する。

(6) 救護所における現地医療活動

① 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に市から派遣される医療救護班又は災害拠点病院から派遣される緊急医

療班が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

② 医療救護所における臨時診療活動

市、府、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療救護班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(7) 救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

ア　交代要員の確保
イ　携帯電話等通信手段の確保
ウ　医療品、医療用資器材の補給
エ　医療用水の確保
オ　食糧、飲料水の確保
カ　その他医療救護活動に必要な事項

(8) 医療救護班の業務

ア　患者に対する応急処置
イ　傷病者の重傷度の判定（患者の振り分け業務）
ウ　被災者の状況に応じた救急蘇生術の施行
エ　後方医療施設への転送の要否及び順位の判定を行い、転搬送の手配の実施
オ　搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
カ　助産救護
キ　死亡の確認
ク　被災者の健康管理
ケ　その他状況に応じた処置

４．後方医療対策を確立する

【医療・福祉部、消防本部】

重傷患者等で、救護所では、設備又は薬品衛生資器材の不足等のため治療を実施できないときは、病院又は診療所に搬送し、治療する。

搬送については、医療・福祉部、消防本部、医療機関で対応するが、不足するときは、府及び関係機関に応援を要請する。

(1) 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、医療関係機関と協力して、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、近隣市町村の災害医療機関の患者の受入病床を確保する。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入治療を行う。災害時における医療等を行うのは、大阪南医療センター・救急指定病院（資料6-1）のほか、市内において、開業する総ての医院等が依頼を受けた場合は診療にあたる。

① 受入病院の選定と搬送

市は、救急医療情報システム(大阪府医療機関情報システム)等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

② 患者搬送手段の確保

ア　陸上搬送
救急車が確保できない場合は、市内医療機関及び民間機関の搬送車両を確保する。

イ　ヘリコプター搬送
市は、災害状況に応じてヘリコプターが必要な場合、大阪府ドクターヘリ又は大阪市消防局航空隊に要請する。

５．災害医療機関の役割を確立する

【医療・福祉部、総務部本部班】

(1) 災害拠点病院

① 基幹災害医療センター
基幹災害医療センターは下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害利用センター間の調整を行う。

② 地域災害医療センター
地域災害医療センターは次の行動を行う。

ア　24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する緊急患者の受入れと高度医療の提供

イ　患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

ウ　地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

ア　疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
イ　疾病患者に対応する医療機関間の調整
ウ　疾病患者に対応する医療機関等への支援
エ　疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市町村災害医療センター

市町村災害医療センターは、災害拠点病院等と協力し、率先して患者を受入れる。

(4) 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、災害拠点病院等と協力し、率先して患者を受入れる。

６．医療器具、医薬品等を調達する

【医療・福祉部】

医療救護活動に必要な医療器具、医薬品、衛生材料等について、市の備蓄する物資で不足する場合は、地元の薬剤師会、医療器具調達業者等及び府に要請する。

７．助産救護活動を行う

【医療・福祉部】

(1) 助産の実施期間

助産を受けられるのは、災害のために助産の途を失い、災害発生の日の前後７日以内に分娩した人であり、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

(2) 助産救護活動の内容

ア　分娩の介助
イ　分娩前後の処置
ウ　脱脂綿、ガーゼ等の衛生材料の支給

(3) 助産救護班の編成

医療救護班の編成に準じて行う。

８．長期医療を行う

【医療・福祉部】

市及び関係機関は、府の応援を受け、長期医療を要する被災者の医療を行う。

９．救護所・救護医療機関の応急復旧を行う

【医療・福祉部】

市は、府及び関係機関の応援等を受け、被災した救護所及び救護医療機関の応急復旧に努める。

10．個別疾病対策を講ずる

【医療・福祉部】

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

11．医療応援協力体制の確立

【医療・福祉部】

災害の規模及び発生状況により市の医療活動のみで対処できない場合は、府に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の協力を要請する。

＊資料6-1　主な市内医療機関及び救急病院一覧
＊資料10-5　大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧
＊様式8医療救護班診療記録）

第６章　緊急輸送体制及び交通規制の実施

第１節　緊急輸送を実施する

実施担当部局	総務部（総務部情報班）、交通・住宅部、総務部本部班、広報部

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、各機関の保有する車両、航空機等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

［体　系］

第１節　緊急輸送を実施する
１．緊急輸送体制を確立する
２．緊急輸送手段を確保する
３．緊急交通路を確保する
４．緊急通行車両を確認する
５．輸送基地を確保する

１．緊急輸送体制を確立する

【都市づくり部、総務部】

(1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、次の通りとする。

ア　傷病者
イ　医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
ウ　飲料水、食糧、生活必需品等
エ　救援物資等
オ　応急復旧に係る要員、資機材等

(2) 輸送順位

ア　市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
イ　災害の拡大防止のために必要な輸送
ウ　ア、イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

２．緊急輸送手段を確保する

【総務部、都市づくり部】

輸送にあたっては、車両、鉄道、航空機等の手段が考えられるが、その確保については、総務部（総務部情報班）、交通・住宅部が次の通り実施する。

(1) 車両の確保

現在、市で保有する車両等は、資料5-1（公用車の保有状況）の通りである。
また、市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

(2) 市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して府に調達を要請する。

ア　輸送区間及び借り上げ期間
イ　輸送人員又は輸送量
ウ　車両等の種類及び台数
エ　集結場所及び日時
オ　その他必要な事項

(3) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した燃料供給業者から調達する。

(4) 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、南海電気鉄道（株）及び近畿日本鉄道（株）に依頼して輸送を確保する。

(5) 航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合又は山間等孤立地区への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、あらかじめ、想定した臨時離発着場等を活用し、発災後直ちに緊急点検及び保守管理を行い、府に調達を要請する。

３．緊急交通路を確保する

【都市づくり部】

(1) 広域緊急交通路

府は、震災時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための広域緊急交通路を定めている。
市域に係る路線は、次の４路線である。
・国道170号（大阪外環状線：市域内全て）
・国道310号（大阪狭山市域界より七つ辻）
・国道371号（和歌山県境より七つ辻）
・府道大野天野線（上原町より消防本部前）

(2) 地域緊急交通路

市は、震災時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための地域緊急交通路を定める。

(3) 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路管理者は、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び府警察に連絡する。

(4) 啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急交通路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。また、緊急交通路は、原則として、２車線の通行を確保できるよう応急復旧を行う。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保す

るため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両移動等の命令を行う。運転者がいない場合は、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

■重要物流道路（代替・補完路）

国は、自然災害により被災した場合、都道府県知事又は市町村長の要請を受け、道路啓開又は災害復旧に関する工事について、国が代行できることとなっている。

市域に係る路線は、次の４路線である。

・国道170号、市道野作台4号線、市道宮の下古保線、市道宮の下線の各一部

４．緊急通行車両を確認する

【都市づくり部】

府公安委員会が災害対策基本法第76条第１項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、府公安委員会（警察署長）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。

(1) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、「緊急通行車両確認申請書」を府又は府公安委員会（府警察又は河内長野警察署交通課）に提出する。

(2) 緊急車両の証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を受けた場合は、府又は公安委員会から証明書及び標章を交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼付けて輸送を実施する。

５．輸送基地を確保する

【都市づくり部、総務部本部班】

(1) 陸上輸送基地

ア　陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。

イ　施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

(2) 航空輸送基地

ア　市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。

イ　市及び府は、大阪市消防局、府警察、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(3) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

市における集積場所：大阪府立長野高等学校、地域活性・交流拠点 道の駅「奥河内くろまろの郷」他

＊資料5-1　公用車の保有状況
＊資料5-2　緊急交通路路線（図面と路線一覧表）
＊資料5-3　緊急通行車両確認証明書及び標章
＊様式13-3　緊急通行車両確認申請書

第２節　交通規制を実施する

実施担当部局	交通･住宅部、広報部

震災時において府公安委員会、府警察、道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施する。

［体　系］

第２節　交通規制を実施する
１．交通規制体制を確立する
２．交通規制を行う
３．交通規制措置を広報する
４．道路交通を確保する

１．交通規制体制を確立する

【都市づくり部】

(1) 実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び河内長野警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 府 市長	１．道路の破損、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合 ２．道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第４６条 第１項
公安委員会・警察	公安委員会	１．災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき。	災害対策 基本法 第７６条 第１項
		２．道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため。	道路交通法 第４条 第１項
	警察署長	道路交通法第４条第１項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの。	道路交通法 第５条 第１項
	警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合	道路交通法 第６条 第２項

		道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第６条 第４項

２．交通規制を行う

【都市づくり部】

(1) 府公安委員会、府警察による交通規制

① 大災害規模発生後の緊急交通路の確保（第１次交通規制）

府警察は、大阪府地域防災計画に指定する緊急交通路重点14路線について緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限の交通規制を行う。ただし、市域の道路はこれには該当しない。

また、府内への流入車両を抑制する必要がある場合には、「近畿管区警察局管内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定」に基づき、周辺の府県警察に対し、府県境において府内への車両の進入を禁止するなどの交通規制の要請を行う。

② 災害応急対策実施のための緊急交通路の確保（第２次交通規制）

府警察は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、市、府、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

河内長野警察署（府警察）及び道路管理者は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び市に連絡する。

ア　道路の区間規制

必要により、重点14路線の交通規制の見直しを行うとともに、他に選定した緊急交通路の交通規制を実施し、道路管理者に連絡する。

イ　区域規制の実施

被災地の状況等に応じて、府、市、道路管理者と協議して区域規制を行う、車両の通行禁止区域は次の区域を基準として拡大又は縮小する。

被害集中区域	規制区域
南大阪区域	大和川以南の区域

③ 交通管制の実施

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

④ 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

⑤ 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

(2) 道路管理者の交通規制

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い市及び河内長野警察署（府警察）に連絡する。

② 通行規制

路の破損、決損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

③ 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、規制対象、期間等を表示した標識等を設置する。

④ 道路啓開（通行の確保）

業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

(3) 相互連絡

府警察、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、府及び関係市町村に連絡する。

３．交通規制措置を広報する

【広報部】

市及び府警察、道路管理者は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、報道機関等を通じて、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関、一般通行者（車）等に対し、その内容、迂回路等について広報する。また、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分発揮させるため、市民への周知を行う。

４．道路交通を確保する

【都市づくり部】

道路交通を確保するために、以下の対策を講ずる。

(1) 市民は、緊急の場合を除き、努めて車の使用を控える。

(2) 災害時に道路、橋梁等道路施設の被害及び交通が極めて混雑している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に通報する。

(3) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握する。

(4) 道路管理者は、危険箇所が発生した場合は、直ちに所轄警察（河内長野警察署）に連絡のうえ、交通の規制を行うと同時にこれにかわる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。

(5) 災害箇所については、道路管理者において、優先順位の高いものから早急に仮復旧等の

応急措置を行う。

(6) 応急措置のための資機材については、必要に応じ緊急に調達する。

(7) 国は、市・府の要請を受け、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第７章　避難行動要支援者対策

第１節　避難行動要支援者の被災状況の把握等を行う

実施担当部局	医療･福祉部
市民事業者	河内長野市社会福祉協議会

避難行動要支援者に対し、継続した福祉サービスを行うとともに、災害後のメンタルヘルスの安定を図るため、こころのケア対策を実施する。

［体　系］

第１節　避難行動要支援者の被災状況の把握等を行う
１．避難行動要支援者の安否確認を行う
２．避難行動要支援者を避難所等へ移送する
３．避難行動要支援者の被災状況とニーズを把握する
４．被災した避難行動要支援者への支援活動を行う

１．避難行動要支援者の安否確認を行う

【医療・福祉部、河内長野市社会福祉協議会】

災害発生後直ちに市役所内に避難行動要支援者の相談窓口を設置するとともに、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアル（避難行動要支援者支援プラン）に則して地域住民等の協力を得ながら、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

災害前より避難行動要支援者については、平常業務の延長として、災害時対応を実施する。

２．避難行動要支援者を避難所等へ移送する

【医療・福祉部、河内長野市社会福祉協議会】

避難行動要支援者を発見、保護した場合は、速やかに負傷の有無等、被災状況を確認し、状況を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

３．避難行動要支援者の被災状況とニーズを把握する

【医療・福祉部、河内長野市社会福祉協議会】

(1)　避難行動要支援者の所在及び被災状況の把握に努めるとともに、被災した在宅避難行動要支援者が、居宅、避難所及び応急仮設住宅等においても、福祉サービスが組織的・継続的に受けられるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズを把握する。

(2)　市及び府は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。

(3)　府は、市の情報を集約し、被災の状況に応じて、近隣府県、関係団体等からの人的・物的支援を得ながら、福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の施設等への入所が行える体制を確立する。

４．被災した避難行動要支援者への支援活動を行う

【医療・福祉部、河内長野市社会福祉協議会】

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）や、幼児用の粉ミルク、おむつ等の育児用品等の搬送、供給体制を確保する。また、在宅福祉サービスの継続的提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図る。

(2) 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び府は、被災により、居宅、避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

(3) 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等を集約し、必要に応じて、府に対して、被災地域への介護職員等の派遣や避難行動要支援者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう要請する。

(4) 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の連携

市は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）と円滑な連携ができるよう、平時から関係団体等との協力体制の整備に努める。

第８章　避難活動の実施

第１節　避難対策を実施する

実施担当部局	総務部本部班、消防部

災害から市民の安全を確保するため、防災系関係機関は相互に連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にする等、対象者に取るべき避難行動がわかるように工夫し、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。また、市が定める「避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。また、迅速な実施のため、事前に市民への周知の徹底を行う。

［体　系］

第１節　避難対策を実施する	
	１．避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の体制を確立する
	２．避難の情報伝達、準備、誘導を行う（地震時）
	３．避難の情報伝達、準備、誘導を行う（風水害時）
	４．警戒区域を設定する

１．避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の体制を確立する

【総務部本部班】

(1) 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限

避難のための立ち退きを勧告又は指示する実施責任者は、以下の通りである。

実施責任者	災害の種類	根拠法
市　長（勧告、指示） 府　　（勧告、指示） 警察官（指示） 〃	災　害　全　般 〃 〃 〃	災害対策基本法第60条 〃 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条
府又はその命を受けた吏員（指示）	洪水、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者（市長：指示） 自　衛　官（指示）	洪　　水 災　害　全　般	水防法第29条 自衛隊法第94条

(2) 対象者

市域に在住、就業就学、滞留若しくは通過中に災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者

(3) 避難勧告、指示等の区分

勧告、指示等は、市長又はその他の実施責任者が事態に応じ次の区分により行う。また、府は時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

大雨・洪水時には、総務部本部班は河川管理者（富田林土木事務所長、南河内農と緑の総合事務所長）との連携を密にし、避難情報の発表について助言を求める。

① 避難準備・高齢者等避難開始

	地震時等	風水害時
条　　件	地震による二次災害のおそれがある場合、又は地震防災対策強化地域に対して警戒宣言が発せられた場合で、避難の勧告、指示が必要と判断された場合	原則として次のようなとき、警戒レベル３と合わせて発令する。 ［水害］ 市に大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、なおかつ下記1)、2)の条件をどちらか満たしたとき 1)石川・諸越橋の水位が氾濫注意水位（3.5m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 2)天見川・平和橋の水位が、氾濫注意水位（1.6m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 3) 西除川・金剛橋の水位が、氾濫注意水位（1.6m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ［土砂災害］ 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1)市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 2)「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における3時間予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過し、かつ土砂災害警戒準備情報が発表されたとき 3)今後も降雨が継続すると予想されるとき
伝達内容	・発令・伝達者 ・避難準備をすべき理由 ・危険地域	・発令・伝達者 ・避難準備をすべき理由 ・危険区域
伝達方法	・広報車、テレビ、ラジオ ・防災行政無線 ・携帯メール、緊急速報メール など	・広報車 ・防災行政無線 ・緊急速報メール など
発令･発表時の状況	・災害発生のおそれがある場合 ・事態の推移によっては避難の勧告、指示などを行うことが予想される場合	
市民に求める行動	・家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。 ・避難行動要支援者は、計画された避難所への避難行動を開始。 ・避難行動要支援者等を必要最小限の移動で安全な場所へ避難させるため、支援できる者は支援行動を開始。	

② 避難勧告

	地震時等	風水害時
条　　件	当該地域あるいは土地建物などに災害が発生するおそれがある場合で、原則として次のようなとき ・地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池等の決壊等による危険が切迫しているとき ・爆発のおそれがあるとき ・火災が拡大するおそれがあるとき ・その他市民の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき	原則として次のようなとき、警戒レベル４と合わせて発令する。 ［水害］ 1)石川・諸越橋の水位が、避難判断水位（4.0m）に達し、かつ1時間後に氾濫危険水位（4.2m）に達すると予想される場合(流域の雨量観測所で最大40㎜/ｈを越える雨量が観測された場合) 2)天見川・平和橋の水位が、避難判断水位（1.8m）に達し、かつ1時間後に氾濫危険水位（2.4m）に達すると予想される場合(流域の雨量観測所で最大40㎜/ｈを越える雨量が観測された場合) 3)　西除川・金剛橋の水位が、避難判断水位（1.9m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ［土砂災害］ 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1)市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 2)「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報における1時間予測雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3)今後も降雨が継続すると予想されるとき
伝達内容	・勧告者 ・避難すべき理由 ・避難すべき場所 ・避難すべき経路 ・避難後の当局の指示連絡など	
伝達方法	・広報車、テレビ、ラジオ ・防災行政無線 ・携帯メール、緊急速報メール ・必要に応じて戸口に口頭伝達 など	・広範囲の場合：テレビ、ラジオ、広報車など ・小範囲の場合：携帯拡声機放送、広報車など （必要に応じ上記を併用する） ・防災行政無線 ・緊急速報メール ・必要に応じて戸口に口頭伝達
発令・発表時の状況	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	
市民に求める行動	・危険な場所にいる人は全員避難とする。 ・指定避難所や安全な親戚や知人宅等、安全な場所への避難行動をとる。	

③ 避難指示（緊急）

	地震時等	風水害時
条　　件	状況がさらに悪化し避難すべき時期が切迫した場合、また災害が発生した現場に残留者がいる場合	原則として次のようなとき、警戒レベル４と合わせて発令する。 ［水害］ 1) 石川・諸越橋の水位が、氾濫危険水位（4.2m）に達した場合 2) 天見川・平和橋の水位が、氾濫危険水位（2.4m）に達した場合 3) 西除川・金剛橋の水位が、氾濫危険水位（2.2m）に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ［土砂災害］ 下記1)～3)全ての条件を満たしたとき 1) 市に大雨警報（土砂災害）が発表されたとき 2)「大阪府 土砂災害の防災情報」における現況雨量が、「土砂災害発生危険基準線(CL)」を超過したとき 3) 今後も降雨が継続すると予想されるとき
伝達内容	避難勧告と同じ	
伝達方法	・広報車、テレビ、ラジオ ・防災行政無線 ・緊急速報メール ・携帯拡声機による伝達、口頭伝達、サイレン等による伝達　など	
発令・発表時の状況	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、被害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況。 ・斜面の直下など、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況。	
市民に求める行動	・避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を開始。	

２．避難の情報伝達、準備、誘導を行う（地震時）

【総務部本部班、広報部、消防本部、消防団】

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法

市長は、避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合、その危険地域の市民に対し、防災行政無線（同報系）、広報車、携帯メール、緊急速報メール等によって避難の準備を周知する。情報が伝わりにくく避難行動に時間を要する避難行動要支援者等は特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に避難を開始するよう伝達する。

(2) 避難の勧告・指示の伝達方法

ア　市長又はその他の実施責任者がその管轄区域内において危険が切迫し、必要な場合は、事態に対応して危険地域の市民に対し避難のための立ち退き勧告又は指示を行い、当該勧告又は指示をした旨を速やかに関係機関に通報する。
　なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

イ　市長は、勧告又は指示を行った場合、その旨府に報告する。
　また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに、府に報告する。

ウ　避難の勧告及び指示の伝達は、次の事項を明示して行う。ただし、多くの場合自主的な避難が勧告指示に先行して行われるので、市は(ｵ)～(ｷ)の項目について、市民への周知の徹底に努める。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。
(ｱ) 勧告者又は指示者
(ｲ) 予想される災害危険及び避難を要する理由
(ｳ) 避難対象地域
(ｴ) 避難の時期、誘導者（リーダー）
(ｵ) 避難所
(ｶ) 避難経路
(ｷ) 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

エ　避難の指示・勧告の伝達については、資料8-2の伝達系統により行う。
　なお、放送局による伝達については、災害対策基本法第57条により、ＮＨＫ・民間放送局に対して勧告・指示等の放送を要請する場合は、やむを得ない場合を除き、府を通じて放送の協力を要請する。

(3) 避難の準備

市民は避難の準備について、あらかじめ以下の事項を実施するよう努める。また、市は周知徹底を図る。

ア　避難に際しては、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切るなど、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。

イ　避難者は、食糧、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を日頃より備蓄し携行する。

ウ　避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。

エ　服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。

オ　貴重品以外の荷物は持ち出さない。

カ　上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておく。

キ　その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

(4) 避難の誘導

ア　避難の誘導は、消防本部・消防団（消防部）、警察官が連携して行うものとし、努めて安全と統制を図り実施する。
　なお、誘導にあたっては、自主防災組織、自治会等とも連絡をとり、協力を求める。

イ　誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、特に妊産婦、傷病者、老幼者、障がい者等の避難行動要支援者及びこれらの人々に必要な介助者については、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して優先的な避

難を図る。

ウ　避難経路については、安全を充分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープを設置し、又夜間においては、可能な限り懐中電灯、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

エ　避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

オ　避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両により行う。この場合、あらかじめ自動車による避難を予定する住民を把握しておくこととする。

カ　学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

３．避難の情報伝達、準備、誘導を行う（風水害時）

【総務部本部班、広報部、消防本部、消防団】

(1) 警戒レベルの活用

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、避難勧告等を発令する。

また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報
警戒レベル１	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性）【気象庁が発表】
警戒レベル２	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報【気象庁が発表】
警戒レベル３	避難に時間の係る高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始【市が発令】
警戒レベル４	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており緊急に避難する。指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。	避難勧告、避難指示（緊急）【市が発令】
警戒レベル５	建物内ではより安全な部屋への移動等の命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報【市が発令】

(2) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法

市長は、避難準備・高齢者等避難開始を発表した場合、その危険地域の市民に対し、各種伝達手段・機器を活用し、避難の準備を周知する。

また、避難行動要支援者については、特に配慮し、各種伝達手段の活用のほか、地域住民の協力等を得て確実に避難を開始するよう伝達する。

避難準備・高齢者等避難開始の発表にあたっては、夜間時の避難をなるべく避け、明るい間に避難できるよう、早めの情報提供に努める。

	河川・ため池	土砂災害
対象区域	・河川・ため池の危険地域 ・客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者	・土砂災害（特別）警戒区域 ・急傾斜地崩壊危険箇所 ・土石流危険渓流 ・地すべり危険箇所 ・山地災害危険地区 ・宅地造成工事規制区域等の土砂災害危険地域 ・客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者
手段	・防災行政無線（同報系） ・広報車 ・携帯メール ・緊急速報メール　等	
参考	河内長野市避難勧告等の判断・伝達マニュアル	

(3) 避難の勧告・指示（緊急）の伝達方法

ア　市長又は水防管理者若しくはその他の実施責任者がその管轄区域内において危険が切迫し、必要な場合は、事態に対応して危険地域の市民に対し避難のための立ち退き勧告又は指示を行い、当該勧告又は指示をした旨を速やかに関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

イ　市長は、勧告又は指示を行った場合、その旨府に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、速やかにその旨を公示するとともに、府に報告する。

ウ　避難の勧告及び指示の伝達は、次の事項を明示して行う。ただし、自主的な避難が先行して行われる場合に備えて、市は(ｵ)～(ｷ)の項目について、市民への周知の徹底に努める。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

(ｱ) 勧告者又は指示者
(ｲ) 予想される災害危険及び避難を要する理由
(ｳ) 避難対象地域
(ｴ) 避難の時期、誘導者（リーダー）
(ｵ) 避難所
(ｶ) 避難経路
(ｷ) 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

エ　避難の指示・勧告の伝達については、資料8-2の伝達系統により行う。

なお、放送局による伝達については、災害対策基本法第57条により、ＮＨＫ・民間放送局に対して勧告・指示等の放送を要請する場合は、やむを得ない場合を除き、府を通じて放送の協力を要請する。

(4) 避難の準備

市民は避難の準備について、あらかじめ以下の事項を実施するよう努める。また、市は周知徹底を図る。

ア　避難に際しては、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切るなど、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。

イ　大雨、台風期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を２階に移動させる。

ウ　避難者は、食糧、飲料水、手拭等の日用品、懐中電灯、救急薬品等を日頃より備蓄し携行する。

エ　避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型等を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。

オ　服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。

カ　貴重品以外の荷物は持ち出さない。

キ　上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておく。

ク　その他避難の指示が発せられたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておく。

(5) 避難の誘導

ア　避難の誘導は、消防本部・消防団（消防部）、警察官が連携して行うものとし、各地区ごとに責任者及び誘導員を定めておき、努めて安全と統制を図り実施する。
　なお、誘導にあたっては、自主防災組織、自治会等とも連絡をとり、協力を求める。

イ　誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、特に妊産婦、傷病者、老幼者、障がい者等の避難行動要支援者及びこれらの人々に必要な介助者については、府が示す指針に基づき市が作成するマニュアルに則して優先的な避難を図る。

ウ　避難経路については、安全を充分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープを設置し、又夜間においては、可能な限り懐中電灯、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期する。

エ　避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。

オ　避難は、避難者が各自で行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両により行う。この場合、あらかじめ自動車による避難を予定する市民を把握しておくこととする。

カ　市長は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、市職員、消防職員及び消防団員は、適切な避難誘導を実施する。
　また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

キ　学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

４．警戒区域を設定する

【総務部本部班】

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために、

警戒区域を設定し、一般の立ち入り禁止、退去を命ずることができるが、これは次表の通りである。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防本部等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に、ロープ等を設置するなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法令
市長	災害全般	住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
府	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委託を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	災害全般（水災を除く）	火災等の現場において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条、第36条
消防長又は消防署長	火災	火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の２
警察署長	火災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいない場合、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の２
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条

＊警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

＊資料8-1　避難場所一覧
＊資料8-2　避難の勧告・指示の伝達系統
＊資料8-3　災害時における避難所としての施設使用に関する協定の避難場所一覧

第２節　避難所を開設･運営する

実施担当部局	避難･福祉部 交通･住宅部 生活部

市域において災害が発生し、又は二次災害等が発生するおそれがあり、避難を必要とする市民が生じた場合には、避難所を開設し、市民を臨時に収容するとともに、収容されていない被災者を含めて各種の支援対策を提供する拠点として運営する。避難所の開設にあたっては、市は避難行動要支援者に配慮し、多様な避難所の確保に努める

［体　系］

第２節　避難所を開設･運営する
１．避難所を開設する
２．避難所を運営する
３．学校・社会福祉施設等における避難対策を確立する
４．他地域へ避難する
５．避難所の早期解消に取り組む

１．避難所を開設する

【避難・福祉部】

(1) 避難所の開設

ア　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設する。なお、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。ただし、次のような施設は、災害対策を推進する上で重要な施設であり、緊急的に生命を守るために避難をする場合を除き、避難所として使用することには問題がある。

(ｱ) 防災対策機関（官公庁、警察署、消防本部など）
(ｲ) 教育機関の管理諸室（校長室、職員室、放送室など）
　運営上、共通なサービスを提供するための諸室（保健室、和室、厨房など）
(ｳ) 医療救護施設
(ｴ) ヘリポート
(ｵ) 物資集配拠点
(ｶ) その他の災害対策活動拠点

イ　市長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の運営のための職員を派遣し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自治会・自主防災組織の役員や施設の管理者（状況により、特例開設するために地域においてあらかじめ定めた責任者）を開設者とする。

ウ　避難所を開設したときは、直ちに次の事項を府及び河内長野警察署長に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）
(ｱ) 開設の日時、場所
(ｲ) 箇所数及び収容人員
(ｳ) 開設期間の見込み
(ｴ) 避難対象地区名（急傾斜地崩壊危険箇所名、又は土石流危険渓流名等災害危険箇所名）

(2) 開設期間のめやす

災害救助法に基づく避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内であるが、必要に応じて所定の手続き、措置を講じて延長する。

避難所の閉鎖時期のめやすとしては、ライフラインが復旧し、避難所以外での応急生活が可能となるまでとする。

(3) 避難所の収容対象者

① 災害によって現に被害を受けた者

ア　住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ　自己の住家には直接被害はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

② 災害により、現に被害を受けるおそれがある者

ア　避難勧告・指示が発せられた場合
イ　避難勧告・指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である者

③ その他避難が必要と認められる場合

(4) 避難所の追認登録

複数の避難者が、やむを得ず指定された避難所以外の施設に避難した場合で、その施設を長期にわたり使用する場合は、市はその施設管理者との協議に基づき、臨時に設置する避難所として追認、登録し、必要な公的支援を実施する。

また、避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

避難所の開設にあたっては、市は、あらかじめ施設の安全性を確保するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

２．避難所を運営する

【避難・福祉部】

(1) 避難所の管理

ア　避難所責任者は、施設の管理者、教職員、警察官、自治会・自主防災組織等の協力を得て、避難所を管理する。

イ　避難所責任者は、日報により収容状況を教育推進部教育総務課（避難・福祉部本部班）に報告する。

ウ　避難所責任者は、次の事項が発生したときは、防災行政無線等により直ちに教育推進部教育総務課（避難・福祉部本部班）に報告する。
(ｱ) 被災者の収容を開始したとき
(ｲ) 収容者全部が退出又は転出したとき
(ｳ) 収容者が死亡したとき
(ｴ) 避難所に感染症等が発生したとき
(ｵ) その他報告を必要とする事項が発生したとき

(2) 避難所の運営

① 避難所運営委員会の設置

避難所の運営は、避難者が自主的に運営にあたることを原則とし、避難所開設後、避難所に避難してきた避難者、市職員や施設管理者は、直ちに事前に策定した避難所運営マニュアルに基づく「避難所運営委員会」を編成し、避難所の自主運営体制を確立する。

② 避難所運営委員の自主運営

避難所の運営は、避難所運営委員会を中心に、意思決定や策定された避難所ルールに基づいて行われる。避難所運営委員会については、開設当初の地域中心の形から避難者中心へと移行されるよう避難者の参画を推進し、自主的な管理・運営体制を早期に確立する。

また、避難所運営では、避難行動要支援者や男女のニーズ、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮した運営管理に努める。（詳細は、避難所運営マニュアルに示す）

(3) 避難所の閉鎖

ア　市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。
イ　避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。
ウ　市長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊により帰宅困難なものがある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

(4) 避難所の管理、運営の留意点

① 避難者名簿の作成

避難者名簿（カード）（様式６）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず避難者名簿（カード）を配り、避難した市民等に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。避難者台帳（様式７号）は、集まった避難者名簿（カード）を基にして、できる限り早い時期に作成し、避難所内に保管するとともに、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、教育推進部教育総務課（避難・福祉部本部班）へ報告し、府への報告を行う。

② 避難者登録

避難所で公的支援サービスを受けるためには、避難者名簿（カード）を提出し、避難者台帳に登録する必要があることを周知徹底させる。

③ 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域地区（町会等）ごとにまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員（20～30人程度をめやすとする。）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

―――　居住区域の代表者（班長）の役割　―――

① 市（本部）からの指示、伝達事項の周知
② 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告
（避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者数も把握）
③ 物資の配布活動等の補助
④ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ

④ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給

責任者となる職員は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち不足分については、食糧日用品部に報告し、調達を要請する。また到着した食糧や物資を受け取った時は、その都度、避難所物品受払簿に記入の上、各居住地域ごとに配給を行う。

⑤ 避難者心得の掲示

避難所の自治組織の結成を促し、被災者が互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援するとともに、混乱防止のための避難者心得の掲示等を行う。

⑥ 応急対策の実施状況・予定、避難者情報等の広報

常に災害対策本部と情報連絡を行い、応急対策の実施状況・予定等、適切な情報を適宜避難者に知らせ、流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。また、避難者情報等の広報を行う。

⑦ 生活環境への配慮

関係各部は協議のうえ、食事供与の状況、仮設トイレや公衆電話の設置など、避難生活が常に良好なものとするため、環境整備に努める。

⑧ 生活衛生環境への配慮

避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、マンホールトイレを早期に設置する。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても、環境整備に努める。

⑨ 避難行動要支援者への配慮

ア 避難行動要支援者へ配慮した対応と施設・整備の充実

避難所に高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者がいると確認した場合は、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て健康管理に努め、必要な生活用品等の支給などに配慮する。

また、避難行動要支援者に配慮した移動の円滑化、障がい者トイレの設置等避難行動要支援者のための設備の充実に努める。

イ 避難行動要支援者最優先ルール・夜間安眠最優先ルールの徹底

避難所滞在者に対しては、特に避難行動要支援者最優先ルールの徹底を図る。また、夜間の安眠環境を維持するため、館内放送は、緊急の場合を除き夜間（22時以降）は行わない、室内照明は、夜間(22時以降)は最小限にとどめるなどのルールづくりを要請し、徹底する。

ウ 避難行動要支援者の対応

避難所での避難行動要支援者の状況に応じ、施設での生活が必要なものについては、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避

難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

エ 福祉避難所の開設

避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者の状況に応じて福祉避難所を開設する。避難・福祉部は、社会福祉施設等に協力を求め福祉避難所を開設し、避難行動要支援者を収容する。さらに、施設に不足が生じた場合について、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の活用など、多様な避難所の確保に努める。

⑩ 避難の長期化への対応

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置を講ずる。

⑪ 男女双方の視点と性の多様性への配慮

避難場所の運営においては男女双方が参画するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的少数者に配慮するものとする。特にトイレ、更衣室、物干し場、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭など多様なニーズに配慮した避難場所の運営に努める。

⑫ 外国人被災者への配慮

多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いに配慮する。

⑬ 相談窓口の設置

避難者や周辺地域の被災者の不安感の解消や生活物資等に関するニーズの把握、復旧に向けた相談などに対応するため、相談窓口を設置する。相談窓口の設置にあたっては、性別に配慮し女性相談員を配置するなど、相談しやすい環境整備に努める。

⑭ 動物飼育者への周辺への配慮の徹底

家庭動物のためのスペース確保及び避難所における動物の適正な飼育の徹底に配慮する。

⑮ 生活環境の継続的な確保

避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行う。

⑯ 避難所における感染症対策

避難所での感染を予防するため、消毒関係物品や動線確保のために必要な間仕切り等、資機材の確保に努めるものとする。また、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。市は、マスク、消毒液、体温計等を避難者自ら携行するよう、平時から周知する。

⑰ 避難所外避難者への支援

車中泊避難者や指定避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

３．学校・社会福祉施設等における避難を実施する

【避難・福祉部】

学校・保育所（園）・社会福祉施設・病院等、集団避難が必要となった施設にあっては、あらかじめ定めた避難計画に沿って避難する。

４．他地域へ避難する

【総務部本部班、避難・福祉部、生活部】

(1) 近隣市町村への避難者受入れの要請

大規模地震が発生し、大量の避難者や特別の保護を要する避難者の発生、及び施設の損壊等で避難者を収容しきれない緊急事態が生じた場合、市長は近隣市町村へ避難者の受入れを要請する。

要請の方法は、当面、電話等口頭で要請し、後日文書で正式要請する。要請にあたっては、可能な限り次の事項を要請先へ伝える。

ア　避難者の人員（男女別）・世帯数
イ　避難期間
ウ　障がい者や寝たきり老人等避難行動要支援者の人数
エ　引率責任者の氏名、所属

(2) 避難者の移送手段の確保

原則として、市長が避難者の移送に使用する車両、ヘリコプター等を準備するが、被害の程度によっては要請市町村に対し、輸送手段もあわせて要請する。

(3) 対象避難者への通告

市長は、市外への避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ通告する。避難所の避難者への伝達には、市職員が当該避難所で直接伝達する。

通告にあたっては、次の事項を伝える。なお、緊急事態の場合はこの限りではない。

ア　市外避難を行う理由
イ　避難先の市町村、避難所
ウ　当面の避難期間
エ　避難先の受入れ条件
オ　移送手段等避難方法と段取り

(4) 府への報告

市長は、市外へ避難者を移送した場合、移送先、避難者人員、世帯数等について、速やかに府へ報告する。

(5) 費用の負担

近隣市町村への避難に要する費用は、市が全額負担することを原則とする。

５．避難所の早期解消に取り組む

【総務部本部班、交通・住宅部】

市は、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応

急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。
　なお、市は、府、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

＊資料8-1　避難場所一覧
＊資料12-1　災害時応援協定

第９章　被災者の生活支援

第１節　災害救助法を適用する

実施担当部局	総務部本部班、全部局

市域で災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって厚生労働省令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、府は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

［体　系］

第１節　災害救助法を適用する	
	１．災害救助法を適用する
	２．災害救助法による救助を行う

１．災害救助法を適用する

【総務部本部班】

(1) 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は府が実施する。

ただし、災害の事態が急迫して、府による救助活動の実施を待ついとまのない場合は、市長は府に代って実施する。

また、府の救助事務の一部を委任された場合は、委任された事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

(2) 災害救助法の適用基準

法による救助は、市の区域単位に原則として同一原因の災害の程度が次のいずれかに該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

ア　市の区域内の住家滅失世帯数が100世帯以上に達するとき

イ　府の区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、市の区域内の住家滅失世帯数が50世帯以上に達するとき

ウ　府の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上であり、市の区域内の被災世帯数が多数であるとき

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の保護を著しく困難とする内閣府で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき

オ　多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下に示す基準※に該当するとき

※（令第1条第1項第4号）

・　災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）

・　被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

(3) 住家滅失世帯数の算定基準

ア　全壊（全焼）、流失世帯は住家滅失１世帯とする。
イ　半壊、又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって住家滅失１世帯とする。
ウ　床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は、３世帯をもって住家滅失１世帯とする。

なお、被害の程度については、「資料3-1 被害状況の報告基準」の通りである。

(4) 災害救助法の適用手続き

ア　市長は、市における災害による被害の程度が、前記(2)の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちにその状況を府に報告する。

イ　市長は、前記(2)の「災害救助法の適用基準」のエの後段及びオの状態で、被災者が現に救助を要するときは、法の適用を要請しなければならない。

ウ　市長は、災害の事態が急迫して、府による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を直ちに府に報告するとともに、その後の処置について府の指示を受けなければならない。

２．災害救助法による救助を行う

【全部局】

(1) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次の通りである。

ア　受け入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
イ　炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
ウ　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
エ　医療及び助産
オ　被災者の救出
カ　被災した住宅の応急修理
キ　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
ク　学用品の給与
ケ　埋葬
コ　死体の捜索及び処理
サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 職権の一部委任

府は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、府が行う救助を補助する。

(3) 災害救助法の救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、大阪府災害救助法施行細則に定める通りであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、その都度、厚生労働大臣に協議して個々に基準を定める（特別基準）こととなる。

＊資料3-1　被害状況等報告基準
＊資料3-2「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」一般基準
＊様式8　被害状況等報告様式

第２節　飲料水を供給する

実施担当部局	上下水道部、医療・福祉部

災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給する。

［体　系］

第２節　飲料水を供給する
１．災害時給水体制を確立する
２．給水活動を行う
３．医療機関・福祉施設等への緊急給水を行う
４．応援体制を確立する

１．災害時給水体制を確立する

【上下水道部】

(1) 実施責任者

上下水道部は、災害の程度に応じて、「河内長野市水道事業危機管理対策本部設置要綱」にしたがい、水道事業危機管理対策本部を設置し、他部の応援を得て応急給水を行う。り災者の飲料水の供給は、市長の責任で行うが、災害救助法が適用されたときは、市長は府の補助機関として行う。

(2) 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、また飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができない者を対象とする。

(3) 災害時給水体制の確立

大阪府域に震度５弱以上を観測したとき、また大規模な災害が発生した場合には、上下水道部は、大阪広域水道震災対策中央本部及びブロック本部と情報連絡を密にして、速やかに補給給水源の確保を図るほか、井戸所有者からの供給協力も得て応急給水用の水を確保する。確保すべき目標設定のめやすは以下の通りとする。

目標応急給水量原単位

初めの３日間	７日目 （１週目後半）	14日目 （２週目）	28日目 （３～４週目）	29日目以降 （４週目）
３ﾘｯﾄﾙ/人日	20ﾘｯﾄﾙ/人日	100ﾘｯﾄﾙ/人日	250ﾘｯﾄﾙ/人日	通水
生命維持用水	簡単な炊事 １日に１回のトイレ用水	３日に１回の風呂、洗濯 １日に１回のトイレ用水	地震前とほぼ同水準の水量	通水

２．給水活動を行う

【上下水道部】

(1) 給水計画

災害発生後の時間経過毎の給水計画

時期区分		市民	市	大阪府
地震発生後	(1)24時間程度まで	・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（１人１日当たり３ﾘｯﾄﾙを目安に備蓄）	・水道施設の被害状況、市民の避難状況等の把握 ・給水班の編成 ・給水場所の設置 ・給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） ・府への応援依頼 給水目標３ﾘｯﾄﾙ／人日	・市本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備 ・市町村、応援主管府県、自衛隊又は国等へ応援要請
	(2) ３日目程度まで	上記(1)に加え ・応急給水により飲料水等を確保 ・家庭用井戸の活用（近隣家庭への協力）	・各給水場所等において飲料水 ・生活用水の給水を実施（給水車等を使用） ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報 給水目標３ﾘｯﾄﾙ／人日	・隣接市町村、応援主管府県、自衛隊又は国等と連携して市本部の給水活動を支援
	(3) ４日目以降	上記(2)に加え ・応急給水活動に協力	上記(2)に加え ・地域外の応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水 給水目標３～20ﾘｯﾄﾙ／人日	(同上)

(2) 飲料水の供給方法

飲料水の供給は、次の方法によって行う。

ア　拠点給水：避難所、公園等特定の場所で給水する。

イ　搬送給水：給水車・トラック等により、給水する。

ウ　仮設共用栓による給水：最寄りの水道施設からの応急配管により、仮設共用栓をつくり供給する。

エ　給水用資機材による給水：市の保有する給水用資機材として、ポリ容器や非常用給水袋等を被災者に配付し、給水を行う。

オ　運搬距離：応急給水量は、日時の経過とともに増加させていく。それに応じて、水の運搬に伴う負担が増加しないように運搬距離を短くしていく。

カ　備蓄水等の配布：備蓄のボトル水・缶詰水等を配布する。

なお、飲料水の供給にあたっては、水質検査及び消毒を行う。

	はじめの３日間	４～７日目	８～14日目	15～21日目	22～28日目	29日目以降
応急給水量原単位	３ ﾘｯﾄﾙ／人日 (各家庭にて備蓄)	３～20 ﾘｯﾄﾙ／人日	20～100 ﾘｯﾄﾙ／人日	100～250 ﾘｯﾄﾙ／人日	250 ﾘｯﾄﾙ／人日	通　水
運搬距離給水場所	重要給水施設	避難所給水拠点	250m程度（近くの公園）	100m程度（最寄りの交差点）	10m程度（全面道路）	各戸通水

なお、給水については、原則として日没までとし、必要により夜間も実施する。その具体的な方法については、市の広報車や防災行政無線、報道機関、広報誌、掲示板等を通じて、市民に周知する。

(3) 給水用資機材の確保・調達

市で保有する応急給水資機材が不足する場合は、隣接市町村や府に調達・あっせんを要請する。また、『上下水道事業の災害時における機材の提供（レンタル）に関する協定』により不足機材機材及び車両を調達する。

３．医療機関・福祉施設等への緊急給水を行う

【上下水道部、医療・福祉部】

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症心身障がい児者施設及び介護老人福祉施設等の福祉施設への応急給水は、要請の有無の如何にかかわらず、上下水道部が関係各部と連携しながら応急供給計画を立て、給水タンク車その他市車両の運用により最優先で行う。

特に、救急指定病院等となる施設については、災害発生後直ちに、医療・福祉部を通じて、水の確保状況を照会するなどして、水の確保に万全を期すものとする。

４．応援体制を確立する

【上下水道部】

上下水道部は、おおむね以下の事項に関し協力が得られるよう、大阪広域水道震災対策中央本部又はブロック本部に対し、速やかに応援体制の確立を要請する。

事項	要請先（関係機関・団体等）
水源の確保	大阪広域水道震災対策中央本部、ブロック本部 井戸所有者等
給水拠点の確保・運営	避難所設置施設所管機関等
応急給水用資機材の確保	大阪広域水道震災対策中央本部、ブロック本部 市指定工事業者
給水拠点への輸送業務	応援協定に基づく事業体等
応急給水実施に関する広報	ラジオ、テレビ、その他報道機関

＊資料6-1　主な市内医療機関及び救急病院一覧
＊資料6-2　市内歯科医院一覧
＊資料10-1　緊急給水拠点整備図
＊資料10-2　水道災害備品備蓄状況

第３節　食糧を供給する

実施担当部局	食糧日用品部、交通･住宅部

災害時は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食糧の販売機構等も一時的に混乱し、食糧の購入も思うようにならず、日常の食事に支障を来すため、必要な食糧等を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

［体　系］

第３節　食糧を供給する	
	１．災害時食糧供給体制を確立する
	２．市民へ食糧を供給する
	３．医療機関・福祉施設等への食糧の緊急供給を行う
	４．応援体制を確立する

１．災害時食糧供給体制を確立する

【食糧日用品部、交通・住宅部】

(1) 実施責任者

災害時の応急給食は、市長の責任で実施するが、災害救助法が適用されたときは、市長は府の補助機関として実施する。

(2) 給与対象者

ア　避難所に避難している者
イ　住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者
ウ　旅行者、市内通過者等で、他に食糧を得る手段がない者
エ　被災地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者

(3) 災害時食糧供給体制の確立

市域で震度６弱以上を観測したとき若しくは震度５強以下であっても大規模な災害が発生していると認めた場合並びに大規模な災害が発生した場合その他必要と認める場合には、食糧日用品部は、部内に災害時食糧等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。具体的には、次表に示すように、災害発生直後における最低限度の生命を維持するために必要な食糧の緊急供給から平常時食糧供給機能の迅速な復旧に至るまでの、３つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急食糧供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後３日目まで	◎災害時食糧等物資供給体制の確立・運営 ◎初期応急食糧の確保・供給 ◎応急食糧供給実施に関する広報 ◎平常時食糧供給機能の復旧支援（第一次支援措置）
災害後４日目以降14日目まで	◎災害時食糧等物資供給体制の運営 ◎復旧期応急食糧の確保・供給 ◎応急食糧供給実施に関する広報 ◎平常時食糧供給機能の復旧支援（第二次支援措置）
災害発生後15日目以降	◎災害時食糧等物資供給体制の縮小又は閉鎖 ◎応急食糧供給停止及びその後の体制に関する広報 ◎平常時食糧供給機能の復旧支援（第三次支援措置）

① 食糧等の確保

食糧日用品部は、必要量を算定し、関係各部と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに市内協定業者からの調達ルートを活用し応急食糧を確保する。なお、応急食糧を確保する際には、医療・福祉部と調整のうえ、各時期区分に応じて、被災者の栄養状況や健康状況に配慮した食糧の確保に努める。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。確保すべき目標設定のめやすは、以下の通りとする。なお平素より各家庭において７日分程度の備蓄を行うよう奨励する。

１日分（２食／人）	家庭内備蓄による確保
１日分（２食／人）	市及び府による確保（避難所における１日２食分の確保）と域内流通在庫による確保
３日目以降分	広域応援、物流による確保

② 食糧の輸送

食糧給与に関する輸送業務は交通・住宅部が以下の通り行う。

ア　輸送体制

交通・住宅部は、市において調達した食糧、生活部が受入れた府支給の食糧及び全国各地から寄せられる物資について、その物流動線を簡略化するため、大阪府立長野高等学校・地域活性・交流拠点 道の駅「奥河内くろまろの郷」等の集積・配送拠点に集積する。その上でそれぞれ供給が必要な避難所・病院等施設へ搬送する。

イ　食糧の集積・配送拠点

食糧の集積・配送拠点（保管場所）は、原則として、上記の通りとする。なお、災害の状況によって市内に設置することが困難若しくは適切でないと認めるときは、近接市町村・府・関係機関並びに事業者・団体等に協力を要請し、市域外で、交通及び運営要員確保に便利な公共公益施設その他で、保管・仕分・配送業務を行うのに必要なスペース・設備・通信手段等を有する場所を選定する。

③ 需要の把握（被害状況の把握）

食糧日用品部は総務部（総務部情報班）と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食糧の応急的供給の実施が必要な地域、供給活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

④ 応急食糧供給所（拠点）の設定

ア　設定

応急食糧の供給は、原則として、各家庭への個別配布ではなく応急食糧供給所の設定による拠点配布方式で行う。応急食糧供給所へは、市の車両により必要量を毎日定期的に輸送し各施設運営担当者が市民への配布活動にあたる。

応急食糧供給所（拠点）は、避難・福祉部の意見を聞いて設定するが、原則として、避難所設置施設となる小・中学校とする。

また、自ら受け取りに来られない高齢者や障がいのある人等へは、自主防災組織やボランティアが配布を支援する。

イ　周知・広報

応急食糧供給所を設定した時は、設置場所その他食糧供給に関する注意事項が被災地市民に対してもれなく伝わるよう以下の通り行う。

(ｱ) 設定した場所及びその周辺に「応急食糧供給所」と大書した掲示物を表示する。

(ｲ) 応急食糧供給に関する市民からの問い合せ、要望等の取りまとめ役を被災地の自主防災組織若しくは代表となる市民に依頼する。またその旨を掲示物に添書する。

(ｳ) 広報部に対し、応急食糧供給に関する資料を提供し被災地市民に対する広報活動を実施するよう要請する。

２．市民へ食糧を供給する

【食糧日用品部】

市民への食糧の供給は、以下の内容で実施する。なお、避難行動要支援者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとする。

(1) 応急食糧の給与

① 給与食糧

給与する食糧は、災害発生後２日目までは、乾パン等又はアルファ化米とする。また３日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行う。

なお、乳幼児（１才半未満）に対しては、調整粉乳とする。

② 給与基準

応急食糧の給与基準は、次の通りとする。

ア　乾　　パ　　ン　１食あたり　１缶100ｇ程度
イ　米　　穀　１食あたり精米200ｇ以内（※1、※2）
ウ　食　　パ　　ン　１日あたり200ｇ（約半斤）以内
エ　調　整　粉　乳　乳幼児１日あたり150g以内

※1 ただし通常の配給ができない場合の配給については、１日あたり米穀（精米換算）400g以内とする。

※2 ただし救助作業に従事する場合にあっては米穀（精米換算）１食あたり300g以内とする。

(2) 炊き出し方式による応急食糧の供給

給食センター調理施設の利用が可能な場合で、避難・福祉部が認めた場合は炊き出し方式によることができる。その場合、食糧日用品部は、米穀・副食用食材・調味料・燃料その他の供給を行い、炊き出し業務は、避難・福祉部が、学校教職員（府が任命権限をもつ

者）、自治会、自主防災組織、婦人防火クラブ、その他の防災ボランティア等の協力を得て行う。なお、食糧日用品部がその必要があると認めた場合は、民間給食業者・外食レストランチェーン業者等に炊き出し業務を委託することができるものとする。

(3) 業者委託による弁当類の供給

道路の復旧状況等により、業者委託方式による弁当類の供給を行う。その場合、以下の点について留意する。

- ○　子供向け、一般成人向け、高齢者向けの少なくとも三種類のメニューを原則とする。
- ○　栄養のバランスと嗜好に配慮し、日替わりメニューを原則とする。
- ○　各応急食糧供給所ごとの、対象者別必要数については、食糧日用品部が各避難・福祉部よりその都度聴取する。
- ○　食中毒等を起こすことのないよう衛生管理に万全を期する。

３．医療機関・福祉施設等への食糧の緊急供給を行う

【食糧日用品部、医療・福祉部】

病院、診療所及び腎人工透析医療施設並びに入院施設を有する助産所、重症重度心身障害児・者施設及び介護老人福祉施設等の福祉施設に対し、必要に応じて食糧の緊急供給を行う。

４．応援体制を確立する

【食糧日用品部】

食糧日用品部は、災害時食糧等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のような事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事項	要請先（関係機関・団体等）
米穀等備蓄物資の確保 及び食糧の調達	府環境農林水産部 大阪南農業協同組合 河内長野市商工会 災害時における物品の供給協力に関する協定締結業者等
応急食糧供給所の確保・運営	避難所設置施設所管機関等
炊き出し実施用資機材の確保	府商工労働部 災害時における緊急対策に関する協定者 レンタル業者・民間給食業者 外食レストランチェーン業者
応急食糧供給所への輸送業務	応援協定に基づく事業体等
応急食糧供給実施に関する広報	ラジオ、テレビ、その他報道機関

＊資料12-5「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に関する連絡先

第４節　生活必需品等を供給する

実施担当部局	食糧日用品部

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

なお、避難行動要支援者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

［体　系］

第４節　生活必需品等を供給する
１．災害時生活必需品供給体制を確立する
２．市民へ生活必需品を供給する
３．応援体制を確立する

１．災害時生活必需品供給体制を確立する

【食糧日用品部】

(1) 実施責任者

市長が主体となり実施するが、災害救助法が適用された場合には、生活必需品の調達及び市までの搬送は府が行い、支給は市長が府の補助機関として実施する。

(2) 給与又は貸与の対象者

以下の項目を満たすものとする。

ア　住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水の被害を受けた者

イ　生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができない者

ウ　直ちに日常生活を営むのが困難な者

(3) 災害時生活必需品供給体制の確立

市域で震度６弱以上を観測したとき若しくは震度５強以下であっても大規模な災害が発生していると認めた場合並びに大規模な風水害やその他必要と認める場合には、食糧日用品部は、部内に災害時食糧等物資供給体制を確立し、各時期区分に応じた適切な供給プログラムを策定し実施する。

具体的には、次表に示すように、災害発生直後における最低限度の生活を維持するために必要な生活必需品の緊急供給から平常時生活必需品供給機能の迅速な復旧に至るまでの、３つの時期区分に応じて、備蓄物資確保及び民間からの調達並びに応急生活必需品供給活動実施のために必要な体制を確立する。

時期区分	必要な措置のあらまし
災害発生直後３日目まで	◎災害時食糧等物資供給体制の確立・運営 ◎第一次応急生活必需品の確保・供給 ◎応急生活必需品供給実施に関する広報 ◎平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第一次）
災害後４日目以降14日目まで	◎災害時食糧等物資供給体制の運営 ◎第二次応急生活必需品の確保・供給 ◎応急生活必需品供給実施に関する広報 ◎平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第二次）
災害発生後15日目以降	◎災害時食糧等物資供給体制の縮小又は閉鎖 ◎応急生活必需品停止及びその後の体制に関する広報 ◎平常時生活必需品供給機能の復旧支援（第三次）

① 生活必需品等の確保

食糧日用品部は、必要量を算定し、関係各部長と連絡を密にして、速やかに備蓄物資の確保を図るとともに市内協定業者からの調達ルート、府・国等からの調達ルートを活用し応急生活必需品を確保する。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。なお、確保すべき目標設定のめやすは、以下の通りとするが、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

なお、市民は近隣住民との助け合いを積極的に行う。

事項	品目例	時期区分
第一次応急 生活必需品の確保 （直後期） ※被災直後の最低限の生活を維持するために必要な物資	◎毛布、布団類（避難行動要支援者用優先） ◎敷物（ブルーシート） ◎日用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、消毒薬、携帯トイレ・簡易トイレ） ◎食器類（ほ乳ビン、ほ乳ビン消毒剤、ほ乳ビン消毒容器等） ◎パーティション	災害発生直後 ３日目まで
第二次応急 生活必需品の確保 （復旧期） ※当面の生活不安から解放するとともに自力復旧への意欲を支えるために必要な品	◎外衣・肌着 ◎身回品（タオル、パンスト、靴下、サンダル等） ◎日用品（ウエットティッシュ、ドライシャンプー、石鹸、洗剤、歯ブラシ、歯磨粉等、ガムテープ、医薬品、マスク、トイレ清掃道具） ◎冷暖房用品（防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸） ◎食器類(鍋、箸、コップ、皿、缶切等) ◎光熱材料（使捨てライター、カセットコンロ等） ◎携帯ラジオ	災害後４日目以降 １４日目まで

② 生活必需品の輸送
「第３節　食糧を供給する」の規定を準用する。

③ 需要の把握（被害状況の把握）
「第３節　食糧を供給する」の規定を準用する。

④ 応急生活必需品供給所（拠点）の設定
「第３節　食糧を供給する」の規定を準用する。

２．市民へ生活必需品を供給する

【食糧日用品部】

災害対策活動従事者を除き、「第３節　食糧を供給する」の規定を準用する。

３．応援体制を確立する

【食糧日用品部】

食糧日用品部は、災害時食糧等物資供給体制を確立した場合は、おおむね以下のような事項に関し協力・連携が得られるよう速やかに要請する。

事項	要請先（関係機関・団体等）
備蓄物資・調達物資等の確保	府商工労働部 河内長野市商工会 協定締結業者等
応急生活必需品供給所 備蓄物資・調達物資等の確保	避難所設置施設所管機関等
毛布・布団・ベッド等寝具類、ストーブ・扇風機等冷暖房器具類の確保	関連業者団体 レンタル業者・寝具業者 電器製品取扱業者その他
教養娯楽品の確保	書籍・運動具等関連業者団体 書籍・運動具等販売業者 書籍等レンタル業者
応急生活必需品供給所への輸送業務	応援協定に基づく事業体等
応急生活必需品供給実施に関する広報	ラジオ、テレビ、その他報道機関

＊資料12-1　災害時応援協定

第10章　自発的支援の受入れ

第１節　ボランティアを受入れる

実施担当部局	生活部、総務部本部班
関係機関	河内長野市社会福祉協議会

市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、河内長野市社会福祉協議会、NPO、ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力、連携する。また、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

［体　系］

第１節　ボランティアを受入れる	
	１．受入窓口を開設する
	２．活動拠点を提供する

１．受入窓口を開設する

【生活部】

生活部は、河内長野市社会福祉協議会等と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う窓口を開設する。また、市内の公益活動団体と連携し、必要に応じて人材の協力・支援の要請を行う。

２．活動拠点を提供する

【生活部、総務部本部班】

ボランティア活動に必要な場所（ボランティアセンター）、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

設置場所については、被災状況を勘案した上で適切な場所を指定してボランティアセンターを設ける。

【候補地】

社会福祉協議会ボランティアセンター、寺ケ池公園、市民総合体育館、大師総合運動場、地域活性・交流拠点 道の駅「奥河内くろまろの郷」、その他被災地近くの公共施設

第２節　義援金等を受付・配分する

実施担当部局	生活部、総務部、交通･住宅部

寄託された被災者あての義援金等の受付、配分は次により行う。

［体　系］

第２節　義援金等を受付・配分する
１．義援金を受付・配分する
２．義援物資の受入れ・保管・配分・輸送を行う
３．義援物資提供の際に配慮する
４．支援金についての広報を行う
５．小包郵便料金を免除する

１．義援金を受付・配分する

【生活部、総務部】

(1) 受付

市に寄託される義援金は、市があらかじめ定めた窓口－生活部において受け付ける。義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、必要に応じて寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

会計課は、義援金を被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア　義援金の配分方法、被災者に対する伝達方法等については、関係する機関が協議して決定する。

イ　市長は、府又は日本赤十字社大阪府支部から配分を委託された義援金を、被災者に配分する。

２．義援物資の受入れ・保管・配分・輸送を行う

【生活部、総務部、交通・住宅部】

各担当部局は、義援物資の受入れ、保管、配分、輸送を行う。

(1) 受入れに際しては、必要とする物資、不要である物資、当面必要でない物資を明確にする。

(2) 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

ア　救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。

イ　複数の品目を梱包しないこと。

ウ　腐敗する食糧は避けること。

(3) 市に寄託される義援物資の受入れに際しては、受入記録簿を作成し、必要に応じて寄託者に受領書を発行する。

(4) 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定し、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め早期に配分する。

(5) 配分決定に基づき、義援物資を避難所等へ輸送する。

(6) 寄託された義援物資は、大阪府立長野高等学校に受入れ・保管するものとする。なお、民間の貸倉庫も活用することを検討する。

(7) 義援物資の輸送に関しては、民間業者に発注するなどして、活用することを検討する。

３．義援物資提供の際に配慮する

【生活部、総務部】

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

府は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、市と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

４．支援金についての広報を行う

【生活部、総務部】

義援金は、被災者に全額配分されるものであるの対し、支援金は、市の事業や被災地で活動するNPO法人やNGO法人に送る寄付金のことで、団体の活動資金を直接支援できる。

市は義援金などの広報と合わせて、支援金の特徴や義援金との違いを説明するとともに、市内にある支援先となる活動団体や、窓口となる募金受入団体等を紹介するなど、的確に広報を実施するよう努める。

５．小包郵便料金を免除する

【日本郵便株式会社】

日本郵便株式会社河内長野郵便局は、災害が発生した場合、被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取り扱い及び援護活動を実施する。

(1) 日本郵便株式会社が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社あての救助物資の小包郵便物料金は免除される。

(2) 市及び府等の申請により、日本郵便株式会社が指定するものは、郵便振替による被災者援護のための寄附金送金の料金は免除される。

(3) 災害ボランティア口座の取り扱いを行うこととした場合は、寄附金を募集し、集まった寄附金を民間災害救援団体へ配分する。

第３節　海外からの支援を受入れる

実施担当部局	総務部本部班、生活部、避難・福祉部

市、府をはじめ関係防災機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

［体　系］

第３節　海外からの支援を受入れる
１．府と連携して対応する
２．支援を受入れる

１．府と連携して対応する

【総務部本部班、生活部、避難・福祉部】

海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

２．支援を受入れる

【総務部本部班、生活部、避難・福祉部】

(1) 受入の準備

次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

ア　支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ　被災地のニーズと受入れ体制

(2) 受入の支援

受入れにあたっては、努めて自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア　案内者、通訳等の確保

イ　活動拠点、宿泊場所等の確保

第11章　メンタルケア（こころのケア）対策

第１節　こころのケア対策を行う

実施担当部局	医療･福祉部
関係機関	河内長野市社会福祉協議会

災害・緊急時に発生が懸念される心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）の予防を目的として、精神医学臨床心理学等の専門家により、被災者及び災害対応従事者の情緒の安定を図る。

［体　系］

第１節　こころのケア対策を行う	
	１．こころのケアのための体制を確立する
	２．巡回相談を行う
	３．こころの健康相談等を行う

１．こころのケアのための体制を確立する

【医療・福祉部】

(1) 専門家は、支援スタッフへの教育やバックアップを行う。
(2) 現場レベルでは、避難所運営スタッフ、ボランティア等が対応する。
(3) 被災者等に対して、パンフレット、講演会等によって、こころのケアに関して指導する。

２．巡回相談を行う

【医療・福祉部】

被災精神障がい者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

３．こころの健康相談等を行う

【医療・福祉部】

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口の設置や、避難所等での巡回相談を実施する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第12章　ライフラインの復旧

第１節　ライフライン関係の応急対策を実施する

実施担当部局	上下水道部、交通・住宅部、 消防本部(消防部)、総務部本部班
関係機関	事業者

災害に際し、市職員のみでは対応が不十分となる場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策、復旧対策に万全を期す。

［体　系］

第１節　ライフライン関係の応急対策を実施する
１．災害時ライフライン情報を収集・伝達する
２．ライフライン復旧連絡部会を設置する
３．上水道を復旧する
４．下水道を復旧する
５．電力を復旧する
６．ガスを復旧する
７．電気通信を復旧する
８．鉄道を復旧する
９．バスを復旧する
10．道路を復旧する

１．災害時ライフライン情報を収集・伝達する

【上下水道部、交通・住宅部】

(1) 災害時ライフライン情報の収集・伝達

災害発生後、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報として位置づけられる。

ライフライン事業者は、ライフラインの復旧情報を広報部に提供する。災害対策本部では、「災害時ライフライン情報掲示板」を設置して、本部に集まる各ライフライン事業者の被害・復旧情報を集約するとともに、逐一時系列、リアルタイムに被害状況や復旧情報を提示し、関係機関、マスコミ、市民等への情報の提供を行う

(2) ライフライン事業者

ライフライン事業者については、「資料4-1　通信連絡窓口」を参照すること。

２．ライフライン復旧連絡部会を設置する

【交通・住宅部】

(1) ライフライン復旧連絡部会の設置

地震災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、本部に交通・住宅部が所管する「ライフライン復旧連絡部会」（以下、連絡部会という）を設置し、各ライフライン事業者間の復旧事業の調整協議、復旧に関わる関連情報の共有化、情報交換を行う。

(2) ライフライン復旧連絡部会の構成メンバー

連絡部会の構成メンバーは、おおむね次の通りとする。

ア　都市づくり部
イ　上下水道部
ウ　危機管理課
エ　消防本部
オ　関西電力送配電株式会社羽曳野営業所
カ　大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー南部導管部
キ　河内長野ガス株式会社
ク　西日本電信電話株式会社大阪支店
ケ　河内長野警察署
コ　その他

(3) ライフライン復旧連絡部会の開催

交通・住宅部は、被害の状況等を勘案し、ライフライン事業者と協議を行い、連絡部会を復旧状況に応じて随時開催する。

(4) 運営及び協議事項

連絡部会の運営は、都市づくり部が当たることとし、部会で協議する主な項目は、以下の事項とする。

ア　各ライフラインの被害情報の共有化
イ　道路規制や被害状況等復旧関連情報の収集
ウ　復旧エリアの調整・優先順位の調整
エ　その他迅速、合理的な復旧関連の情報交換、調整事項

３．上水道を復旧する

【上下水道部】

(1) 応急措置

上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、上水道業務継続計画に基づき、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて消防本部、警察に通報し、付近住民に広報する。

(2) 市水道事業危機管理対策本部の設置

災害時における水道施設の被害を最小限度にとどめるとともに水道の供給を効果的に行うため、市長が必要に応じて設置する。

① 組織

市水道事業危機管理対策本部（以下、水道事業危機管理対策本部という）は、経営総務課に設置し、次に掲げるものをもってこれを組織する。

本部長	市長
副本部長	上下水道部長、水道技術管理者
本部員	課長

② 活動内容

ア　職員の配備体制に関すること
イ　応急対策に関すること
ウ　復旧に関すること
エ　市長部局等の事務打合せ及び応援要請に関すること
オ　大阪広域水道震災対策相互応援協定並びに河内長野市又は水道事業自治体若しくはその他の団体等との間に締結した危機発生時の応援協定に基づく応援要請及び応援受入れ体制に関すること
カ　その他対策について重要なこと

③ 配備基準

水道事業危機管理対策本部を設置したときの職員の配備基準は、次の通りとし、配備の時期は、水道事業危機管理対策本部長が本部員に対し指令したときとする。

配備区分	配備時期	配備内容
水道 Ａ号配備	１　危機発生のおそれがあるとき ２　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき （警戒配備体制）	被害の発生を防ぎょするため通信情報活動、物資資機材の点検整備を実施する体制 （管理職等）
水道 Ｂ号配備	１　小規模の危機事象が発生し、又は発生のおそれがあるとき ２　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき （非常配備体制）	危機に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制 （Ｃ号配備の内、主査級以上の職員及び班長が必要とする人員）
水道 Ｃ号配備	１　相当規模の危機事象が発生し、又は発生のおそれがあるとき ２　その他必要により本部長が当該配備を指令するとき （緊急配備体制）	上下水道部が全力をあげて防災活動を実施する体制 （職員全員）

(3) 給水計画の実施

上水道の応急供給については、「第９章第１節　飲料水を供給する」に基づき、医療機関、社会福祉施設等への給水を最優先に行うものとする。

また、大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき、大阪広域水道震災対策中央本部を中心として応急供給を行うものとする。

(4) 資機材・要員の確保

復旧作業の実施については、あらかじめ定めた業者に資材・労働力等の提供を求める。被災状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。

(5) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

４．下水道を復旧する

【上下水道部】

(1) 応急措置

ア　停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、大規模なポンプ施設については、発動機によるポンプ運転の配置整備に努める。

イ　下水管渠の被害には、汚水、雨水の流下機能に支障がないよう応急措置を講ずる。

ウ　被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関及び河内長野警察署への通報並びに付近住民への広報を行う。

(2) 応急措置及び復旧

ア　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ　被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア　生活水の節水に努めるよう広報する。

イ　被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

ウ　民間との災害時維持修繕協定を締結し被害状況の調査や修繕などの支援を受ける。

５．電力を復旧する

【関西電力送配電株式会社】

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防本部、府警察に通報し、付近住民に広報する。

(2) 応急供給及び復旧

ア　電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。

イ　被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ　緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ　単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他電力会社へも応援を要請する。

オ　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

カ　再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

(3) 広報

ア　二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について広報活動を行う。

イ　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

６．ガスを復旧する

【大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社】

(1) 応急措置

ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防本部、府警察に通報し、付近住民に広報する。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給及び復旧

ア　被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。

イ　緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ　単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

エ　被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア　二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ　被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

７．電気通信を復旧する

【西日本電信電話株式会社】

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻そうの緩和及び重要通信の疎通の確保を図る。

ア　応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ　非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ　災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる。

オ　避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急復旧

ア　被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ　必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ　復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と提携し、早期復旧に努める。

(4) 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

８．鉄道を復旧する

【南海電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社】

(1) 応急措置

ア　あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。

イ　負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、河内長野警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ　乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

(2) 緊急バス運行

災害により鉄道施設に被害があった場合は、復旧までの間、バス運行を行い孤立化を防止する。

(3) 応急復旧

線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設の応急復旧を優先して行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。

(4) 応援

被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

(5) 広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

９．バスを復旧する

【南海バス株式会社】

(1)　応急措置

ア　あらかじめ定めた基準により、バス運行の停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

イ　被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握するとともに、市及び関係機関にその状況を報告し、交通規制等に関する指示を求める。

ウ　負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて消防本部、河内長野警察署に通報し、出動を要請する。

10. 道路を復旧する

【大阪府、交通・住宅部】

(1) 応急措置

ア　あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限、若しくは速度規制を実施する。

イ　負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防本部、河内長野警察署に通報し、出動の要請を行う。

ウ　交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(2) 応急復旧の優先順位

交通・住宅部は、災害発生後直ちに現地調査を行い、道路に関する情報を収集する。また、収集した道路情報は、速やかに総務部（総務部情報班）に連絡する。

各道路管理者は、災害発生直後における道路の被害状況・通行確保状況等の情報をもとに、府警察及び他の道路管理者と協議して、緊急交通路を選定し、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネットワークを確保する。

ア 救援活動のために特に重要であると判断される路線

イ あらかじめ定めた緊急交通路

(3) 応急復旧

ア　収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

イ　応急復旧は、原則として緊急交通路を優先的に行う。ただし、国道・府道の管理者から、緊急交通路の迂回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

(4) 障害物の除去

道路管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

(5) 資機材・要員の確保

復旧作業の実施については、あらかじめ定めた業者に資材・労力等の提供を求める。

(6) 情報連絡体制

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

(7) 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

(8) 警察との情報連絡

道路管理者は、府警察ならびに河内長野警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

(9) 道路管理者間の相互協力

それぞれの道路管理者は、府警察と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施にあたっても、互いに協力して緊急道路ネットワークの早期確保に努める。

(10) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、市民へ広報する。

＊資料5-2 緊急交通路路線（図面と路線一覧表）

＊資料10-1　緊急給水拠点整備図
＊資料10-2　水道災害備品備蓄状況

第13章　二次災害の防止

第１節　二次災害を防止する

実施担当部局	環境部、交通・住宅部、 消防本部・消防団（消防部）、避難・福祉部、総務部本部班、食糧日用品部

余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、崖崩れ、建築物の倒壊及び火災などに備え、二次災害防止施策を講じるとともに、二次災害への危険性について市民の啓発に努めるものとする。

［体　系］

第１節　二次災害を防止する	
	１．公共施設の二次災害を防止する
	２．応急工事を行う
	３．民間建築物・宅地の二次災害を防止する
	４．危険物等の二次災害を防止する
	５．放射性物質の二次災害を防止する
	６．地下空間浸水災害の対策活動を行う

１．公共施設の二次災害を防止する

【上下水道部、交通・住宅部、食糧日用品部、施設管理全部局】

(1) 公共土木施設等

① 対象

河川・水路施設、土砂災害危険箇所、公園施設、下水道施設、滝畑ダム、ため池等農業用施設、橋梁等道路施設等

② 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

施設の管理者等は、被害状況の早期発見に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。

なお、府及び市は、必要に応じてＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等の連携により、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は、土砂災害危険箇所や被災施設に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。

③ 避難及び立入制限

施設の管理者等は、著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設、危険箇所への立入制限を実施する。

(2) 公共建築物

公共建築物の管理者等は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

２．応急工事を行う

【施設管理全部局】

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

３．民間建築物・宅地の二次災害を防止する

【交通･住宅部、総務部本部班】

(1) 民間建築物

交通・住宅部は、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に危険度を周知し、二次災害防止に努める。総務部本部班は、被害状況を府に報告する。

所有者は建築物の被害の有無にかかわらず、危険性を判断し、適切な処理を行い、特に出火防止に努める。

(2) 宅地

二次災害防止のため、宅地等の被害状況を早期に把握するとともに、被害概況等に基づき、府とともに被災宅地の危険度判定を実施する。

① 被災宅地危険度判定作業の準備

判定作業に必要な次のものを準備するとともに、府、府建築士会等に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

ア　住宅地図等の準備、割当区域の計画
イ　被災宅地危険度判定士受入れ名簿の作成
ウ　判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付

② 調査の体制

派遣された被災宅地危険度判定士を中心として２人１組の判定チームを編成し、調査を実施する。

③ 判定結果の周知

判定結果については、判定ステッカーの貼付等により宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

４．危険物等の二次災害を防止する

【消防本部】

(1) 対象

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物を扱う施設

(2) 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、発火、漏出、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。

市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

(3) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

５．放射性物質の二次災害を防止する

【環境部、消防本部、総務部本部班】

(1) 対象

放射性物質（放射性同位元素）に係る施設

(2) 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

(3) 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難誘導対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

６．地下空間浸水災害の対策活動を行う

【消防本部、総務部本部班】

地下駐車場、ビルの地下施設等の地下空間における浸水災害に対処するための浸水災害対策活動は、次の通りとする。

(1) 浸水被害情報等の伝達

総務部本部班は、気象庁から発表される気象に関する情報等を、地下空間の管理者等に情報の周知を図る。地下空間の管理者等は、気象等の情報収集に努めるとともに、利用者、従業員等に対して、逐時、それらの情報を伝達する。

(2) 避難活動

総務部本部班は、特に必要と認めるときは地下空間の利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、市職員、消防吏員及び消防団員は、適切な避難誘導を実施する。

また、地下空間の管理者等は、浸水の危険があると認めるときは、速やかに利用者、従業員等の避難誘導を行う。

第14章　捜索活動と遺体の収容・火葬

第１節　行方不明者を捜索する

実施担当部局	消防部、医療･福祉部

市は、警察署及び自衛隊等の協力を得て災害時の行方不明者を捜索する。

［体　系］

第１節　行方不明者を捜索する	
	１．行方不明者を捜索する

１．行方不明者を捜索する

【消防本部、医療・福祉部】

(1) 対象者

災害のため行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者を対象者とする。

(2) 捜索の方法

ア　行方不明者の捜索は、警察官、自衛隊等の協力を得て捜索体制を編成し捜索にあたるが、被災の程度、捜索の状況により消防団、地元関係者等の応援を得て行う。

イ　行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようにリストに整理する。

ウ　捜索に関しては、関係機関の情報交換、捜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。また、捜索が困難な場合は、府及び隣接市町村等に応援を求める。

第２節　遺体を収容･火葬する

実施担当部局	環境部、医療･福祉部

市は、警察署及び自衛隊、医療関係機関等との協力のもとに、災害により犠牲となった遺体の収容と遺族側で対応が困難、もしくは不可能な遺体の対策を実施する。

［体　系］

第２節　遺体を収容･火葬する
１．遺体を収容する
２．遺体を火葬する
３．応援を要請する

１．遺体を収容する

【環境部、医療・福祉部】

市は、遺体を発見した場合は速やかに警察署に連絡し、遺体は検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。また、施設管理者及び警察署等と連携を図り、遺体安置所に隣接する場所に検視（死体調査）、検案のための場所の確保を図る。

(1) 遺体の処理

検案終了後、必要に応じて遺体の処理を行い、身元の判明した遺体は遺族に引き渡す。

ア　市は、災害の際、死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、遺体（死体）の火葬を行うための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは医師による検案を行うことができない場合に、これら遺体の処理を実施する。なお、一時保存のために必要となるドライアイス、棺等に関しては、業者の協力により災害時における円滑な調達に努める。

イ　発見した遺体又は警察官に対して届出がなされた遺体については、警察官の検視（見分）を経て、検視（見分）調書を作成したのち処理を行う。

ウ　外国人等、遺体の処理に関して特別の配慮を要する場合は、親族及び関係者と協議し、処理する。

(2) 遺体安置所の設置

多くの遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢で適切な場所を遺体安置所に設定し、関係機関と連携して検視、検案等必要な措置を行うための環境整備を図る。

ア　遺体の身元を識別するためには、相当の時間を必要とすることもあるため、身元の確認については警察や自治会等の協力を得て実施する。

イ　身元が明らかで、かつ遺族等の引き取り人がある場合は、当該遺体及び遺品は警察から遺族等に引き渡されるが、遺族等に引き渡しできない場合は、市が引き渡しを受け保管する。
　また、多人数の場合は、短時間に火葬することは困難であるため、特定の場所に集めて一時保存する。

ウ　遺体の安置の必要が生じたときは、市民総合体育館に収容所を設ける。

２．遺体を火葬する

【環境部、医療・福祉部】

(1) 遺体の火葬

遺体の火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合（身元の判明しな

い者等）遺体の応急的な火葬を実施する。
遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存の上、火葬する。

(2) 火葬の方法

ア　市内における斎場は資料の通りである。
イ　身元不明遺体については、火葬の後、遺骨、遺品等を市において保存する。
※　身元の判明しない者等が出てきた場合には、医療・福祉部が実施担当とする。
ウ　火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。
エ　遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

３．応援を要請する

【環境部】

市は、自ら遺体の処理、火葬の実施が困難な場合、府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。
また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

＊資料12-1　災害時等応援協定
＊資料6-4　市営斎場

第15章　廃棄物処理と保健衛生

第１節　廃棄物を処理する

実施担当部局	環境部、食糧日用品部、交通・住宅部

市及び関係機関は、被災地の良好な環境の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、ごみ、災害廃棄物等を適正に処理し、応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう道路等の障害物を除去する。

なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針」等を踏まえて策定した河内長野市災害廃棄物処理計画による。

［体　系］

第１節　廃棄物を処理する	
	１．ごみ・災害廃棄物を処理する
	２．道路障害物を除去する
	３．住宅関係障害物を除去する

１．ごみ・災害廃棄物を処理する

【環境部】

(1) ごみ処理

被災地はごみ及び汚物等の発生が多くなるため、環境部は迅速かつ適切に清掃業務を実施し、環境の浄化を図る。

① 初期対応

ア　避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ　ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

② 収集方法

ア　被災地を重点に効果的に現有清掃車両及び人員を投入し、迅速な収集を行う。

イ　効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートや運搬ルートを設定する。

ウ　ごみの集積収集は、平常時と同様、分別を基本とする。

エ　防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

オ　消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

カ　市のみでは対処できない場合は府及び隣接市町村に応援を求める。

③ 集積場所

災害の規模及び状況に応じ大量のごみ・災害廃棄物等が発生した場合は、被災状況を勘案した上で適切な場所を指定して臨時集積所を設ける。なお、臨時集積場については定期的な消毒を実施する。

④ 処理方法

焼却炉での処理を原則とするが、その他必要に応じ環境衛生上支障のない方法で処理する。

(2) 災害廃棄物処理

大規模地震発生時には、大量の災害廃棄物の発生が予想されるため、環境部は迅速かつ適切に清掃業務を実施し、環境の浄化を図る。

① 初期対応

災害廃棄物の種類等を勘案し、発生量を把握する。

② 集積場所

災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの効率的な処理ルートの確保を図る。また、災害廃棄物の保管には、火災発生の防止、作業時の安全確保等、仮置き場の適正な管理に配慮する。

【候補地】：一時避難地等

③ 処理活動

ア　災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

イ　災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

ウ　アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

エ　損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

オ　必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。

２．道路障害物を除去する

【交通・住宅部、食糧日用品部】

(1) 実施責任者

道路の通行に支障を来す場合、国道と府道については府が、市道や農道については市がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。

(2) 障害物の除去の優先順位

ア　市民の生命安全を確保するための重要な道路（避難経路）
イ　災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防ぎょ線を張る道路）
ウ　緊急輸送を行う上で重要な道路（緊急交通路）
エ　その他災害応急対策活動上重要な道路

(3) 資機材の確保

障害物の除去に必要な車両、機械、器具等については、業者等から調達する他、他の市

町村や府に応援を要請する。

(4) 障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

ア　一時的には市管理の運動場、空地、その他廃棄に適当な場所

イ　保管するものについては、その保管する工作物などに対応する適当な場所

３．住宅関係障害物を除去する

【生活部、交通・住宅部】

(1) 実施責任者

市は、府の委任により災害救助法第２条に規定する区域において、府の補助機関として実施することになる。

(2) 障害物の除去の対象者

ア　当面の日常生活が営み得ない者、又は、日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、便所、玄関等のような場所のみを対象とする。

イ　住家は、半壊、半焼又は床上浸水した者で、自己の資力をもってしても、障害物の除去を実施し得ない者に限りその対象とする。

(3) 実施方法

必要最低限度の日常生活が営める状態に除去する。

＊資料11-1　ごみ処理施設

第２節　防疫･し尿処理を行う

実施担当部局	環境部、医療･福祉部

市及び関係機関は、被災地域における感染症・食中毒を予防し、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫活動を行うとともに、衛生状態を保持するため、し尿処理等の必要な活動を行う。

［体　系］

第２節　防疫･し尿処理を行う
１．防疫対策を実施する
２．し尿を処理する
３．動物の保護等を行う

１．防疫対策を実施する

【環境部、医療・福祉部】

(1) 実施責任者

感染症・食中毒その他の悪疫の伝播を未然に防止するため、市は、速やかに防疫活動を実施する。なお、災害の状況に応じ、市のみでは実施することが困難な場合は、富田林保健所に協力を要請する。

(2) 防疫活動

① 消毒活動（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年十月二日法律第百十四号。以下「感染症法」という。）第27条）

府の指導、指示により、下痢患者、有熱患者が多く発生している地域、避難所のある地域、浸水地域等の感染症が発生するおそれのある地域を優先的に消毒を実施する。

ア　消毒方法

(ｱ) 機動消毒－動力噴霧機架載自動車による消毒
(ｲ) 動力消毒－動力噴霧機（散布、電気ミスト）による消毒
(ｳ) 手押消毒－手押噴霧機（乳剤、粉剤）による消毒

イ　消毒薬の配布

自治会及び自主防災組織等の協力を得て、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症予防に関する衛生指導を行う。

ウ　避難所の防疫指導

府の指導・指示により、避難所内の防疫指導を行う。

エ　薬品等の調達

災害の状況に応じて関係業者から消毒薬剤等を調達する。

② ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

府の指導、指示により、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。

③　家用水の供給（感染症法第31条）

ア　府の指示に基づき、速やかに家用水の供給を開始し、停止期間中継続する。

イ　家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。その際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

ウ　家用水の使用停止分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

④ 臨時予防接種の実施（予防接種法第６条）

府の指示により、感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び期間を定めて市医師会の協力のもと予防接種を実施する。

なお、薬品等は関係業者から調達するが、不足の場合は府にあっせんを依頼する。

ア　臨時予防接種の実施場所

市内各小学校又は公共建物の他、適当な場所をその都度定める。

⑤ 健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するために必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。医療・福祉部は地区内の関係機関と共に健康診断を実施する。

⑥ 防疫に必要な薬品の調達

薬品については、関係業者から購入を行うが、現品不足の場合は府にあっせんを依頼する。

⑦ 情報交換

感染症が発生すると予測される地域については、富田林保健所と緊密な連絡を取り、情報交換を行い、感染症予防に万全を期する。

⑧ 感染症患者等に対する感染症指定医療機関等への入院勧告又は入院措置

府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者については入院の勧告等を行うが、市はこの実施に際して、これに協力する。

⑨ 予防教育及び広報活動

府の指導の基に、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて市民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

⑩ その他の措置

その他、感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

※　一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、痘そう、南米出血熱、ラッサ熱

二類感染症：結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウィルス属ＳＡＲＳコロナウィルスであるものに限る。）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ５Ｎ１であるものみ限る。）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

(3) 被災者の健康維持活動

市は、府と相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

① 巡回相談等の実施

ア　被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ　被災者への栄養・食生活支援として、被災者の栄養状況を把握し、食糧の供給機関等との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。なお、その際には富田林保健所と連携し、府作成（行政栄養士の災害時対応マニュアル）に基づき実施する。

ウ　高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

エ　府は、保健・医療等のサービス等の提供、食事の栄養改善等について府の助言を受け実施する。

オ　必要に応じ福祉施設等での受入れ、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

② 心の健康相談等の実施

ア　災害による心的外傷後ストレス傷害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

イ　環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨時に精神科救護所を設置する。

ＰＴＳＤ：Post Traumatic Stress Disorder

(4) 保健衛生活動における連携体制

市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制整備に努める。

２．し尿を処理する

【環境部】

ライフラインの被害等により、し尿処理への影響が予想されるので、環境部は、これらを処理するため適切な措置をとる。

(1) 初期対応

ア　上水道、下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ　し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ　被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。また、設置にあたっては、プライバシーを確保した簡易型水洗トイレ等の使用や、男女別のトイレの設置、夜間等の安全性の確保など女性などの配慮に努める。

(2) 処理活動

ア　被災地のし尿の状況調査に基づき、作業計画を検討し、速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。

イ　し尿処理場の被害調査を行い、早急に復旧するとともに処理場を最大稼働運転する。

ウ　消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

エ　被害が甚大で市のみでは処理することが困難な場合は、府を通じて他の市町村、関係団体に応援を求める。

３．動物の保護等を行う

【環境部】

市及び関係機関は被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

また、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

なお、応急避難の際に放置された愛玩動物など被災動物に対しては、「大阪府災害時等物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府、関係機関との連携のもと、保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

＊資料6-3　主な薬品調達先
＊資料11-2　市内し尿処理施設

第16章　文教対策の実施

第１節　学校教育を再開する

実施担当部局	避難･福祉部、医療･福祉部

災害の発生、又はそのおそれのある場合の児童・生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害、児童・生徒のり災による通常の教育を行えない場合の文教施設の応急復旧、児童・生徒に対する応急教育及び学用品の供与等を実施する。

［体　系］

第１節　学校教育を再開する
１．実施責任者を定める
２．学校における体制を確立する
３．児童・生徒等を保護する
４．応急教育を実施する
５．就学等に関する措置を実施する
６．給食に関する措置を実施する
７．教育施設の応急整備を行う
８．災害後の環境衛生を確保する
９．児童・生徒の「こころのケア」対策を行う

１．実施責任者を定める

【避難・福祉部、医療・福祉部】

(1) 実施責任者

ア　市立小・中学校等の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会が行う。

イ　災害に対する各学校等の措置については、学校長が具体的な応急対策を立てる。

ウ　ただし、学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は、府の委任を受け、市長が実施する

２．学校における体制を確立する

【避難・福祉部】

学校長は以下の措置を講じ、学校における体制を確立する。

(1) 事前準備

ア　学校長は、学校の立地条件を考慮し、災害時の応急計画を作成するとともに、指導の方法について明確な計画を立てておく。

イ　学校長は、災害の発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。

(ｱ) 学校行事、会議、出張等を中止すること

(ｲ) 休校措置、児童・生徒の避難、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法を検討すること

(ｳ) 市教育委員会、河内長野警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行うこと

(ｴ) 時間外においては、所属教職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、教職員に周知しておくこと

ウ　学校が避難所となる場合の運営に関しては、学校や教職員の役割を明確にし職員間で共通理解しておくとともに、防災関係機関や自主防災組織など、学校と地域が連携した具体的な対策、役割分担等について、マニュアル等の整備に努める。

(2) 災害時の体制

ア　学校長は状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。学校長が不在時の場合、教頭が学校長に代わって市教育委員会等との連絡を取りながら、必要な指示・措置を行う。

イ　学校長は学校の施設・設備等の被害状況を調査し、安全点検を行い、被害状況により施設内の危険箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。

ウ　学校長は災害の規模、児童・生徒・職員及び施設等の被害状況や所在地を速やかに把握するとともに市教育委員会に報告し、校舎の管理に必要な職員を確保する。

エ　学校長は準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど、災害状況と合致するよう速やかに調整する。

オ　学校長は応急教育計画については市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底する。

カ　学校長は校区外に避難した児童・生徒の転校手続き等が円滑に進むよう、市教育委員会、受入れ学校、関係機関等と調整する。

(3) 災害復旧時の体制

ア　学校長は教職員を掌握するとともに、児童・生徒の被災状況や連絡先を把握するとともに、市教育委員会と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制をとる。

イ　正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については、府・市教育委員会より指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については学校長は関係機関の援助等により処置する。

ウ　校区外に避難した児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情を把握し、保護者に必要事項を連絡する。

エ　学校長は災害の推移を把握し、市教育委員会と連絡のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

オ　学校長は校舎が避難所として利用されている場合は、応急教育実施のために必要な措置について市と協議する。

３．児童・生徒等を保護する

【避難・福祉部】

(1) 児童・生徒等の保護

災害時における応急教育は次の通り実施するが、教育長又は学校長等の判断により、危険が予想される場合は、臨時休校等の措置を行うなど、臨機の措置をとる。

ア　授業開始後にあっては、早急に児童・生徒を帰宅させることとし、その際は、通学路の安全が確認された後、危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員が地区別に付き添う。
　ただし、保護者が不在の者又は居住地域に危険のおそれのあるものは、学校等において保護する。なお、通信網の遮断を想定し、児童・生徒の引き渡し方法や、連絡方法など、日頃から保護者と取り決めを行い、共通理解に努める。

イ　登校前に休校の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童・生徒等に連絡する。

ウ　校外における学習活動については、安全の見通しが判明するまで中止する。

エ　学校長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、市教育委員会とも連絡の上、あらかじめ想定されている他の避難場所へ適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導にあたらせる。

オ　学校長の判断で臨時に休校等の措置をとったときは、直ちにその旨を避難・福祉部に報告しなければならない。

(2) 教育施設の保全

教育施設及び備品等の被害を最小限にとどめるため、施設の長は、施設の防災措置を講じ、停電、断水等予想される事故に対する措置を行う。

４．応急教育を実施する

【避難・福祉部】

文教施設の被災又は児童・生徒のり災により、通常の教育を実施することが不可能な場合における応急教育は、次の通り実施する。

(1) 応急教育実施の基準

災害発生後１週間程度での開始を目安として、学校内若しくは学校長が適当と認める場所において、応急教育を実施する。

(2) 応急教育実施予定場所

ア　学校が避難所に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

イ　校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、なお不足するときは、二部授業の方法による。

ウ　公民館等の公共施設を利用する。

エ　隣接校の余裕教室を借用する。

オ　被害が著しい場合は、仮設校舎の建設等を検討する。

カ　校舎の大部分が使用できないときは、隣接の学校・公民館等適当な公共施設を利用

するなど、児童・生徒の安全を確保した上で可能な方法について検討する。

(3) 授業時数の確保

ア　災害による休校等による影響が最小限となるよう、できるだけ速やかに平常授業を始めるよう努め、授業時数の確保を図る。

イ　長期にわたる休校の場合については、自宅学習又は、各地区毎の組織に区分して応急教育を実施する等、地域の実情及び児童・生徒の発達段階を踏まえ、適切に対応する。

(4) 児童・生徒の健康保持

被災地区の児童・生徒に対して、被災状況により健康診断、検便等を行い、健康の保持に充分注意するとともに、感染症の予防について富田林保健所の指示により、必要な措置を行う。

５．就学等に関する措置を実施する

【避難・福祉部】

(1) 学用品の給与

学用品の給与については、災害救助法の定めにより実施する。

① 対象品目

ア　教科書及び教材
イ　文房具
ウ　通学用品
エ　その他の学用品

② 給与対象者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた世帯の小学校児童・中学校生徒で、教科書、学用品を喪失又は損傷したもの。

(2) 就学措置

府教育委員会及び市教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、支援する。府は、私立学校の行う就学援助に対して支援するよう努める。

ア　府教育委員会は、特別支援学校の児童・生徒に対する就学奨励費の支給及び府立高等学校の生徒に対する授業料の減額又は免除について必要な措置を講ずる。

イ　市教育委員会は、市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

６．給食に関する措置を実施する

【避難・福祉部】

避難・福祉部は、学校給食をできる限り継続実施する。ただし、次のような事情が発生した場合については、一時中止する。

(1) 災害が広範囲にわたり、学校給食施設を、災害救助のための炊き出しに使用したとき

(2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間

(3) 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき

(4) 給食物資の調達が困難なとき

(5) その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき

(6) 給食の実施が適当でないと認められるとき

なお、この場合、給食再開にあたっては、衛生管理には充分に注意が必要である。

７．教育施設の応急整備を行う

【避難・福祉部】

(1) 災害により被害を受けた小、中学校の施設、設備については学校長の報告により避難・福祉部は調査の上速やかに応急復旧工事を実施する。

８．災害後の衛生環境を確保する

【避難・福祉部、医療・福祉部】

(1) 避難・福祉部は医療・福祉部及び学校長と協議の上、保健室常備の医療機器薬品の確保等の必要な措置を速やかに行う。

(2) 学校長は、児童・生徒の災害時における衛生環境の確保に努める。

(3) 学校長は、災害後の感染症及び防疫対策について、避難・福祉部、医療・福祉部、校医等と協議し、富田林保健所の指示援助により、健康診断の実施や被災校舎、施設の清掃、消毒を実施するなど必要な措置を速やかに行う。

９．児童・生徒の「こころのケア」対策を行う

【避難・福祉部】

市教育委員会は、府（子ども家庭センター）、その他関係機関、市医師会等協力団体、その他専門家並びに各学校長と連携・協力して、カウンセリング等を実施するなど学校における児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

第２節　文化財の災害応急対策を行う

実施担当部局	避難･福祉部

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は、被害状況を調査し、避難・福祉部に報告するとともに、市教育委員会並びに府教育委員会と協議のうえ応急措置を講ずる。

［体　系］

第２節　文化財の災害応急対策を行う
１．文化財の災害応急対策を行う

１．文化財の災害応急対策を行う

【避難・福祉部】

(1) 被害状況の調査

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市を経由して府教育委員会に報告する。

(2) 被害の拡大防止等

市は、被害調査後、判明した状況から市指定文化財の所有者及び管理者に対し必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

府教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市を経由して所有者又は管理責任者に対し、適切な措置をとるよう指導・助言を行う。

第17章　社会秩序の維持

第１節　社会秩序を維持する

実施担当部局	広報部、総務部本部班、生活部、食糧日用品部

府、市をはじめ関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

［体　系］

第１節　社会秩序を維持する	
	１．市民への呼びかけを行う
	２．警察による公共の安全と秩序維持のための警察活動を実施する
	３．物価の安定及び物資の安定供給を図る

１．市民への呼びかけを行う

【総務部本部班・広報部】

府及び市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

２．警察による公共の安全と秩序維持のための警察活動を実施する

【総務部本部班】

(1) 警察活動

府警察は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警察活動を実施する。また、市は、防犯協議会、自主防災組織、自治会等と連携し、公共の安全確保に努める。

(2) 暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入する等、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努める。市は、府警察、関係機関等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

３．物価の安定及び物資の安定供給を図る

【食糧日用品部、総務部】

府、市及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう

監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

(1) 物価の監視

府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買い占め・売り惜しみをする業者に対しては、是正するよう勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

(2) 消費者情報の提供

府及び市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

(3) 生活必需品等の確保

府及び市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(4) 金融機関における預貯金払戻等

ア　近畿財務局、日本銀行は、被災者の貯金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導、要請を行う。

(ｱ) 市民が貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、貯金払戻の利便を図ること。

(ｲ) 事情によっては定期貯金、定期積立金等の期限前払戻や、これを担保とする貸与にも応じること。

(ｳ) 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

イ　近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第18章　その他災害応急対策

第１節　土砂災害・洪水応急対策

実施担当部局	交通･住宅部、食糧日用品部

市は、風水害に伴う浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などによる被害の拡大を防止するため、施設の被害調査やその結果を踏まえ、関係機関と協力して必要な措置を講ずる。

［体　系］

第１節　土砂災害・洪水応急対策	
	１．河川施設、ため池等農業用施設における応急対策を実施する
	２．砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設における応急対策を実施する
	３．その他公共土木施設における応急対策を実施する

１．河川施設、ため池等農業用施設における応急対策を実施する

【交通・住宅部、食糧日用品部】

(1) 河川施設、ため池等農業用施設

ア　堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
　現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。

イ　府又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立ち退きを指示する。

ウ　水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

２．砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設における応急対策を実施する

【交通・住宅部】

(1) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

ア　市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。

イ　府、市及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。

ウ　府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切

な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

エ　風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、府及び市は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

３．その他公共土木施設における応急対策を実施する

【交通・住宅部、食糧日用品部】

(1) その他公共土木施設

ア　市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。

イ　府、市及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。

ウ　府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(2) 土砂災害の二次災害防止対策

大雨や余震等による土砂災害の二次災害を防ぐため、府と連携して、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣を要請するなど、専門家による緊急点検、土砂災害危険箇所周辺の警戒監視を実施し、点検結果より、必要があるときは、その被害の程度に応じて、警戒区域の設定、避難および立入制限等の措置、崩壊危険箇所へのシート被覆等の応急措置を講じる。

なお、国、府の緊急調査が行われ、市に土砂災害緊急情報が発表されたときは、対象地域の居住者等に対して、避難のための立退きを勧告または指示するなど、適切に処置する。

また、府及び市は、必要に応じてＮＰＯ法人大阪府砂防ボランティア協会等の連携により、斜面判定士の派遣を要請する。斜面判定士は、土砂災害危険箇所に対する点検を速やかに行い、関係機関に連絡することにより二次災害の防止に努める。

第２節　林野火災応急対策

実施担当部局	消防本部・消防団（消防部）、総務部本部班

林野火災の特異性を考慮して、市及び関係機関は、迅速かつ組織的に対処し、人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

［体　系］

第２節　林野火災応急対策
１．火災の警戒を実施する
２．火災通報等を行う
３．活動体制を確立する
４．林野火災対策資料を作成する

１．火災の警戒を実施する

【消防本部、消防団】

(1) 火災気象通報

大阪管区気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、府に通報する。府は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

(2) 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

(3) 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで市条例で定める火の使用制限に従う。

(4) 市民への周知

消防本部は、防災行政無線、広報車などを利用し、消防団、自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

２．火災通報等を行う

【消防本部、総務部本部班】

(1) 市・消防機関

ア　火災を発見した者から通報を受けた場合は、関係機関（近隣市町村、警察署等）に通報を行う。

イ　地区住民、入山者等に対して周知を図る。

ウ　火災の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後１時間ごとに状況を通報する。

府の定める通報基準

- 焼損面積５ha以上と推定されるもの
- 覚知後３時間を経過しても鎮火できないもの
- 空中消火を要請するもの
- 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

(2) **伝達系統**

火災通報に係る伝達系統は、次の通りである。

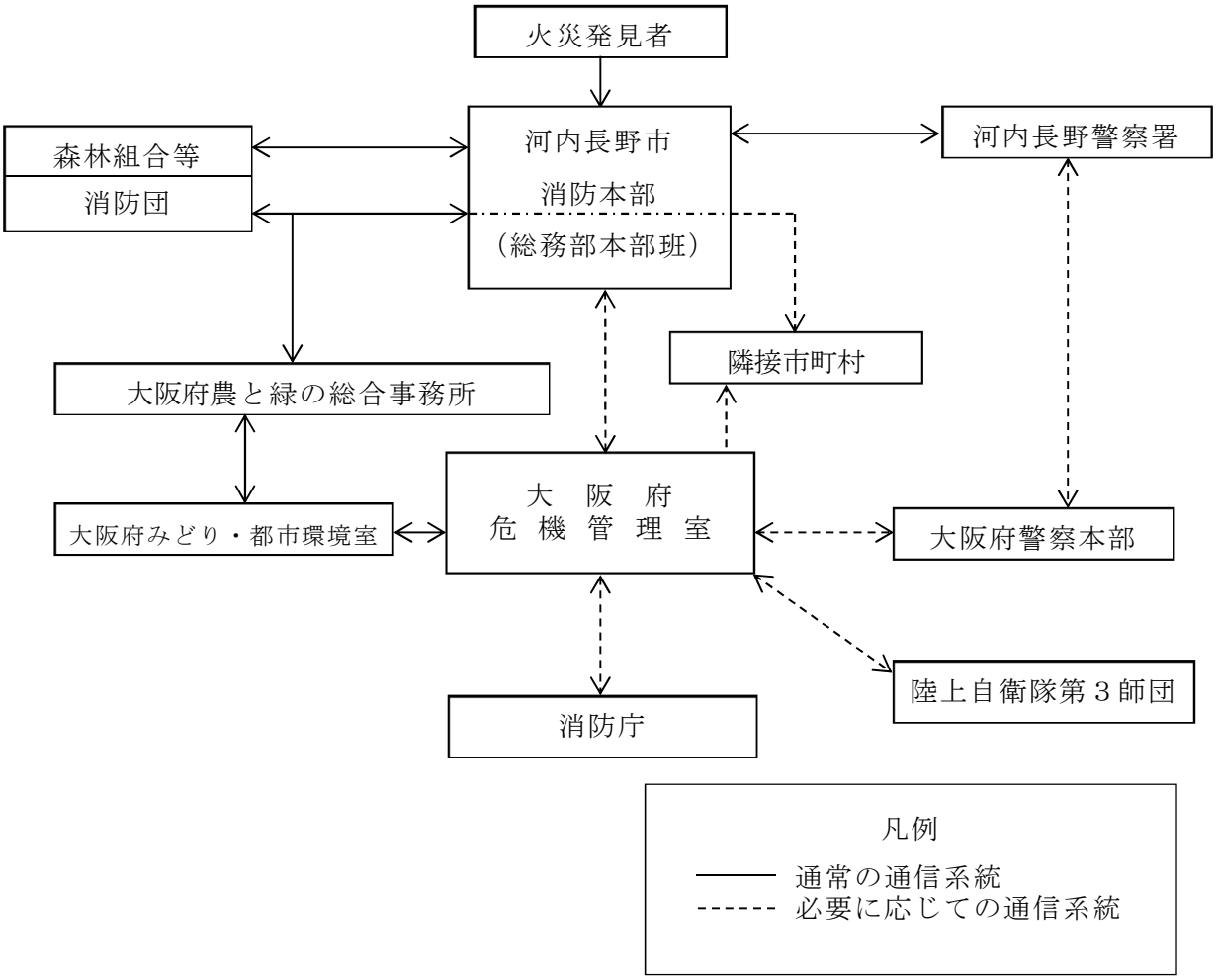

３．活動体制を確立する

【消防本部、総務部本部班】

(1) **市・消防機関**

林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防ぎょ活動を行う。

① 現地指揮本部の設置

ア　林野火災発生の通報があった場合は、直ちに現地指揮本部を設置し、関係機関と連携して、火災防ぎょ活動を行う。

イ　火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。

ウ　状況把握を的確に行い、延焼拡大のおそれがあるとき又は市単独では対処できないと判断したときは、時期を逸せず隣接市町等に応援出動準備を要請する。

② 現地対策本部の設置

隣接市町村等に応援要請を行った場合、現地対策本部を設置する。なお、現地対策本部の活動は、次の通りである。

ア　応援隊、飛火警戒隊、補給隊などの編成

イ　警戒区域、交通規制区域の指定

ウ　空中消火の要請又は府への依頼
エ　消防庁又は府に対する広域航空消防の応援要請及び自衛隊に対する派遣要請についての検討
オ　応援部隊の受入れ準備

(2) 河内長野警察署
市や関係機関との連携を密にし、負傷者及び要救出者の救助にあたるとともに拡大防止を図るため、必要な警戒、交通規制等の措置をとる。

４．林野火災対策資料を作成する

【消防本部】

関係機関は、措置した事項を整理記録し、今後の対策の樹立を図る。
市は、焼損面積20ha以上の火災の場合は、林野火災調査資料を作成し、速やかに府に報告を行う。

第３節　市街地災害応急対策

実施担当部局	消防本部・消防団（消防部）、広報部、生活部、総務部本部班

中高層建築物等のガス漏洩事故及び火災等の事故に対処するため、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

［体　系］

第３節　市街地災害応急対策
１．ガス漏洩事故対策を実施する
２．火災等の対策を実施する
３．広域応援体制を確立する
４．中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等による措置を実施する
５．通報連絡体制を確立する

１．ガス漏洩事故対策を実施する

【広報部、生活部】

(1) 市
広報部及び生活部は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防活動体制の確立

(3) ガス漏洩事故の発生箇所及び拡散範囲の推定

(4) 火災警戒区域の設定

範囲は、地階を有する建築物にあっては、原則として当該地階を有する建築物全体及びガス漏洩場所から半径100m以上の地上部分に設定する。

(5) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、河内長野警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(6) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(7) ガスの供給遮断

ア　ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社が行う（都市ガスの場合）、または、一般社団法人大阪府ＬＰガス協会が指定する通報事業者（ＬＰガスの場合）が行う。

イ　大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちにその旨を大阪ガス株式会社、河内長野ガス株式会社等に連絡する。

２．火災等の対策を実施する

【消防本部、消防団】

(1) 救助活動体制の早期確立と出動隊の任務分担
(2) 活動期における情報収集、連絡
(3) 排煙及び進入時等における資機材の活用対策
(4) 中高層建築物、地階を有する建築物等の消防用設備の活用
(5) 中高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
(6) 浸水、水損防止対策

３．広域応援体制を確立する

【消防本部、総務部本部班】

市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分な火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、警察署などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

４．中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等による措置を実施する

【消防本部】

(1)　ガス漏洩、火災等が発生した場合、中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

(2)　中高層建築物、地階を有する建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘

導を行う。

(3)　関係事業者の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

５．通報連絡体制を確立する

【消防本部、総務部本部班】

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

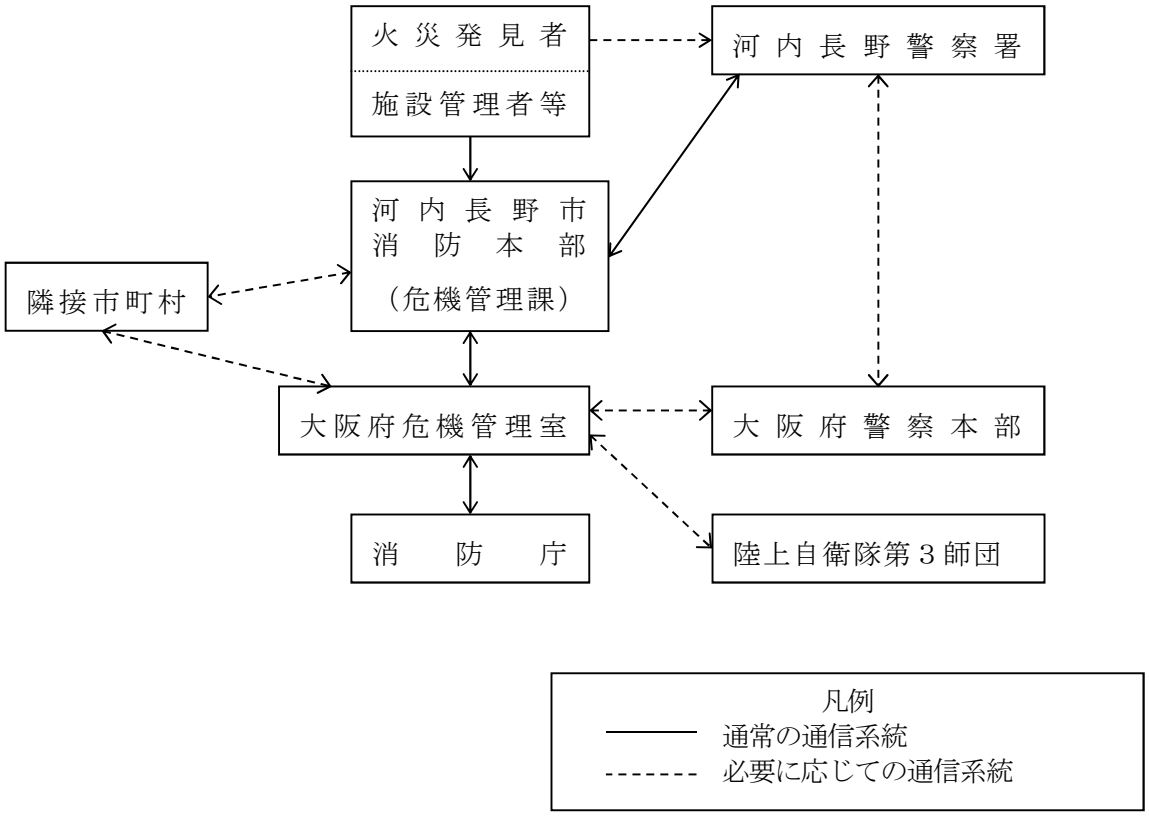

第４節　危険物等災害応急対策

実施担当部局	消防本部・消防団（消防部）、広報部、生活部、総務部本部班

市及び関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限に止め、周辺住民に対する危害防止を図るため、それぞれの応急対策計画により迅速に応急活動を行う。

［体　系］

第４節　危険物等災害応急対策
１．危険物災害応急対策を実施する
２．高圧ガス災害応急対策を実施する
３．火薬類災害応急対策を実施する
４．毒物、劇物災害応急対策を実施する

１．危険物災害応急対策を実施する

【広報部、生活部、消防本部、消防団、総務部本部班】

(1) 市

広報部及び生活部は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防機関

消防本部・消防団（消防部）は、次の対策を実施する。

ア　関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。

イ　関係事業者の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。

ウ　危険物の漏洩、火災・爆発等の災害が発生し、又は危険物施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 河内長野警察署

河内長野警察署は、危険物の漏洩、火災、爆発等の災害が発生した場合、又は危険物施設に及ぶおそれがある場合は、施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

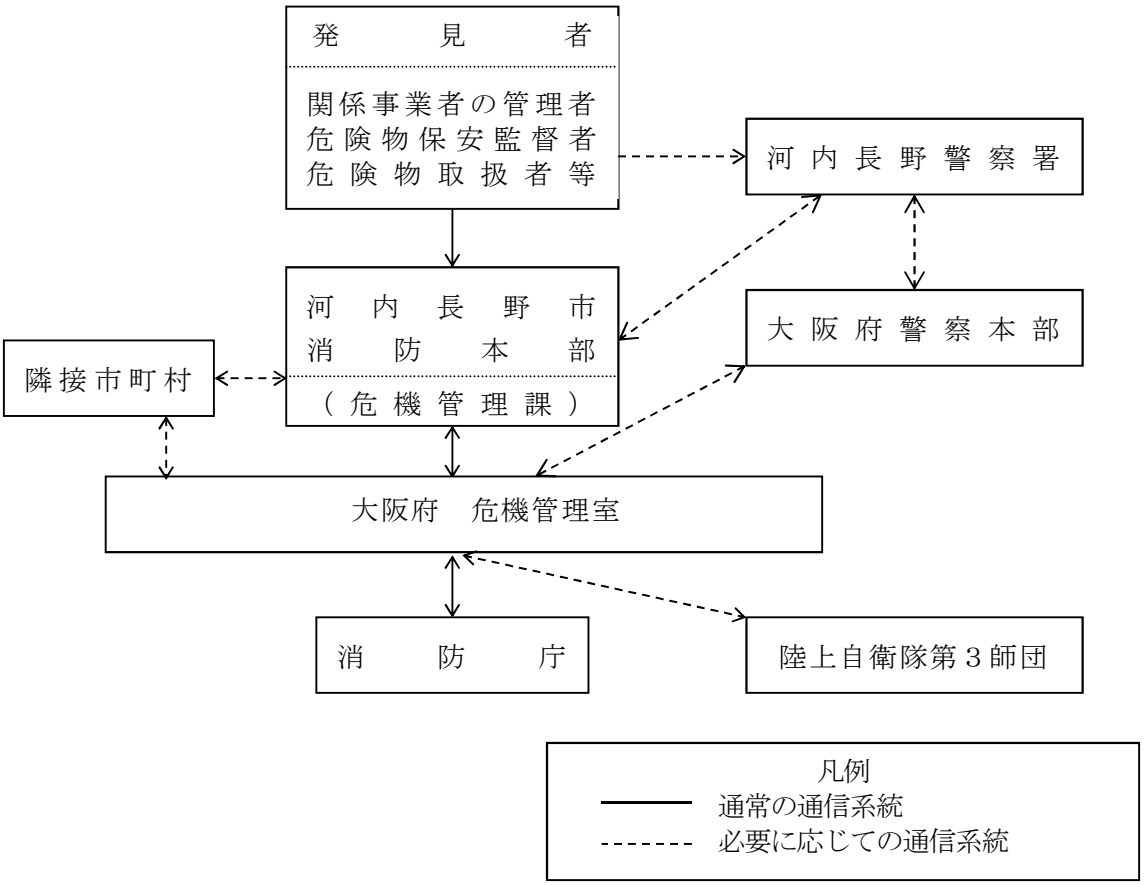

２．高圧ガス災害応急対策を実施する

【広報部、生活部、消防本部、消防団、総務部本部班】

(1) 市

広報部及び生活部は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防機関

消防本部・消防団（消防部）は、高圧ガスの漏洩、火災・爆発等の災害が発生し、又は危険物施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 河内長野警察署

河内長野警察署は、高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した場合、又は高圧ガス施設に及ぶおそれがある場合は、施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

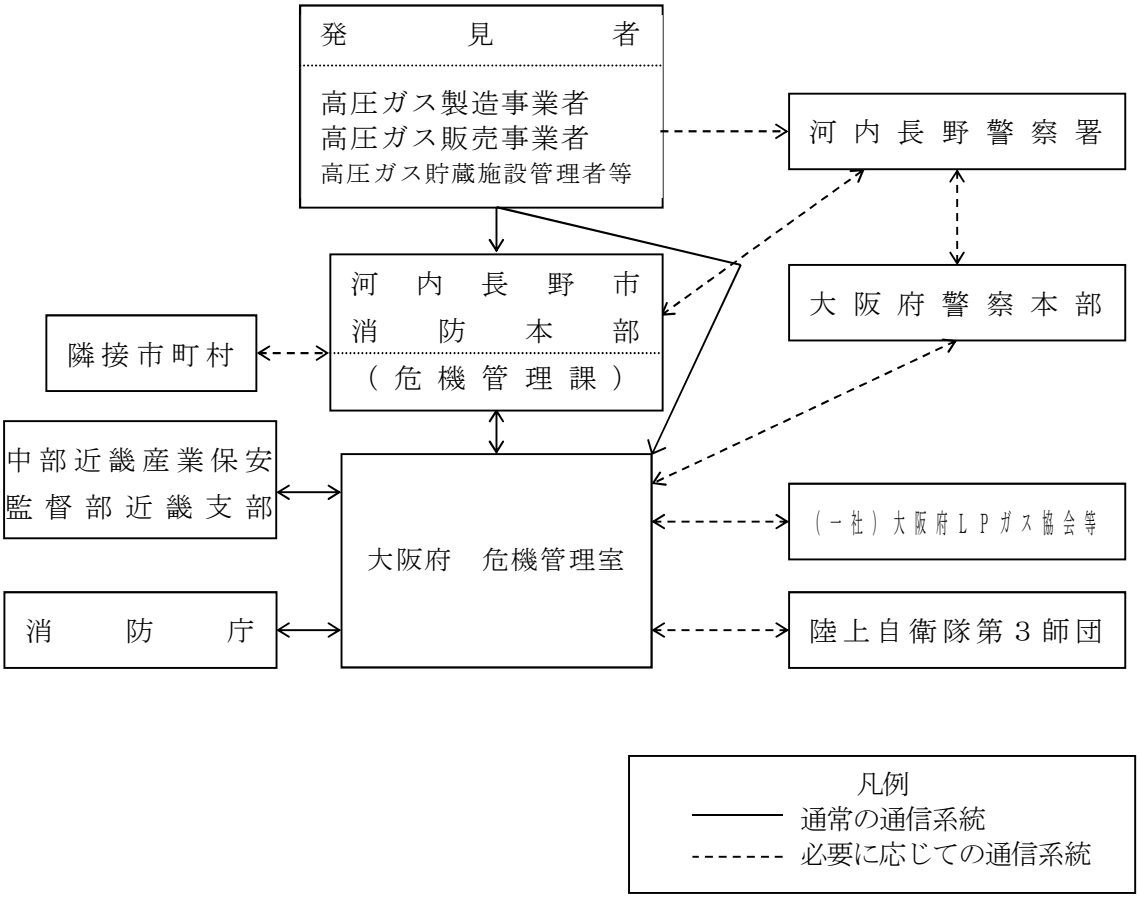

３．火薬類災害応急対策を実施する

【消防本部、広報部、生活部】

(1) 市

広報部及び生活部は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防機関

消防本部・消防団（消防部）は、火薬類の爆発等の災害が発生し、又は火薬貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 河内長野警察署

河内長野警察署は、火薬類の爆発等の発生した場合、又は火薬貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は、施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

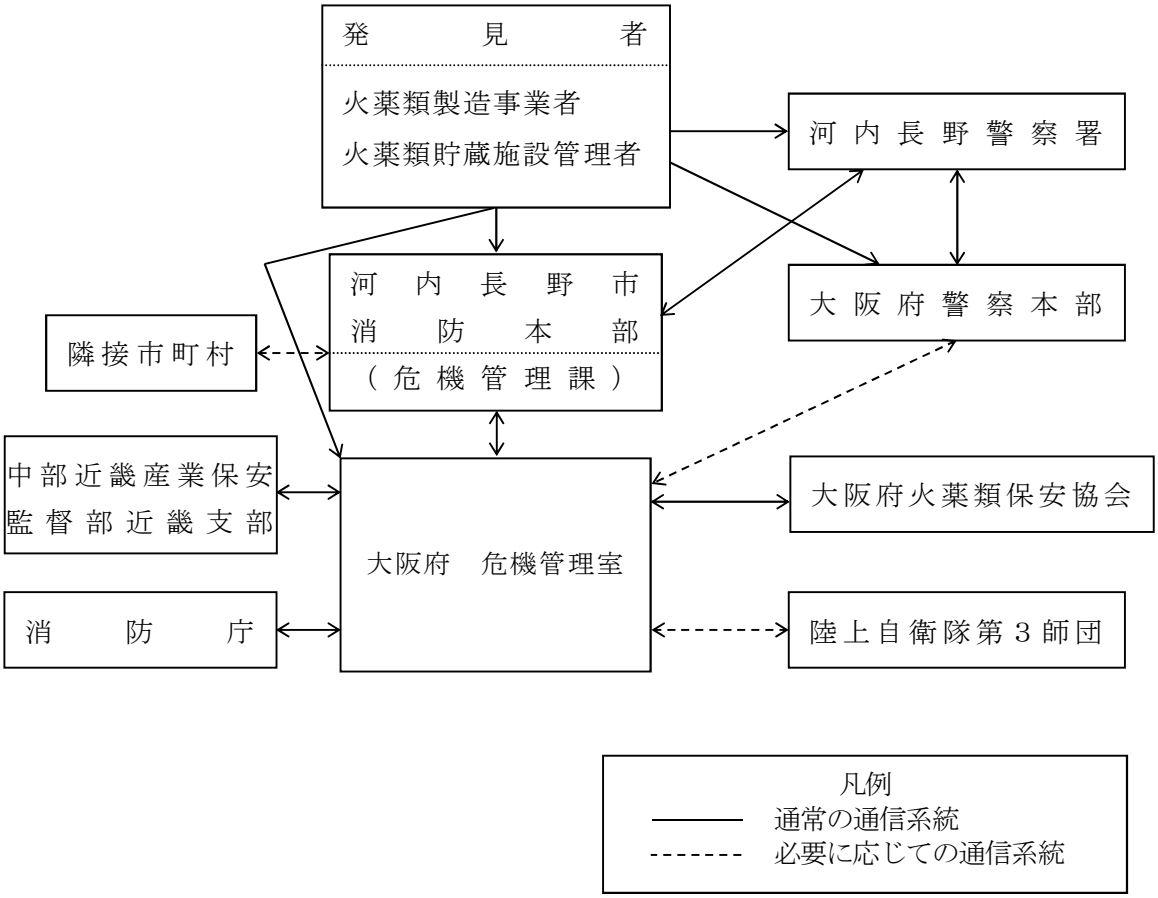

４．毒物、劇物災害応急対策を実施する

【消防本部、広報部、生活部】

(1) 市

広報部及び生活部は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するため、広報活動及び避難の指示等の必要な応急対策を実施する。

(2) 消防機関

消防本部・消防団（消防部）は、毒物・劇物の漏洩等の災害が発生し、又は毒物・劇物貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は、施設等の関係者及び警察等の関係機関と連携して、市消防計画に基づき災害の拡大防止、負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定等を行う。

(3) 河内長野警察署

河内長野警察署は、毒物・劇物の漏洩等の災害が発生した場合、又は貯蔵施設に及ぶおそれがある場合は施設の関係者、消防機関等の関係機関と連携して、負傷者の救出・収容、避難の措置、警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置を講ずる。

(4) 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

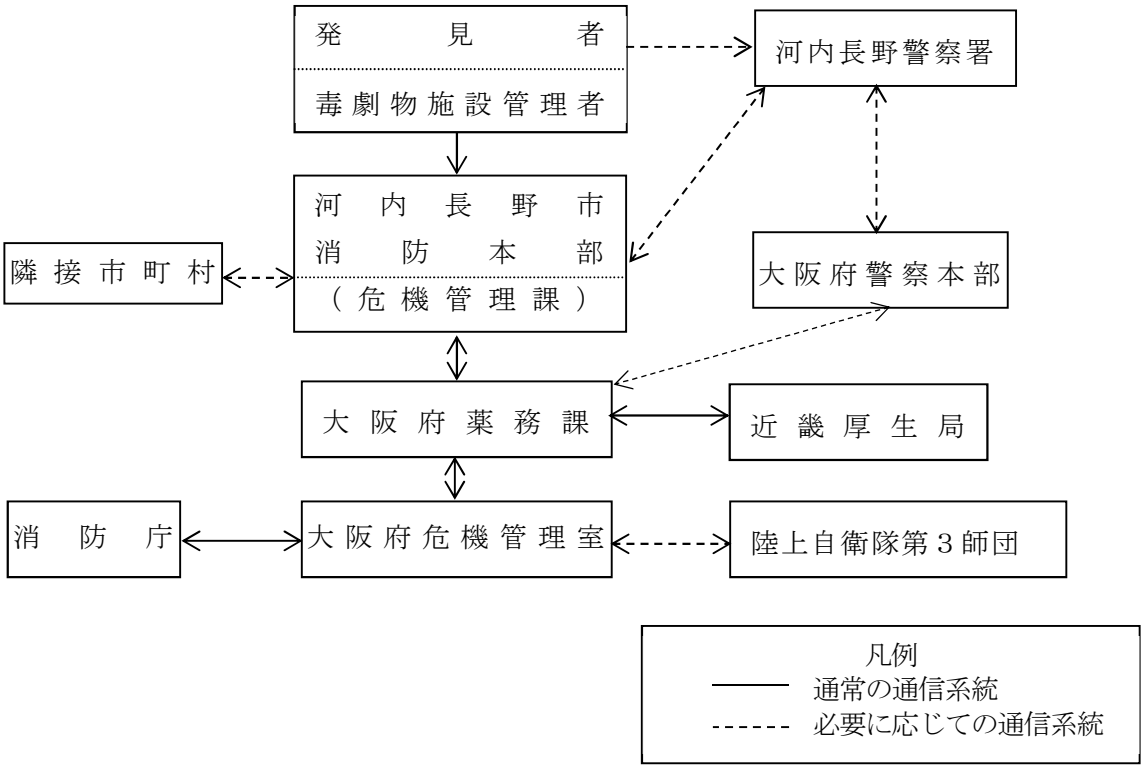

第５節　大規模交通災害（航空機事故、鉄道事故、自動車事故）応急対策

実施担当部局	消防本部・消防団（消防部）、交通・住宅部、総務部本部班、生活部、総務部

大規模な交通災害が発生した場合、市及び関係機関は、相互に協力して次の措置を必要に応じて行う。

［体　系］

第5節　大規模交通災害（航空機事故、鉄道事故、自動車事故）応急対策	
	１．応急対策を実施する

１．応急対策を実施する

【消防本部、交通住宅部、生活部、総務部、総務部本部班】

(1) 大規模交通災害の種類

大規模交通災害として取り上げる災害の例は次の通りである。

① 航空機事故

② 鉄道事故

③ 自動車事故

(2) 応急対策

①連絡体制

ア　発見者及び施設管理者からの通報

(ｱ) 消防本部は、災害時に危険物施設等の被害、又は鉄軌道交通が極めて混乱している状況を発見した者から通報を受ける。

(ｲ) 消防本部は、大規模交通災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、各施設の管理者から通報を受ける。

イ　関係機関への連絡

消防本部は、市域において大規模交通災害が発生した場合、又は発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに府に報告のうえ、河内長野警察署及び関係機関に連絡する。

②応急対策の実施

ア　市の災害応急活動体制

市は、災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、府及び関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

イ　応急対策活動

(ｱ) 災害の拡大防止等

消防本部は、必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

(ｲ) 関係機関との連携

府をはじめ関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

(ｳ) 救助、救急医療活動（大阪南医療センター及び当該事故関係機関）

(a) 医師及び看護師の派遣
(b) 医療機材及び医薬品の輸送
(c) 負傷者の救助
(d) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

(ｴ) 消防活動

消防本部は、災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(ｵ) 救援物資の輸送

交通・住宅部、府及び当該事故関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

(ｶ) 応急復旧用資機材の確保

総務部、消防本部、府及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(ｷ) 交通対策

河内長野警察署、関係機関、当該事故関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

ウ　広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市と協力体制をとる。

(3) 事故処理

当該事故関係機関は、河内長野警察署、関係機関等の協力を得て、事故現場及び被害地域における事故処理を速やかに実施する。

(4) 情報収集伝達体制

① 航空機事故

市をはじめ防災関係機関は、関係機関と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

② 鉄道事故

ア　情報収集伝達経路

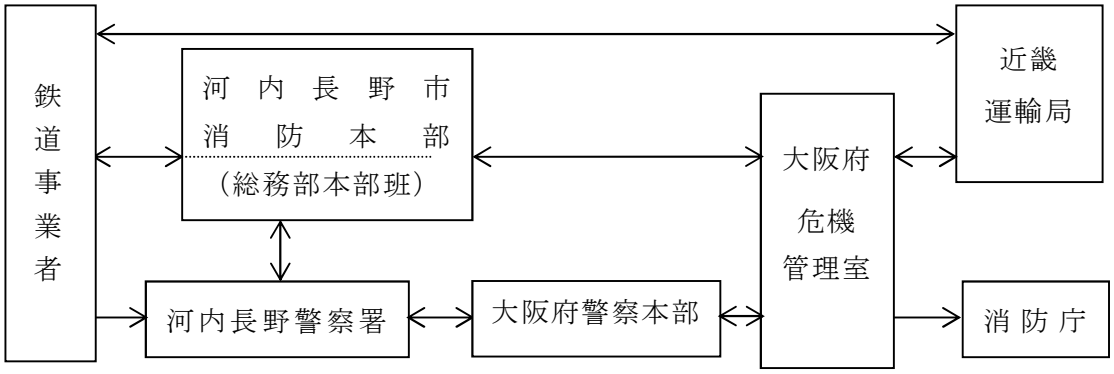

イ　収集伝達事項

(ｱ) 事故の概要
(ｲ) 人的被害の状況等
(ｳ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
(ｴ) 応援の必要性
(ｵ) その他必要な事項

③ 自動車事故

ア　情報収集伝達経路

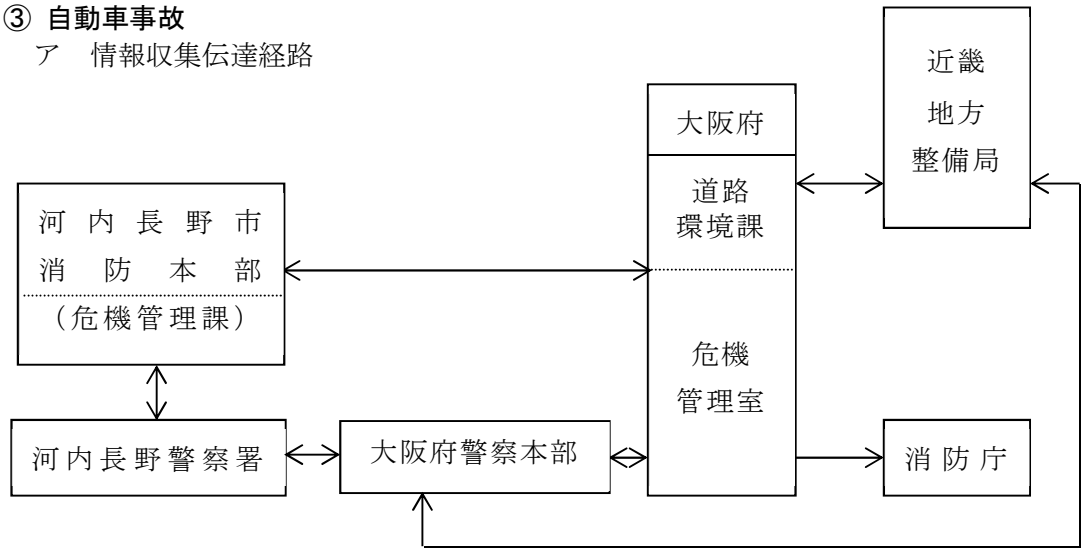

イ　収集伝達事項

(ｱ) 事故の概要
(ｲ) 人的被害の状況等
(ｳ) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況
(ｴ) 応援の必要性
(ｵ) その他必要な事項

第６節　原子力災害対策

実施担当部局	総務部本部班、全部局

近畿圏では、原子力発電所が福井県に存在し、大阪府は隣接府県にも該当せず、市と一番近い原子力発電所（大飯原子力発電所）との距離は約120kmとなる。しかしながら、福井県に隣接する滋賀県が、福井県内の主な原子力発電所において、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故と同規模の事故が発生した場合の放射性物質拡散予測を実施した結果、気象条件によっては大阪府内に影響が及ぶケースがあり、市に影響を及ぼす可能性は否定できない。

さらに、市は、福井県内の原子力発電所で事故災害が発生した場合を想定し、福井、滋賀、京都３府県のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の住民等の広域避難（府県外避難）の受入れを行うこととなっている。

また、市内には放射性同位元素に係る施設も所在するため、放射線に係る災害が発生した場合、市及び府、関係機関は、相互に協力して次の措置を講じ、被害の軽減を図る。

［体　系］

第6節　原子力災害対策	
	１．原子力災害応急対策を推進する
	２．広域避難者を受入れる
	３．放射線災害応急対策を実施する

１．原子力災害応急対策を推進する

【全部局】

(1) 災害情報の収集

原子力災害が発生した場合、府及び関連市町、滋賀県等の原子力発電隣接県との連携協力し、直ちに状況の把握及び応急対策実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

(2) 市民への情報の伝達

市は、原子力災害に対する市民の不安の解消や、市民生活の混乱防止のため、きめ細やかな情報を迅速に伝達する。情報の提供にあたっては、国及び原子力事業者と連携し、情報の発信元を明確にし、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページへの掲載、広報車の使用等、多様な手段で情報を発信刷る体制を整える。

また、市民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、相談窓口を開設するなど積極的に広聴活動を実施する。

(3) 放射線量の測定

市は、市内において空間放射線量の定点観測を実施し、その測定結果を随時ホームページ等で公表することにより、市民の不安解消に努めるとともに、線量の変化を機敏に捉え、迅速な応急対策を実施する体制を整備する。

(4)被ばく者等の救助、救護

市は、府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

(5) 市民等の避難

市及び関係機関は、放射線のモニタリングの結果等を踏まえ、予測線量が「屋内退避及び避難に関する指標」に該当すると認められる場合は、被害予想地区の住民に対し屋内退避、コンクリート屋内退避などの措置を講ずる。

また、放射線被ばくから住民を防護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退き又は屋内退避の勧告・指示を行う。

(6) 立入制限、交通規制及び警備措置

市及び府は、被害予想地区における立入制限措置、交通規制措置、警備措置をとるよう関係機関に要請する。

(7) 飲食物の摂取制限

国、府等からの情報、指示に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の摂取制限、農産物の出荷制限等必要な措置を講ずる。

また、原子力災害が発生した場合に、食材などの放射線量測定を速やかに実施できるように、計測機器及び計測実施体制を整備する。

２．広域避難者を受入れる

【総務部本部班、全部局】

(1) 避難者の受入れ

福井県内の原子力発電所で事故災害が発生した場合の、福井、滋賀、京都３府県の住民等の広域避難（府県外避難）の受入れについて、関西広域連合が進めている広域避難の受入れ調整に基づき、広域避難者の受入れ体制を整備する。

避難元・避難先のマッチングの大枠は以下の通りとする。

グループ	避難元市町	避難先市町村
福井県⇔兵庫県		
福井A	若狭町	北播磨（西脇市、小野市、三木市、加西市、加東市、多可町）、丹波（篠山市、丹波市）、
福井B	小浜市	中播磨（姫路市、市川町、福崎町、神河町）、但馬（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）、
福井C	おおい町、高浜町	阪神北（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
滋賀県⇔大阪府・和歌山県		
滋賀A	長浜市	大阪市、堺市、泉北（和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町）、中河内（八尾市、東大阪市、柏原市）、南河内（松原市、藤井寺市、羽曳野市、**河内長野市**、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）、泉南（岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）
滋賀B	高島市	大阪市、豊能（豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市）、三島（吹田市、高槻市、茨木市、島本町、摂津市）、北河内（枚方市、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市）
京都府⇔兵庫県・徳島県		
京都A	舞鶴市、南丹市、京丹波町	神戸市、阪神南（尼崎市、西宮市、芦屋市）、淡路（洲市、南あわじ市、淡路市）
京都B	綾部市、福知山市	西播磨（相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）
京都C	宮津市、伊根町	東播磨（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）

避難元府県・市町が定める広域避難計画における避難の流れは、以下を基本とする。

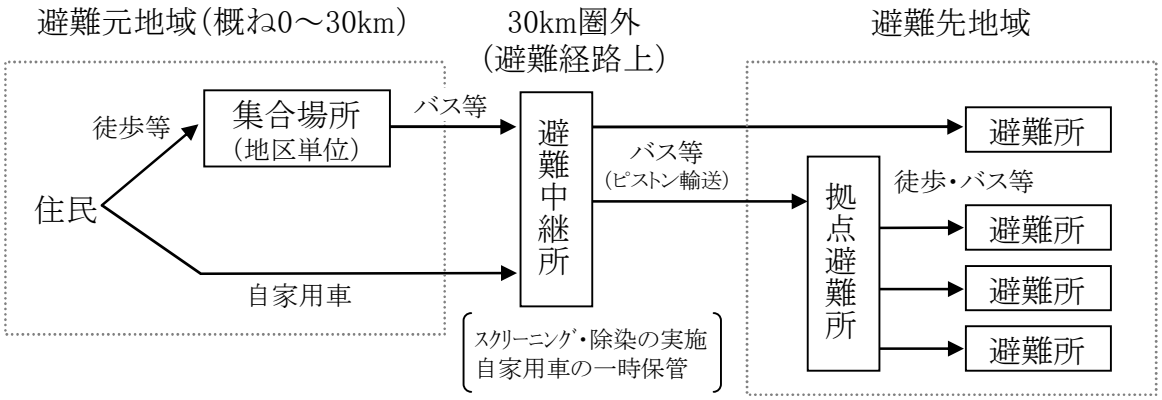

(2) 避難所の設置・運営

避難所の開設は、災害対策基本法第 86 条の 9 第 5 項に基づき、市が行う。市は、避難元市町に避難所を提供し、避難所開設当初の避難者の受入れと生活支援を行う。

避難所は、避難者による自主運営が行われることが原則であることから、避難所開設当初の市主導の運営から、避難元市町による運営へ、さらには避難者による自主運営へと運営体制を順次切り替えていく。

(3) 拠点避難所の設置運営

市は、避難者の受入れを行うほか、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、大規模施設に拠点避難所を開設することができるものとする。拠点避難所から最終的な避難所へは、徒歩又はバス等の公共交通機関により移動する。

事前に策定する広域避難計画では、避難者の最初の目的地となる拠点避難所のほか、できる限り、最終的な避難先となる避難所についても、名称と所在地を定める。

広域避難における市の避難所運営に係る役割例

時期	役　割	摘　要
初動期～応急対応期	避難所の開設・施設管理	施設管理者が実施。
	開設当初の避難所運営	当初3日間を目安に市が主導。避難元市町による運営、避難者による自主運営に順次切替え。
	仮設トイレの設置	避難所の設備状況や避難者数に応じて手配。
	生活物資の調達・配布	府と連携して実施。不足する場合は広域連合に広域応援調整を要請。
	罹災証明の発行	必要に応じ避難元市役所と連携して実施。
	生活支援情報サービスの提供	

３．放射線災害応急対策を実施する

【総務部本部班、消防本部】

市内には放射性同位元素に係る下記の施設が所在し、放射性同位元素に係る災害が発生した場合、市、関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講ずる。

放射性同位元素取扱施設

名称	所在地	電話
大阪南医療センター	河内長野市木戸東町2-1	53-5761
日本農薬株式会社	河内長野市小山田町345	56-9000

(1) 関係機関への情報連絡及び広報

放射性物質の漏洩等の事故を発見したものは、速やかにその旨を消防本部、警察などに通報するとともに、市及び関係機関は、被害予想地区の住民に対し、迅速に異常事態の発生を伝達する。

(2) 放射線量の測定

放射性同位元素取扱事業者等は、放射線の量及び放射性同意元素による汚染の状況を測定し、結果及びその後の防災活動に必要な情報を、市及び関係機関に伝達する。

(3) 放射線による被曝を受けた者等の救出、救護

被ばく者が発生した場合は、救助にあたって放射線被曝に留意し、速やかに被爆治療が可能な医療機関に搬送する。搬送に際しては、汚染拡大防止に十分留意する。

(4) 市民等の避難

市及び関係機関は、放射線の汚染調査等の結果を踏まえ、被害予想地区の住民に対し屋内退避、退避などの措置を講ずる。

(5) 危険区域の設定と立ち入り制限

市及び関係機関は、放射線による汚染が認められる区域を放射線危険区域として設定し、地区住民を待避させ、危険区域の立ち入り制限を行う。

(6) 交通規制

市及び関係機関は、立ち入り制限を実施した危険区域に対し、交通規制措置、警備措置を講ずる。

(7) その他災害の状況に応じた必要な措置

第７節　その他災害応急対策

市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故などを想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講ずることができるよう定めているが、その他にもトンネルの崩落等の不測の事故が発生するおそれがある。

こうした場合においても、関係機関は災害の態様に応じ、「災害応急対策編・災害復旧・復興対策編」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・連絡、避難誘導、災害広報、消防・救急救助・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講ずるものとする。